

国立大学法人熊本大学事業報告書

「国立大学法人熊本大学の概略」

1. 目標

熊本大学は、創設以来地方中核都市に立地する国立の総合大学として充実発展し、その役割を果たしてきた。21世紀に入り、急速なグローバル化が進むとともに、社会からの大学に対する要請も多様化・高度化している。このような状況の中、熊本大学は次の理念・目的を掲げ、構成員の力を合わせてその実現を目指す。

<理念>

熊本大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、総合大学として、知の創造、継承、発展に努め、知的、道徳的及び応用的能力を備えた人材を育成することにより、地域と国際社会に貢献する。

<目的>

個性ある創造的人材を育成するために、学部から大学院まで一貫した理念のもとに総合的な教育を行う。学部では、現代社会を深く理解できる教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探求能力を備え、幅広い専門性を有する人材を育成する。大学院では、人間と自然への深い洞察に基づく総合的判断力と国際的に通用する専門知識・技能とを身につけた高度専門職業人と研究者を育成する。また、社会に開かれた大学として、生涯を通じた学習の場を積極的に提供する。

高度な学術研究の中核としての機能を高め、最先端の創造的な学術研究を積極的に推進するとともに、人類の豊かな文化遺産の継承・発展に努める。また、総合大学の特徴を活かして、人間、社会、自然の諸科学を総合的に深化させ、学際的な研究を推進することにより、人間と環境の共生及び社会の持続可能な発展に寄与する。

地方中核都市に位置する国立大学として地域との連携を強め、地域における研究中核的機能及び指導的人材の養成機能を果たす。世界に開かれた情報拠点として、世界に向けた学術文化の発信に努めることにより、地域の産業の振興と文化の向上に寄与する。また、知的国際交流を積極的に推進するとともに留学生教育に努め、双方向的な国際交流の担い手の育成を目指す。

2. 業務

国立大学法人の業務は、国立大学法人法第22条に次のように定められています。

(業務の範囲等)

第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。

- 一 国立大学を設置し、これを運営すること。
- 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- 三 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- 五 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 六 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政

令で定めるものを実施する者に出資すること。
七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

「一 国立大学を設置し、これを運営すること。」は、国立大学法人の基本的な業務として定められていますが、「大学」の目的として、学校教育法には「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と定められています。したがって、国立大学法人の業務としては、「教育」及び「研究」並びに国立大学法人法に定められている「社会貢献が大学業務の大きな柱であると言えます。

「1. 目標」を実現するため、国立大学法人熊本大学は次のような方針に沿って、具体的業務を実施します。

(1) 教育

一般教育の充実

一般教育の内容、方法、教育環境及び実施体制について、全学的視点から絶えざる点検・評価、見直しを行い、社会の急激な変化や諸科学の高度化に対応し得るよう、広い視野に立ち、主体的に課題を探究し、総合的に判断する能力を涵養するとともに、幅広く深い教養、豊かな人間性、高い倫理観、社会的行動力を備えた人材の育成を目指す。

専門教育の充実

学部の専門教育においては、大学院教育との関連で教育内容を精査・整理し、学修目標を明確化するとともに、基礎的な専門学力の強化と専門知識・技術・技能の向上を図り、その専門性によって社会に貢献できる質の高い人材の育成を目指す。

創造性豊かな高度専門職業人の養成

大学院においては、専門領域の学術を一層深く理解させるとともに、社会人のキャリア・アップ教育を含めて、高い専門性を持つ到達目標を設定し、深い洞察力と総合的な判断力によって学術研究の新たな地平を切り開く、個性と創造性豊かな、国際社会で活躍できる高度専門職業人の養成を目指す。

国際化、情報化に柔軟に対応できる人材の育成

全ての教育課程において、国際的対話力や情報技術活用能力の向上を図るとともに、その教育環境を整備し、我が国の歴史や文化を踏まえながら、国際社会の多様な在り方を理解し、今日の世界が直面する課題の解決に向けて果敢に挑戦する人材の育成を目指す。

社会に開かれた教育活動の推進

本学の教育目的を踏まえ、子供から高齢者まで幅広い年齢層の人々が本学の教育システム並びに多様な知的資産、知的資源を活用し、生涯を通じて自己啓発を行い、自己実現ができる機会と場を提供し、社会に開かれた教育活動を積極的に推進する。

(2) 研究

国際的に卓越した先導的研究の推進

学術研究の中核としての役割を果たすため、適切な人的配置と財政的資源配分を行い、研究環境の整備を図るとともに、国際的な人的交流、学術連携・協力の環を広げ、世界をリードする特色ある先導的研究を推進する。

個性と創造性のある研究の推進

自由な発想に基づく独創的な学術研究を進展させ、真理の探究、知の継承並びに高度の知識・技術・技能の発展に寄与するとともに、適切な評価に基づいて、継続性を必要とする基礎的・基盤的研究の継承と発展を図る。

活力ある学際的研究の推進

生命倫理や地球環境問題等、多面的・総合的な視点からの究明や解決が必要な課題については、総合大学としての特徴を活かして、また、必要に応じて外部の関係機関と密接な連携・協力を図りながら、多様な領域を有機的に統合した研究組織を編成して、その課題の解明・解決に取り組む。

(3) 地域貢献・国際貢献

地域社会への貢献

地域社会からの要請を的確に把握し、研究成果の公開、人的交流、諸施設の開放等を通して、産業創成、地域経済振興、教育及び文化の向上、医療・福祉の増進等に積極的に貢献するとともに、教育面における社会サービスの充実を図り、地域に開かれた大学としての役割を果たす。

国際交流の推進

世界に開かれた情報拠点として、各国の大学や研究機関と学術的・文化的交流を積極的に推進するとともに、本学学生を国際社会に送り出し、留学生教育とその支援体制を充実することによって、学術文化の国際的発展に貢献する。

情報公開と広報の推進

大学に対する社会的要請を常に把握しつつ、本学の理念、目的、目標、入学者受入方針、教育内容、研究内容、地域貢献・国際貢献の状況等、社会が求める情報を公表するとともに、地域社会と国際社会に向けて広範な広報活動を積極的に行う。

3. 事業所等の所在地

黒髪キャンパス（大学本部、文学部、教育学部、法学部、理学部、工学部）

熊本県熊本市

本荘・九品寺キャンパス（医学部、附属病院）

熊本県熊本市

大江キャンパス（薬学部）

熊本県熊本市

4. 資本金の状況

66,954,576,195円（全額 政府出資）

5. 役員の状況

役員の定数は、国立大学法人法第10条により、学長1人、理事6人、監事2人。任期は国立大学法人法第15条の規定及び国立大学法人熊本大学基本規則第20条の定めるところによる。

役職	氏名	就任年月日	主な経歴
学長	崎元 達郎	平成18年11月20日 ～平成21年3月31日	平成14年11月 熊本大学長 平成16年4月 国立大学法人熊本大学長 平成18年11月 国立大学法人熊本大学長（再任）

役職	氏名	就任年月日	主な経歴
理事	西山 忠男	平成18年11月20日 ～平成20年11月19日	平成13年11月 熊本大学学長特別補佐 平成18年4月 国立大学法人熊本大学理事 平成18年11月 国立大学法人熊本大学理事 (再任)
理事	阪口 薫雄	平成18年11月20日 ～平成20年11月19日	平成16年4月 国立大学法人熊本大学 大学院医学薬学研究部長 平成18年11月 国立大学法人熊本大学理事
理事	菅原 勝彦	平成18年11月20日 ～平成20年11月19日	平成16年4月 国立大学法人熊本大学 自然科学研究科長 平成18年11月 国立大学法人熊本大学理事
理事	森 光昭	平成18年11月20日 ～平成20年11月19日	平成12年4月 熊本大学副学長 平成18年4月 国立大学法人熊本大学理事 平成18年11月 国立大学法人熊本大学理事 (再任)
理事	佐藤 隆	平成18年11月20日 ～平成20年11月19日	平成17年4月 熊本大学事務局長 平成17年4月 国立大学法人熊本大学理事 平成18年11月 国立大学法人熊本大学理事 (再任)
理事	野口 敏夫	平成18年11月20日 ～平成20年11月19日	平成9年4月 熊本県弁護士会会長 平成16年4月 国立大学法人熊本大学理事 (非常勤) 平成18年11月 国立大学法人熊本大学理事 (非常勤)(再任)
監事	高橋 誠一	平成18年4月1日 ～平成20年3月31日	平成16年2月 清和興業(株)顧問 平成16年4月 国立大学法人熊本大学監事 平成18年4月 国立大学法人熊本大学監事 (再任)
監事	石見 敏行	平成18年4月1日 ～平成20年3月31日	昭和46年4月 公認会計士石見敏行事務所開業 平成16年4月 国立大学法人熊本大学監事 (非常勤) 平成18年4月 国立大学法人熊本大学監事 (非常勤)(再任)

6. 職員の状況

教員 1,594人(うち常勤1,012人、非常勤582人)
職員 2,745人(うち常勤1,028人、非常勤1,717人)

7. 学部等の構成

(学部) 文学部、教育学部、法学部、理学部、医学部、薬学部、工学部
(研究科) 文学研究科、教育学研究科、法学研究科、医学研究科、薬学研究科、
社会文化科学研究科、自然科学研究科、医学教育部、薬学教育部、
法曹養成研究科

8 . 学生の状況

総学生数	11,674人
学部学生	8,001人
修士課程	1,301人
博士課程	698人
専門職学位課程	97人
専攻科・別科	63人
附属学校	1,395人
医療技術短期大学部	23人

9 . 設立の根拠となる法律名

国立大学法人法

10 . 主務大臣

文部科学大臣

11 . 沿革

昭和24年5月 国立大学熊本大学設置
平成16年4月 設置者が国から国立大学法人へ変更

12 . 経営協議会・教育研究評議会

経営協議会（国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関）

氏名	現職
崎元達郎	熊本大学長
西山忠男	熊本大学理事（教育・学生担当）〔副学長〕
阪口薫雄	〃（研究・大学改革・社会貢献担当）〔副学長〕
菅原勝彦	〃（目標・計画・評価・情報・広報担当）〔副学長〕
森光昭	〃（人事・労務担当）
佐藤隆	〃（財務・施設担当）
大熊薫	熊本大学文学部長
谷口功	〃 工学部長
小田切優樹	〃 薬学教育部長
倉津純一	〃 医学部附属病院長
稲垣精一	熊本経済同友会名誉代表幹事、肥後銀行顧問

氏名	現職
井上孝美	財団法人放送大学教育振興会理事長
江口吾朗	尚絅学園理事長、学長
小堀富夫	株式会社熊本放送 名誉会長・常任相談役
園田頼和	熊本大学工業会（工学部同窓会）会長
田川憲生	株式会社熊本日日新聞社 常務取締役
平田耕也	株式会社平田機工 代表取締役会長
星子邦子	日本消費者協会 消費生活コンサルタント
丸野香代子	株式会社 談 代表
小宮義之	熊本県地域振興部長

教育研究評議会（国立大学法人の教育研究に関する重要事項を審議する機関）

氏名	現職
崎元達郎	熊本大学長
西山忠男	熊本大学理事（教育・学生担当）〔副学長〕
阪口薫雄	〃 （研究・大学改革・社会貢献担当）〔副学長〕
菅原勝彦	〃 （目標・計画・評価・情報・広報担当）〔副学長〕
足立啓二	教育研究組織再編担当〔副学長〕
大熊薫	熊本大学文学部長
岡部勉	〃 文学部教授
吉村豊雄	〃 文学部教授
谷口紘八	〃 教育学部長
鶴島博和	〃 教育学部教授
辻野智二	〃 教育学部教授
山崎広道	〃 法学部長
岩岡中正	〃 法学部教授
大澤博明	〃 法学部教授
古島幹雄	〃 理学部長
谷口功	〃 工学部長
山中進	〃 社会文化科学研究科長
高橋隆雄	〃 社会文化科学研究科教授
松本泰道	〃 自然科学研究科長
安仁屋勝	〃 自然科学研究科教授
實政勲	〃 自然科学研究科教授
里中忍	〃 自然科学研究科教授

氏名	現職
両角光男	熊本大学自然科学研究科教授
西野宏	" 自然科学研究科教授
檜山隆	" 自然科学研究科教授
原田信志	" 医学薬学研究部長
谷原秀信	" 医学薬学研究部教授
竹屋元裕	" 医学薬学研究部教授
庄司省三	" 医学薬学研究部教授
高濱和夫	" 医学薬学研究部教授
山本哲郎	" 医学教育部長
小田切優樹	" 薬学教育部長
山中至	" 法曹養成研究科長
山本悦夫	" 法曹養成研究科教授
倉津純一	" 医学部附属病院長
遠藤文夫	" 医学部附属病院教授
田口宏昭	" 附属図書館長
宇佐川毅	" 総合情報基盤センター長
山村研一	" 生命資源研究・支援センター長
滝口雅文	" エイズ学研究センター長
中尾光善	" 発生医学研究センター長
吉玉國二郎	" 大学教育機能開発総合研究センター長
木原信市	" 医学部保健学科長

・大学の教育研究との質の向上

1. 教育に関する実施状況

(1) 教育の成果に関する実施状況

1) 学生収容定員

熊本大学の各年度の学生収容定員は、下表のとおりとする。

熊本大学の平成18年度の学生収容定員は、下表のとおりとする。

学部の学科、研究科の専攻等名		収容定員	収容数	定員充足率
		(a)	(b)	$b/a \times 100$
		(人)	(人)	(%)
文学部	総合人間学科	110	117	106.36
	歴史学科	150	169	112.67
	文学科	230	278	120.87
	コミュニケーション情報学科	60	67	111.67
	人間科学科	50	74	148.00
	地域科学科	80	102	127.50

	学部共通（3年次編入）	20	(17)		
教育学部	小学校教員養成課程	440	495	112.50	
	中学校教員養成課程	280	336	120.00	
	養護学校教員養成課程	80	94	117.50	
	特別教科(看護)教員養成課程	20	24	120.00	
	養護教諭養成課程	120	137	114.17	
	地域共生社会課程	80	92	115.00	
	生涯スポーツ福祉課程	160	174	108.75	
法学部	法学科	775	837	108.00	
	公共政策学科	85	131	154.12	
	学部共通（3年次編入）	20	(18)		
理学部	理学科	570	590	103.51	
	数理科学科	35	56	160.00	
	物理科学科	30	41	136.67	
	物質化学科	30	38	126.67	
	地球科学科	30	30	100.00	
	生物科学科	35	47	134.29	
	環境理学科	30	47	156.67	
	化学科		1		
医学部	医学科	600	628	104.67	
	保健学科	432	451	104.40	
	学部共通（3年次編入）	16	(14)	87.50	
薬学部	薬学科	55	59	107.27	
	創薬・生命薬科学科	35	39	111.43	
	薬科学科	270	299	110.74	
工学部	社会環境工学科	71	78	109.86	
	建築学科	56	60	107.14	
	マテリアル工学科	46	50	108.70	
	機械システム工学科	97	99	102.06	
	情報電気電子工学科	153	163	106.54	
	数理工学科	10	13	130.00	
	物質生命科学科	338	391	115.68	
	環境システム工学科	408	473	115.93	
	知能生産システム工学科	462	582	125.97	
	電気システム工学科	258	333	129.07	
	数理情報システム工学科	234	307	131.20	
	学部共通（3年次編入）	60	(126)		
	合 計		7,121	8,001	112.36
	収容定員のない学生を含む			8,002	
文学研究科（修士課程）					
	人間科学専攻	14	26	185.71	
	地域科学専攻	20	18	90.00	
	歴史学専攻	20	18	90.00	
	言語文学専攻	30	37	123.33	
教育学研究科（修士課程）					
	学校教育専攻	10	23	230.00	
	障害児教育専攻	10	13	130.00	
	教科教育専攻	68	56	82.35	
	養護教育専攻	6	7	116.67	
法学研究科（修士課程）					
	法学公共政策学専攻	45	47	104.44	
	法学専攻		4		
	公共政策専攻		1		

社会文化科学研究科（修士課程）			
教授システム学専攻	10	15	150.00
医学教育部（修士課程）			
医科学専攻	40	45	112.50
薬学教育部（博士前期課程）			
分子機能薬学専攻	84	78	92.86
生命薬科学専攻	54	64	118.52
自然科学研究科（博士前期課程）			
理学専攻	100	86	86.00
複合新領域科学専攻	12	7	58.33
物質生命化学専攻	43	53	123.26
マテリアル工学専攻	25	34	136.00
機械システム工学専攻	57	67	117.54
情報電気電子工学専攻	81	103	127.16
社会環境工学専攻	38	50	131.58
建築学専攻	63	67	106.35
物質科学専攻	71	102	143.66
材料システム専攻	15	36	240.00
機械システム専攻	42	62	147.62
数理科学・情報システム専攻	51	47	92.16
電気システム専攻	27	53	196.30
自然システム専攻	50	40	80.00
環境土木工学専攻	27	42	155.56
合計	1,113	1,296	116.44
収容定員のない学生を含む		1,301	
医学教育部（博士課程）			
生体医科学専攻	104	37	35.58
病態制御学専攻	88	44	50.00
臨床医科学専攻	124	191	154.03
環境社会医学専攻	36	20	57.14
医学研究科（博士課程）			
社会医学系専攻		1	
内科系専攻		2	
外科系専攻		3	
脳・免疫統合科学系専攻		8	
薬学教育部（博士後期課程）			
分子機能薬学専攻	54	43	79.63
生命薬科学専攻	39	28	71.79
薬学研究科（博士課程）			
臨床薬学専攻		2	
社会文化科学研究科（後期3年博士課程）			
文化学専攻	12	24	200.00
公共社会政策学専攻	12	33	275.00
自然科学研究科（博士後期課程）			
理学専攻	10	6	60.00
複合新領域科学専攻	18	17	94.44
産業創造工学専攻	14	13	92.86
情報電気電子工学専攻	10	1	10.00
環境共生工学専攻	10	14	140.00
生産システム科学専攻	44	53	120.45
システム情報科学専攻	32	57	178.13
環境共生科学専攻	40	59	147.50
物質・生命科学専攻	22	42	190.91

合 計 収容定員のない学生を含む		6 6 9	6 8 2 6 9 8	1 0 1 . 0 5
法曹養成研究科 (法科大学院の課程) 法曹養成専攻		9 0	9 7	1 0 7 . 7 8
合 計		9 0	9 7	1 0 7 . 7 8
特殊教育特別専攻科 知的障害教育専攻		3 0	2 2	7 3 . 3 3
養護教諭特別別科		4 0	4 1	1 0 2 . 5 0
附属小学校	学級数 1 8	7 2 0	7 1 6	9 9 . 4 4
附属中学校	学級数 1 2	4 8 0	4 7 5	9 8 . 9 6
附属養護学校	小学部 学級数 3	1 8	1 8	1 0 0 . 0 0
	中学部 学級数 3	1 8	1 8	1 0 0 . 0 0
	高等部 学級数 3	2 4	2 7	1 1 2 . 5 0
附属幼稚園	学級数 5	1 6 0	1 4 1	8 8 . 1 3
医療技術短期大学部	看護学科		1	
	診療放射線技術学科		1	
	衛生技術学科		1	
	助産学特別専攻	2 0	2 0	1 0 0 . 0 0

注) 印で示してある、文学部、法学部、医学部及び工学部の3年次編入の収容数欄のカッコ書内の数は、内数であり、各学部各学科の収容数に含まれているものである。

計画の実施状況等

a. 学部

文学部

文学科

- ・定員超過入学者が24人(1年次7人、2年次4人、3年次7人、4年次6人)おり、その他、留年者が24人いるためである。

人間科学科

- ・定員超過入学者が11人(3年次7人、4年次4人)おり、留年者が13人いるためである。

地域科学科

- ・定員超過入学者が8人(3年次5人、4年次3人)おり、留年者が14人いるためである。

教育学部

中学校教員養成課程

- ・入学定員に対する入学者数の超過及び4年次で留年者が多数いるためである。

養護学校教員養成課程

- ・入学定員に対して入学者数が超過しているためである。

特別教科(看護)教員養成課程

- ・平成16年度から学生募集停止している。現在在学中の学生は4年次のみであり、留年者がいるため超過となっている。

法学部

公共政策学科

- ・留年者が多かったためである。

理学部

数理科学科、物理科学科、物質化学科、生物科学科、環境理学科

- ・改組前の旧学科であり、卒業時留年者の滞留による定員超過である。

工学部

数理工学科

- ・合格者に対して、入学辞退者がなかったためである。
- 物質生命化学科・環境システム工学科・知能生産システム工学科・電気システム工学科・数理情報システム工学科
- ・4年次生で卒研未着手者が多いためである。

b．修士課程（博士前期課程）

文学研究科

人間科学専攻

- ・前年度の入学者（2年次生）が入学定員に対し5人超過し在籍し、また、留年者が多いため超過となっている。

言語文学専攻

- ・1年次生の入学者が募集人員に対し4人超過し、また、留年者が4人と多いため超過となっている。

教育学研究科

学校教育専攻

- ・1年次に県教委推薦の現職教員5人を含めた15人が入学したためである。

障害児教育専攻

- ・1年次の入学者が収容定員5人を2人超過して入学し、2年次に1人留年者が在籍しているためである。

教科教育専攻

- ・1年次の入学者が収容定員34人に対し、24人と少なかったためである。

養護教育専攻

- ・2年次の在籍者が収容定員3人に対し、1人超過しているためである。

社会文化科学研究科

- ・新設専攻であり全国的にも注目され、優秀な志願者が多かったことによるものである。

薬学教育部（博士前期課程）

生命薬科学専攻

- ・入学定員に対して志願者が多く、成績も合格基準に達していたため定員超過となったためである。

自然科学研究科（博士前期課程）

理学専攻、複合新領域科学専攻、物質生命化学専攻、マテリアル工学専攻、機械システム工学専攻、情報電気電子工学専攻、社会環境工学専攻（改組後の新専攻）

- ・社会がより高度な専門知識を有する技術者を必要としているため、全体として大学院進学率が高い。18年度改組は、そういったニーズに対応すべく入学定員増を図ったが、改組初年度ということもあり、定員把握が十分できなかったため、定員の過不足が生じたためである。

物質科学専攻、材料システム専攻、機械システム専攻、電気システム、自然システム、環境土木工学専攻（改組前の旧専攻）

- ・改組により既に学生募集は停止したが、従前より社会がより高度な専門知識を有している技術者を必要としているため、これまでの多数の入学者を受け入れてきたので、定員超過となっているためである。

c．博士課程（博士後期課程）

社会文化科学研究科（後期3年博士課程）

- ・2専攻とも、指導教員を増員したことにより、研究指導分野が充実し、優秀な志願者が多かったことによるものである。

医学教育部（博士課程）

全専攻

- ・募集は、専攻単位ではなく、医学教育部として募集するため、結果的に臨床系専攻に希望が偏り在籍者が多くなり、基礎系の在籍者が少なくなっている。

薬学教育部（博士後期課程）

分子機能薬学専攻、生命薬科学専攻

- ・学生の大半を占める博士前期課程からの進学者が少なかったためである。

自然科学研究科（博士後期課程）

理学専攻、複合新領域科学専攻、産業創造工学専攻、情報電気電子工学専攻、環境共生工学専攻（改組後の新専攻）

- ・改組初年度入試ということもあり、定員把握が十分でなかったため、結果的に定員の過不足が生じたためである。

生産システム科学専攻、システム情報科学専攻、環境共生化学専攻、物質・生命科学専攻（改組前の旧専攻）

- ・改組により既に学生募集は停止したが、従前より社会人や外国人留学生の入学希望者が多く、これらの要請に込えているため在籍者が多くなっているが、博士学位取得の関係から、留年者が多いため定員超過となっているためである。

d．特殊教育特別専攻科 知的障害教育専攻

入学者が少なかったためである。

2) 学士課程（教養教育）

現代社会を深く理解できる教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探求能力を涵養する。

引き続き、「21世紀熊本大学教養教育プログラム」によるカリキュラムを実施するとともに、成績評価結果と授業アンケートをもとに、教科集団ごとに行うFD活動を通じて、教育成果の検証と教育内容の改善を進める。

引き続き、「21世紀熊本大学教養教育プログラム」によるカリキュラムを実施するとともに、学生による「授業改善のためのアンケート調査」による授業評価と学生の成績を抛り所に、教科集団ごとの教育成果の検証を実施した。その結果、今後、学生の授業への集中度を高める取組を共有、拡充することとした。

また、授業の内容に照らし合わせ、学生の自己学習に対する支援を強化することとした。

3) 学士課程（専門教育）

教養教育との有機的連携を図り、専門知識・技術・技能による課題発見と解決能力の修得を目指すカリキュラムを実施し、社会に貢献できる質の高い専門知識と能力を修得させる。

平成16年度以来の取組を踏まえ、学部の人材養成目標から個々の授業目標に至る教育目標の体系を全学的に集約・検証し、カリキュラムの一層の充実を図る。

各学部等において、全学共通のシラバス作成用フォーマットにより、授業目標等を記載した『授業計画書』を充実させた。特に、平成18年度は、教育委員会評価・FD専門委員会において、『授業計画書』の改善を図った。

また、薬学部及び工学部では、改組に合わせてカリキュラムの充実を図った。

学部教育と大学院教育との有機的連携の下で大学院への進学を拡充する。

教育学部において、学部教育と大学院教育との連結を重視したカリキュラム改革の検討を行う。

理学部では、一学科制の年次進行を踏まえ、学士課程修了時点で自然科学に対する興味を引き出し、自己の適性に合った専門領域を選択させ、スムーズに博士前期課程に導くよう、教育指導を強める。

教育学部では、教職大学院の設置を念頭に置いて、カリキュラム改革を検討した。

理学部及び工学部では、改組に合わせ、それぞれ大学院まで一貫性のあるカリキュラムの充実を図った。

また、法学部では、法科大学院への接続を意識して、基本法学クラスのカリキュラムを見直した。

4) 大学院（修士課程）

専門教育と大学院教育とを有機的に連携させた一貫性のある教育プログラムを整備し、人間と自然への深い洞察に基づく総合的判断力と国際的に通用する高度の専門知識と課題解決能力を修得させる。

教育学研究科において、教育学部との連携を考慮した大学院教育のカリキュラム改革の検討を行う。また、前年度に採択された教員養成GPの経費支援を受けて、大学院教育カリキュラムの創出と試行実践を行う。

医学部保健学科では、学部教育と連携した大学院教育の創設に向けて検討を進める。

薬学教育部では、新4年制学科（創薬・生命薬科学科）完成後の大学院構想の検討を開始する。

教育学研究科では、教員養成推進GP及び現代GPの取組を継続し、その成果を今後の大学院教育と学部教育に取り入れていくこととした。

医学部保健学科では、大学院修士課程の設置に向けて、学部教育との連続性を意識したカリキュラムを検討した。

薬学教育部では、大学院教育イニシアティブに採択されたDDS（ドラッグデリバリーシステム）コースを新設した。

また、eラーニングの専門家を養成するため、平成18年度から社会文化科学研究科に教授システム学専攻を新設した。

5) 大学院（博士課程）

社会文化科学研究科：高度な理論知識及び幅広い総合的視野をもって、自立して研究を遂行し得る能力並びに実践的・政策的課題の解決に貢献し得る能力を修得させる。

学生の博士論文執筆を支援するため、新規授業担当教員の増を図る。また、ノッティンガム大学の協力を得て、英語教育の方法論の充実を図る。区分制大学院への移行に向け、検討と準備を進める。

博士論文執筆を含む研究指導を充実させるため、授業担当教員を12名増員した。

また、ノッティンガム大学に教職員を派遣し、英語教授法の調査研究を行うとともに、同大学から3人の教員を招聘して国際シンポジウム「グローバル化と21世紀の英語教育」を開催し、英語教育の方法論の充実を図った。

また、文学研究科（修士課程）及び法学研究科（修士課程）を整備し、社会文化科

学研究科（博士課程）に再編する検討を行った。

自然科学研究科：幅広い分野にわたる創造性豊かな実践的応用能力及び総合的・国際的視野を持つ研究能力を修得させる。

平成18年度にスタートする、新カリキュラムの中心的位置付けとなる「プロジェクトゼミナール」の充実を図る。

プロジェクトゼミナールの充実を図るため、プロジェクトゼミナールリーダー会議を開催し、各ゼミナールの実施計画、学長裁量経費の配分、英語講義の充実等について審議した。複合新領域科学専攻では、プロジェクトゼミナールをベースとした魅力ある大学院教育イニシアティブ「異分野融合能力をもつ未来開拓型人材育成」（平成18年度採択）を実施した。

医学教育部及び薬学教育部：医学及び薬学に関する高度な知識と研究能力、生命と医療に関する倫理観並びに先進的医療を構築・実践できる洞察力と技量を修得させる。

医学教育部：近年の医学の学術的進展に合わせて、医学教育部のカリキュラム改善案を平成19年度実施を目標にさらに検討を行う。

薬学教育部：平成18年度から実施するDDSコースの検証を行う。新4年制学科（創薬・生命薬科学科）完成後の大学院構想の検討を開始する。

医学教育部では、現行の博士課程4専攻を1専攻とする方向に加え、大学院教育の実質化を図るカリキュラム改善案の検討を行った。引き続き、平成20年度実施を目標に検討を継続する。また、大学院教育イニシアティブ「エイズ制圧をめざした研究者養成プログラム」（平成18年度採択）の実施体制を整備し、平成19年度から博士課程に2つの教育コースを設ける。

薬学教育部では、大学院教育イニシアティブ「DDSスペシャリスト養成プログラム」（平成17年度採択）の実施体制を整備し、既存の専攻の枠組に捕われない教育コースとして、平成18年度から博士前期課程にDDSコースを設置した。このコースには6名が入学した。

6) 専門職大学院（法科大学院）

社会における基礎的かつ普遍的なニーズ及び新しい法的ニーズに的確に対応できる能力を修得させる。

大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価（予備評価）の結果を踏まえ、授業内容及び方法の改善を図る。また、法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムの重点経費により、遠隔講義システム及び法律相談システムの充実を図る。

授業科目の科目群編成、授業内容・単位数、開講年次等を見直すとともに、研究者教員と実務家教員（弁護士）の共同授業の充実を図った。

また、臨床教育の実践拠点として、附属臨床法学教育研究センターを開設し、法律相談を組み込んだ「リーガル・クリニック」を実践するとともに、遠隔講義システムのバージョンアップにより、ITを活用した教育の充実に取り組んだ。

司法試験において、全国平均を上回る合格率を目指す。

新司法試験の問題及び解答の解析を行い、授業内容の拡充を図る。

新司法試験の結果（平成18年度4人受験中1人合格）を踏まえ、カリキュラム改革専門委員会を設置して、新たな法曹育成に求められている臨床教育の充実を図るため、実務基礎科目群を体系的に再編した。

7) 職業観の涵養

職業観を涵養するため、キャリア教育として、職業選択に関係する授業科目を学士課程教育の中に開設する。

前年度の実績を踏まえ、専門教育におけるキャリア教育を引き続き充実するとともに、平成19年度に教養教育も含めた全学共通のキャリア教育の再度の拡充を準備する。

教養教育では、「キャリア教育に係る科目」を、新たに3科目開講して、合計5科目とした。専門教育では、学部の特徴に応じて、キャリア関係科目の充実を図った。特に、キャリア教育の一層の充実を図るため、新たに「寄附講義」を制度化し、平成19年度から法学部で開講することとした。

学生が自己の職業適性や将来計画について考える機会となるインターンシップを充実させる。

公募型インターンシップを単位化し、適切な情報提供によって積極的な応募を勧める。通常のインターンシップでは、インターンシップ連絡会議で調整しつつ、各学部の進路戦略を反映したインターンシップの拡充を進める。

インターンシップ連絡会議において、公募型インターンシップの単位化について検討し、既に単位化した工学部に加え、平成19年度から文学部、法学部及び理学部でも単位化することとした。また、教育実習を修了した学生を対象とする教育インターンシップを、教育学部に加え、平成19年度から理学部でも実施することとした。

平成18年度は、インターンシップの動機付けとして、新たに全学共通のインターンシップガイダンスを実施し、多数の学生の参加を得た。

8) 教育の成果・効果の検証

本学のカリキュラム、FD (Faculty Development) ・授業評価、教育システム等について調査研究し、教育委員会において、実効ある具体的な検証システムを開発し持続的な検証を行う。

前年度に引き続き、平成16年度に策定した方針に基づき系統的に情報を集積し、教育評価の成果・効果の検証を行う。

毎年実施する「個々の授業成果の自己点検・評価」と3年ごとに実施する「各学部における教育プログラムの自己点検・評価」の組み合わせにより、平成18年度も教育の質の向上に努めた。特に、平成18年度は、教育改善に資するために、FD活動実績を報告書にまとめた。

学生アンケート調査等による授業評価を行い、教育の成果・効果を検証する。

平成16年度後学期から実施した、学生による「授業改善のためのアンケート調査」の多面的な分析を一層深化させ、成績評価の結果とも関連付け、教育の成果の検証を深める。

学期の終わりに「授業改善のためのアンケート」を実施し、成績評価等と関連づけ

て教育の成果・効果を検証するとともに、同一科目の成績評価についてクラス間の格差を解消するための共通評価基準を作成するなど改善を図った。

卒業生や学外者（就職先）等へ教育に関する調査等を実施し、その結果を教育にフィードバックして、更なる改善を図る。

前年度に実施した、卒業生や就職先等に対する教育の成果に関する調査結果を分析し、その結果を教育にフィードバックする。

卒業生や就職先等を対象として実施した平成17年度の「教育の効果に関するアンケート」は、回収率が低く、信頼できる調査結果が得られなかったことを踏まえ、平成18年度は調査方法等を再検討し、平成19年度に再度、卒業生や就職先等を対象とするアンケート調査を実施することとした。

TOEIC等の外部試験を用いた教育成果の検証を、可能な分野から採用する。

前年度に引き続き、TOEIC-IP（団体特別受験制度）を課し、CALL授業の成績評価に繰り込むとともに、平成16年度以降の結果を経年的に比較し、教育成果の検証を行う。

TOEIC-IP受験が英語学習の動機付けとして効果的であり、また、外部試験による単位認定者が増加するなど一定の成果が得られていることから、平成19年度から1年生全員に受験を課すこととした。それに伴い、CALLによる英語授業の成績評価に、TOEIC-IPの成績を50%繰り込むよう、全学基準を統一した。

以上により、平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

技術者教育をはじめとする専門職業教育の分野において、可能な分野から、JABEE等のアクリディテーション（適格認定）システムの活用を図り、教育の成果・効果の検証に活用する。

工学部において、JABEE・ISOの認証更新に向け、引き続き改善を行う。

また、法曹養成研究科において、前年度に受けた大学評価・学位授与機構が行う法科大学院認証評価の予備評価の結果を踏まえ改善を図る。

工学部で、JABEE（全学科）及びISOの認証更新を達成した。

法曹養成研究科では、法科大学院認証評価の予備評価結果を踏まえ、厳格な成績評価と修了認定を担保するために、GPA等の活用を決定し、進級認定基準と修了認定基準を改訂した。

（2）教育内容等に関する実施状況

1）アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシーを、大学の広報誌・ホームページなどを通じて広報し、高等学校・企業・地域社会などへの周知徹底を図る。

高校生向け広報誌（従来名称『がんばれ受験生』）を全面的に刷新し、ホームページの改修とあわせてアドミッション・ポリシーを含めた広報に改善する。

アドミッション・ポリシーを掲載した高校生向け広報誌については、高校生の視点

から構成や教育内容の説明等を見直した結果、大学案内コンテストで上位にランクされるなど高い評価を得た。

また、ホームページを見やすく改修した結果、アクセス数が増加した。

アドミッション・ポリシーに応じた学生の受入れや、社会人、留学生など幅広い人材の積極的な受入れのため、推薦入試を含め入学者選抜方法の改善について検討し、必要な改善策を講じる。

入学者の追跡調査の分析結果を踏まえ、引き続き平成19年度以降の入試方法の検討・改善を行う。

追跡調査の結果、推薦入試合格者の入学後の成績が顕著に良好な学部もあったことから、平成19年度入学試験において、理学部に推薦入学を導入するとともに、文学部及び工学部で推薦入学定員を増員した。

また、平成20年度入学試験から、工学部に大学入試センター試験を課さない推薦入学を導入することとした。

大学の教育研究の実態を高校生へ周知するため、体験入学、オープンキャンパス、学部説明会などの充実に努めるとともに、高大連携を推進する。

前年度に改善を実施して、参加者の高い評価を得たオープンキャンパス等の企画を本年も改善・実施するとともに、高大連携の諸事業の推進について全学的な連絡調整を実施し、効果を高める。

オープンキャンパスにおいて、新たに保護者向けのキャリア支援セミナー、留学情報の提供、在学生によるサークル紹介等を実施するなど充実に図った。

また、東京・大阪・北九州・福岡で開催された九州地区国立大学合同説明会で、本学の教育研究内容等を高校生へPRした。

高大連携事業については、高等学校との情報交換会の開催や出前授業の実施などを行った。

2) 学士課程

新しいカリキュラムの基本的枠組みを示した「21世紀熊本大学教養教育プログラム」に明示された新たな教育目標を基にカリキュラムを編成し、実施する。

「21世紀熊本大学教養教育プログラム」によるカリキュラムを平成18年度も着実に実施しつつ、学士課程一貫教育の視点から学生の履修状況を分析する。

平成16年度に策定した「21世紀熊本大学教養教育プログラム」によるカリキュラムを着実に実施した。

また、各学部の教育目標を踏まえつつ、教養教育の必修外国語、主題科目について、履修状況・成績状況を調査し、履修と成績の学部間格差等を分析した。

参考：「21世紀熊本大学教養教育目標」

現代社会を理解するために必要な、社会・文化・人間に関する基本的知識の習得をはかる。

現代社会を理解するために必要な、現代科学に関する基本的知識の習得をはかる。

学術研究の一端にふれ、学問に対する興味や関心を高める。

自分自身で問題を発見し、それを発展させる能力の育成をはかる。
自己を見つめ直し、他人の考えや異なる価値観を理解する能力を育成する。
地域や社会に対する関心を高め、幅広い視野を持つよう促す。
国際社会に積極的に参加できる外国語運用能力と異文化包容力を育成する。
日常的に使い、引き続き自分で発展させることのできる情報処理能力を育成する。

英語によるコミュニケーション能力の重要性に鑑み、英語での討論・プレゼンテーションの基礎能力を育成するため、CALL(Computer Assisted Language Learning)教育を充実させるとともに、指導体制と評価方法の改善を進める。

前年度の英語教育方法の検討を踏まえ、新しい英語学力診断テストを1年次生に試行的に導入するとともに、引き続き平成19年度改革に向けて検討を継続する。また、英語運用能力のコンピテンシーマップとそれに基づく学力診断、指導方法の改善について研究を進める。

学生の自己診断及び教員の適切な指導に資するため、CALL履修者に課した英語コミュニケーション能力判定テストの成績を、Web上で閲覧できるシステムの開発を行った。

また、英語運用能力のコンピテンシーマップ開発委員会を発足させ、客観的な到達度評価システムの研究開発を行った。

平成18年度から、基礎力充実コースを開講するとともに、CALLへの学外からのアクセスの利便性を向上させるなど、学習環境の整備に努めた。

急速な情報化に対応できるように、主体的に情報を収集・分析・判断・創作・発信する能力とともに、情報モラルや、情報機器及び情報通信ネットワークの機能に関する基本的知識や能力の育成を図るために、情報関係科目を充実させる。

平成18年4月には、高等学校において教科「情報」を履修した学生を迎えることとなり、これに対応した「情報基礎」教育を実施する。

教科「情報」の履修・未履修に応じた、反復学習教材を開発して、情報関係科目を充実させ、所定のレベルに到達できる情報基礎教育を実施した。

以上により、平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

少人数クラスの基礎セミナーを中心とする転換教育を充実させる。

「基礎セミナー共通指導ガイドライン18年度版」に基づき基礎セミナーを実施する。基礎セミナー意見交換会を学部別に実施し、授業方法改善を図る。

計画に従い、基礎セミナーを実施し、学部別に意見交換会を開催した。基礎セミナーの実施報告書をKumamoto University Teaching On-line(『教育方法改善ハンドブック』、以下「KU:TO」と略する。)に掲載して、課題等の共有を図るとともに、「基礎セミナー共通指導ガイドライン」の充実に役立てることとした。

入学者の多様化に応じた教育を円滑に行うため、数学・理科などの自然科学についての補習教育を充実させる。

理学部においては、理数系の補習教育を念頭において開発・運用してきた一学科制

カリキュラムの検証と改良に取り組むとともに、eラーニング教材の研究開発を継続する。

工学部においては、前年度に試行的に実施した数学補習教育を本格実施するとともに、低学年の物理、化学などの分野の工学基礎教育や補習教育、接続教育の特別授業科目の開発を進める。

理学部では、未履修者対応のカリキュラム整備に加えて、eラーニング教材の開発を継続して行った。

工学部では、工学基礎教育センターが中心となり、数学補習教育を実施するとともに、低学年の物理、化学などの補習特別授業科目の整備を行った。

以上により、平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

国内外の大学との単位互換の枠を拡大する。

前年度に引き続き、放送大学との共同研究プロジェクトを実施し、放送大学との連携のあり方を検討する。前年度に引き続き、国際的な学生交流協定数の拡大に努める。

放送大学との共同研究プロジェクトは、受講者が大幅に増加（51人から135人）したため、平成19年度も継続して連携を行うこととした。

本学の国際交流の基本方針にある「国際交流協定の充実」の実現に向けて、アジアでは、大連理工大学（中国）や韓国科学技術院（韓国）等、欧州ではボルドー第1～第4大学、ボルドー国立化学物理学高等学院、ボルドー政治学院大学等との間で学生交流協定を締結し、大学間学生交流協定数は昨年度の15件から19件へと拡大した。

各学部の教育目標に応じた教育プログラムの研究開発を進める。

薬学部・工学部において、前年度に策定した新カリキュラムを実施する。

教育学部においては、前年度に交付された学内重点配分経費「新しい教員養成カリキュラムの構築と実践に関する研究」の結果を踏まえて、教育プログラムの研究開発を進める。

薬学部では、6年制学科の入学者に対して、モデルコアカリキュラムを基にした新カリキュラムを実施するとともに、4年制学科の入学者に対しては、研究者養成のための、本学独自の特徴あるカリキュラムを開始した。

工学部では、新カリキュラムを実施するとともに、「ものづくり創造融合工学教育事業」の一環として、新しい演習授業（課題解決型、体感型、協調作業型等）の開発と試行を行った。

教育学部では、「新しい教員養成カリキュラムの構築と実践に関する研究」の成果を踏まえて、新たな教育実習の立案とそれに連動した教育プログラムの研究開発を進めた。

高学年において卒業研究以外の授業でも、プロジェクトベースト・ラーニング（課題設定・解決型学習）の導入を推進する。

前年度に作成した、Kumamoto University Teaching On-line（『教育方法改善ハンドブック』）を引き続き充実させるとともに、それを活用してプロジェクトベースト・ラーニング、プロジェクト研究の普及を図る。

KU：T0に学内外の事例を掲載して、全国共同利用のKU：T0の充実を図り、これを活

用してプロジェクトベースト・ラーニング（PBL）、プロジェクト研究の普及に努めた。学外の事例としては、Web上に公開されているPBL型授業を精選・掲載した。学内の事例としては、人文・社会科学系、理学系、工学系及び保健学系のPBL型授業を収録した。

3) 大学院修士課程と博士課程

修士課程と博士課程との関連に配慮しつつ、各研究科の目的に照らして、教育課程の改善を進める。

社会文化科学研究科の前期・後期制への移行を視野に、修士課程・博士課程教育の再検討を進める。

教育学研究科において、教員養成GPの経費支援を受けて、新たな教育プログラムを検討・実施する。

外国の大学との共同学位（ダブル・ディグリー）取得コースの開設を目指す。

社会文化科学研究科については、再編構想を検討し、プロフェッショナル・スクールの構築とアカデミック・スクールの創出を目指すこととした。また、外国の大学との共同学位（ダブル・ディグリー）についても、検討を継続することとした。

教育学研究科では、平成18年度までの教員養成GP及び現代GPの実績を基に新たな大学院教育カリキュラムの試行を実践し、その成果を今後の大学院教育に取り入れていくこととした。

課題探求能力の涵養を目指すカリキュラムとして、プロジェクトベースト・ラーニング、フィールドワーク、プロジェクト研究などを充実する。

前年度に作成した、Kumamoto University Teaching On-line（『教育方法改善ハンドブック』）を引き続き充実させるとともに、それを活用してプロジェクトベースト・ラーニング、プロジェクト研究の普及を図る。

KU：T0に、自然科学研究科のプロジェクトベースト・ラーニング（PBL）の事例を掲載し、充実を図るとともに、これを活用してプロジェクトベースト・ラーニング、プロジェクト研究の普及に努めた。

国際的教育を促進するため、英語による講義を拡充する。また、国際会議・シンポジウムなどへの学生の出席や発表を奨励し、単位化を図る。

前年度に引き続き、英語による講義の拡充を進める。また、引き続き、国際会議等への出席や発表を支援する方策である「熊本大学国際奨学事業」を実施する。

医学教育部で新たに英語による講義を開始するなど、英語による講義の拡充を進めた。

国際会議等への出席や発表を支援する「熊本大学国際奨学事業」により、119人に対し、約1,300万円を支援した。また、本学主催の韓国フォーラムには、43人の参加があった。

4) 法科大学院

プロセスとしての法曹養成を実現するため、毎回の授業目標を明確化し、その目標達成の積み重ねを確認するなど、段階的・系統的な教育を実施する。

既存の法律実務基礎科目について、授業内容と年次配当の見直しを行う。また、法律基本科目の授業内容について、見直しを進める。

カリキュラム改革専門委員会を設置して、次のような見直しを行い、平成19年度から新カリキュラムとして実施することとした。

法律基本科目群は、概論講義と演習の2系統の組合せとし、演習は研究者教員と実務家教員の共同授業とした。法律実務基礎科目群は、12単位必修（現行6単位必修）とし、段階的・系統的な理論と実務を融合する教育課程となるよう改善を図った。

実践的能力習得のため、リーガルクリニックやエクスターンシップの充実を図る。

エクスターンシップについて、臨床教育プログラムの見直しを行う。また、リーガルクリニックについて、無料法律相談や映像教材等を活用して、授業内容の充実を図る。

平成18年度に、臨床教育の研究と実践を行う附属臨床法学教育研究センターを設置し、エクスターンシップについて見直しを行い、専任教員が担当弁護士と共同して学生を指導する体制を整備した。

リーガルクリニックについては、同センターにおける法律相談を取り入れながら実施するとともに、映像教材の開発を行った。

5) 多様な教育方法

演習・実験・実習や共同制作のみならず、講義においても教員と学生との密接なコミュニケーションを図るため、双方向教育の改善を図る。

前年度に作成した、Kumamoto University Teaching On-line（『教育方法改善ハンドブック』）を引き続き充実させるとともに、それを活用して授業の双方向化を推進する。

海外を含めた学内外における双方向教育に係る先導的な実践事例や教養教育基礎セミナーの実践報告、そのうち評価の高かったものをクローズアップ基礎セミナーとして紹介するなど、KU:T0の充実を図るとともに、それを活用した教員と学生との密接なコミュニケーション等、全学的に授業の双方向化を推進した。

シラバスに予習・復習のための方法や参考文献・教材などを明示するなどにより、予習・復習を前提とする授業を展開する。

前年度の検討を踏まえ、新たに作成されたシラバスによる授業の実施状況を教育単位ごとのFD活動を通して検証して、更なる改善を図る。

学生による「授業改善のためのアンケート」や教員による成績評価を基に、本年度のシラバスによる授業の実施状況を、教育単位ごとのFD活動を通じて検証し、平成19年度のシラバス（全学共通フォーマット）について、成績評価方法を含めて記載内容の改善を図った。

インターンシップ・体験実習や地域社会で活躍中の社会人による特別講義などの体験型の授業を拡大する。

公募型インターンシップを単位化して応募を奨励するとともに、全学のインターンシップ連絡会議の下で通常のインターンシップを拡充する。引き続き、教育学部のフレンドシップ事業、工学部のものづくり創造融合工学教育を実施するとともに、薬学部6年制教育計画等において体験型の授業を整備する。

公募型インターンシップを単位化して、平成19年度から新たに文学部と法学部で実施することとした。また、通常のインターンシップも、平成19年度から文学部と理学部で組織的に実施することとした。

教育学部では、引き続きフレンドシップ事業を実施し、その成果を教員養成GPの現地研究に活用した。

工学部では、ものづくり創造融合工学教育事業により体験型授業を強化した。

薬学部では、病院等における早期体験学習を実施するとともに、今後に向けて、実習施設との具体的な協議を行った。

国際的視野と外国語能力を高めるため、交流協定校における学習を奨励する。

交換留学だけでなく、語学研修プログラム等、多様な留学プログラムを検討するとともに、英語圏の大学について、学生の派遣先を拡大する。また、平成18年度に開催する熊本大学韓国フォーラムで、英語による学生の研究発表及び討議を計画、実施する。

- ・多様な留学プログラムを整備するために、学部ごとに実施してきた夏期の海外語学研修（豪、韓、加、独、中）を全学の「熊本大学海外語学セミナー」として実施することとした。
- ・英語圏の大学への派遣については、大学の国際化推進プログラム（長期海外留学支援）に採択された「熊本大学長期海外留学プログラム」（平成19年度実施分）により、学生1名を英国の博士課程に派遣する。また、英語教育に関する学内整備を目的として、大学の国際化推進プログラム（海外先進教育実践支援）で採択された「ラーナーオートノミーを育てる英語教育改革」により、ノッティンガム大学（英）に研究者を派遣し、英語教育に関する調査を行った。
- ・「熊本大学韓国フォーラム」の中で日韓の学生交流プログラムを実施し、本学学生及び韓国側の学生が英語で研究発表を行うとともに、両者による合同討議を英語で行った（本学からは43名がフォーラムに参加）。

教育効果を高めるため、TA（Teaching Assistant）制度の運用を充実させる。

前年度に作成した、Kumamoto University Teaching On-line（『教育方法改善ハンドブック』）も活用して、TAの運用に関する優れた実践例を紹介しその普及を図る。

計画に従い、教育効果を高めるためにTA制度を活用するとともに、TAの運用に関する本学や他大学等における実績と優れた実践例、並びにTAの研修制度について調査研究を実施した。また、優れた実践例のKU：T0への掲載について検討した。

情報機器・視聴覚機器を活用したe-learningシステムなどの教育方法や教材の開発・運用を進める。

社会文化科学研究科「教授システム学専攻」のスタッフの指導のもと、インタラクショナルデザインに依拠したeラーニングコンテンツ開発を推進する。

教授システム学専攻のスタッフの指導のもと、総合情報基盤センター教材作成室において、インタラクショナルデザインに依拠したeラーニングコンテンツの開発を推進した。全学的なeラーニング推進体制の確立を目指し、平成19年4月のeラーニング推進機構の設置に先立ち、メディア収録スタジオや教材作成室を整備した。

教育方法の改善を図るため、FD研修会・公開模擬授業・教員相互授業参観などのFD活動を強化拡充する。

前年度に引き続き、厳格で一貫した成績評価、学生による授業評価等をもとに、授業成果の検証を教員が集団的に行う授業改善活動を全学的・継続的に実施する。

教育方法改革推進室（仮称）を設け、新たな教育方法研究のため、外部講師も交えたセミナーを開催する。

各学部において引き続き、FD研修会・公開模擬授業・教員相互授業参観などのFD活動を行う。

計画に従い、授業成果の検証と教育方法の改善を教員が集団的に行うためのFD研修会等を継続的に実施した。FD研修会を教育単位ごとに実施するとともに、文学部、理学部及び自然科学研究科では、教員相互授業参観を実施した。

また、教育方法改善のワークショップやセミナーの開催、WebCT利用の講習会の開催等を行った。さらに、教育委員会企画・実施専門委員会に「教育方法改善推進部会」を設置し、KU：T0の改善・充実を行った。

6) 成績評価

それぞれの授業科目の教育目標をシラバスに明示し、目標の達成度によって厳格な成績評価を実施する制度の整備を進める。

「厳格で一貫した成績評価の方針」に基づく諸施策を実施し、その到達点と成果を、教育単位ごとのFD活動で検証し、それらの成果を全学の評価・FD専門委員会で集約し、授業目標・成績評価基準を全学的により明確化する。

「厳格で一貫した成績評価の方針」に基づき、授業担当教員は、授業改善のためのアンケートに即応して、試験の設問ごとの理解度を含めて成績評価に係るコメント等を公表した。これらを参考に、教育単位ごとのFD活動等を通じて、問題点の抽出とその解決法の適否を具体的に検証し、それらの成果を基に授業内容・方法、授業目標の設定、成績評価基準等について改善を図った。

以上により、平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

日常の継続的な学習活動を適正に評価するため、定期試験のみによる評価ではなく、レポートや小テストの実施や出席状況の管理などの多様な方法の組み合わせによる総合評価システムを拡大する。

プロジェクトベースト・ラーニング、LTD学習法（Learning Through Discussion）など新たな教育方法の導入とあわせ、それぞれの授業形態にふさわしい総合的な成績評価を検討・実施する。

プロジェクトベースト・ラーニング、LTD学習法など、新たな教育方法の導入に併せて、授業目標と授業形態に相応しい成績評価を実施した。

具体的には、定期試験のみによる評価ではなく、レポートや小テスト、口答試問、課題発表、出席状況等、多様な方法と観点を組み合わせた総合成績評価を実施した。

以上により、平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

学生に対するインセンティブ付与のため、卒業及び修了期における学部及び大学院教育の学業成績が特に優秀な学生の表彰や、成績優秀者に対する履修制限の撤廃等による早期卒業が可能となる制度を充実させる。

学業成績が特に優秀な学生の表彰、論文成果の優秀な学生の顕彰、成績優秀者に対する履修制限の撤廃等による早期卒業が可能となる制度、国際奨学事業など成績評価を基礎とした奨学事業の適用などを、平成18年度も引き続き実施する。

計画に従い、平成18年度も引き続き、学業成績が特に優秀な学生の学長表彰や、成績評価を基礎とした国際奨学事業を全学規模で実施した。早期卒業制度については、法学部及び工学部について実施体制を整備・強化した。

平成18年度の実績は次のとおり。

- ・学長表彰被表彰者 学部生7人 大学院生8人
- ・国際奨学事業受給者 学部生39人 大学院生80人
- ・早期卒業 工学部3人

以上により、平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

(3) 教育の実施体制等に関する実施状況

1) 教育実施体制の強化

学長を議長とする教育審議会を設置し、大学教育の在り方に対する大綱を審議する。

17年度に実施済みのため、18年度は年度計画なし

教育審議会の下に施策の具体化と実施を担う教育委員会等を設け、両者の機能分担により総合的で機動的な意思決定を行う。

17年度に実施済みのため、18年度は年度計画なし

大学教育機能開発総合研究センターは、本学の教育目標を達成させるため、教育審議会、教育委員会、教養教育実施会議及び学部等と連携を図り、教育方法等に関する調査・研究・開発を行う。

17年度に実施済みのため、18年度は年度計画なし

2) 教養教育実施体制の強化

教養教育の実施を担う教養教育実施機構を中心に、全学協力体制を強化する。

前年度に引き続き、新しい全学協力体制の、より完全な実施に向けて、引き続き学部間・学部内の協力体制を強化する。併せて教養教育の改革により柔軟に対応できる実施体制について、検討を進める。

教養教育実施機構の各委員会において、全学協力体制による教養教育の充実について検討を行うとともに、協力体制の強化を図った。また、教養教育の質の向上を目指した全学FD研究集会を毎年開催し教員相互の研鑽等を可能とするなど、改革に柔軟に対応する実施体制を確立した。

以上により、平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

3) 適切な教員の配置

教員の人事において、研究能力だけでなく教育能力をも考慮した選考を行う。
前年度の検討結果を踏まえ、教育能力評価を加味した適切な人事制度を拡充する。

学部の教育目標を達成するため、学部ごとに必要に応じ教育能力を考慮した教員選考を実施している。

以上により、平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

教育・研究をグローバルに展開し、かつ、外国語及び異文化交流理解等のための教育環境を整備し充実するため、外国人教員の積極的な採用方針を検討し、促進する。

前年度に引き続き、有能な外国人教員の採用に努める。

有能な外国人教員のさらなる採用拡充を図るため、語学外国人教師枠の拡大、外国人教員の待遇改善などの制度的措置について、引き続き検討を行った。

教員組織とは別に教育プログラムを開発して運用する方式など、より効率的な教育を行えるシステムを各学部・研究科等で検討し、可能な部局から整備する。

前年度に引き続き、大学院の社会文化科学研究科の区分制への移行を含めた統合についての検討を継続し、効率的な教育システムの確立を目指す。

引き続き、社会文化科学研究科について、人文社会科学系大学院検討委員会で再編構想の検討を行い、区分制への移行を含め、昼夜開講、夜間開講、eラーニングなど、効率的な教育システムの確立を目指し検討を行った。

4) 総合情報環構想の推進

総合情報環構想における、学習支援、教育研究支援に関する次の計画を推進する。

教育研究、地域連携、大学運営等に関する情報(データ)の統合化・一元化。

教育研究・大学運営等のデータベースの全学的統合連携について、大学評価・学位授与機構の評価項目の対応を含め検討する。

教育研究・大学運営等のデータベースの全学的統合連携について、大学評価・学位授与機構の評価項目案と現有のS O S E K I・E D Bの項目との対応を精査・確認するとともに、今後の全学的なデータの集積と活用について、検討を進めた。

共同利用情報端末室、遠隔授業等に対応した講義室・学習室等の整備。

平成19年1-3月期の情報機器リプレースに対応した形で、セキュリティ機能向上を含めた保守体制を整える。さらに、東京サテライトオフィスでの講義実施のための環境を整備する。

情報機器リプレースに際して、セキュリティ対策ソフトウェアのサイトライセンス(組織内無制限ライセンス)を整備し、リプレース対象以外の装置を含む学内全ての端末及びサーバにおいて均一なセキュリティ対策を図った。

また、東京サテライトオフィスのテレビ会議システムに、ビデオ録画機能や録音機

能の高機能・高音質化等を図り、東京サテライトオフィスでの講義実施のための環境を整備した。

5) 図書館機能の充実

図書館機能の電子化を進めるとともに、図書館利用環境の整備を進める。

前年度に引き続き、電子ジャーナルの安定的提供及び利用の促進のため、経費の確保を図る。増築に伴い、閲覧室、雑誌室、書庫等の整理・整備を行い、学習環境の充実を図る。

計画に従い経費の確保を図った結果、電子ジャーナルの利用可能点数が約5,500タイトルとなった。また、Springer(812誌)などのバックファイルを導入して利用範囲の拡大を図り、学術情報の拡充と電子ジャーナルの安定的提供を促進した。

また、放送大学との合築による閲覧室及び書庫の増床に加えて、閲覧環境の拡充、パソコンの利用可能な自学習環境等の拡充、既設閲覧室再配架による利便性向上、書庫増床による収容能力の増強等を図った。

貴重書・古文書や文化遺産等の整理と電子的公開を促進する。

引き続き、学術資料調査研究推進室の活動を促進し、永青文庫・松井文庫の目録整理を進める。また、阿蘇家文書修復完成記念として、県立美術館との共催による資料展を開催する。

永青文庫・松井文庫の目録整理を進め、永青文庫「町在」件名目録データシートを作成するとともに、松井文庫関係では、冊子体の基礎調査を完了した

古文書関係では、阿蘇家文書修復の完成記念として県立美術館との共催による学術展覧会の開催、本学客員教授による特別講演、放送大学との合同講演会を実施した。

また、ラフカディオ・ハーンに係る行事や研究会を開催するとともに、水俣病認定確認50年を機に、関係資料を図書館ホームページに公開した。

学生のニーズを充足するよう学習教育用基本図書を実践させる。

引き続き、学生用図書の充実を図る。

更なる図書館サービス向上のため、利用者アンケート結果を分析し反映させる。

基本的学生用図書の収集と併せ、自然系及び福祉分野を重点図書として収集した。

また、利用者アンケートを実施した。これによりの確に利用者ニーズを把握し次年度以降の図書館運営に反映させることとした。

6) 教育活動の評価・改善

教育委員会の企画・実施委員会と評価・FD委員会との緊密な連携の下に、各学部等は恒常的に評価結果をカリキュラムや教育方法の改善につなげる。

前年度に引き続き、学生アンケートと成績評価を基に、教育単位ごとに教育活動の検証を行うFD活動を実施し、検証と改善の質を高める。そのため、優れた教育活動、優れた検証・評価活動の経験を集約して全学的に普及させる。

学生アンケートと成績評価を基に、特色ある授業実践例を精選して、KU:T0で紹介するとともに、WebCTの効果的な活用例、特徴ある授業方法・教育指導法のノウハウの共有等、FD活動を通じて教育方法の改善や教育の質の向上を全学的に図った。

以上により、平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実

施に努める。

大学教育機能開発総合研究センターは、学部と連携して、教育活動評価の方法や評価結果の有効活用等について調査・研究を行い、授業方法等の改善・向上を図る。

大学教育機能開発総合研究センターは、学生によるアンケートの結果を分析して、各授業科目に対する学生による評価を把握するとともに、それぞれの授業科目の成績評価との対応を分析して、授業目標に対する学生の達成状況についての検証・評価を行い、授業改善とより適切な成績評価の方策を検討する。

大学教育機能開発総合研究センターは、「学生による授業改善アンケート」の結果と授業科目の成績評価データを各教育単位に提供するとともに、学生の質問に対する教員の回答について、集計・分析を行った。

各教育単位は、このデータを基に、授業目標に対する学生の到達度等について検証・評価を行い、報告書を作成するとともに、授業方法の改善と「厳格で一貫した成績評価」の方策を検討した。

大学評価企画・実施会議は、定期的に学部等の教育評価を行い、必要な勧告を行う。

前年度に見直しを図った組織評価に基づき、教育評価の平成19年度実施に向けて準備を行う。

組織評価を平成19年度に実施するために、新たに全学的な組織評価ワーキンググループを設置し、組織評価指針及び要項について見直しを行った。

また、評価結果を各部局の改善に結びつけるために、組織評価の実施体制について検討した。

授業改善や授業方法に優れた教員を表彰し、これを個人の教育業績の評価に加味する。

前年度に引き続き、学生による授業評価や、それらをもとにした授業改善の実施を踏まえて、授業改善や授業方法に優れた教員の表彰等の制度について検討し、実施の拡大を目指す。

工学部では、既設の優秀教員表彰制度に基づき、授業改善や授業方法等に優れた教員にティーチングアワードを授与し、表彰した。

他の学部においても、教員表彰の実施を検討した。

(4) 学生への支援に関する実施状況

1) 学習支援体制の充実

クラス担任、チューター、T Aに加えて、履修指導担当教員の配置、オフィスアワー等、各学部・研究科等に応じた学習相談や履修指導を強化する。

前年度に全学的に整備された指導体制を運用するとともに、その機能状況についての検証を行う。

各学部の特性に応じた形で、クラス担任制、チューター制度、インストラクター制度、指導教員、オフィスアワー等の指導体制を運用するとともに、学生委員会におい

て、各学部からの状況報告を基に機能状況の検証を行った。

以上により、平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

学務情報システム（SOSEKI）の機能拡充に努め、自立的学習支援を推進する。

SOSEKIの安定運用に努め、機能拡張については、新証明書発行装置への移行等を図る。

SOSEKIへのログインを本学統合認証システム(CAS)に対応させ、さらに利便性の向上を図るため、熊本大学ポータルとリンクさせた。また、新しい証明書発行システムのプロトタイプを完成させた。

以上により、平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

各学部は、総合情報基盤センターとの連携により、教育用パソコン、遠隔学習システム（WebCT、e-learning）、全学無線LANシステムを拡充し、遠隔・対面講義や個人学習の環境整備に努める。

無線LANのセキュリティについて全学認証系への統合を推進する。

また、eラーニングについても機能強化を図る。

無線LANのセキュリティについて、全学認証系への統合を推進するため、全学認証非適応基地局の位置を割り出す機能を装備した全学認証系適応の基地局を約200箇所増設した。

また、eラーニングシステム（WebCT）の新バージョンを導入し、試験稼働を経て、全学移行に向けた各種の準備等を行った。

空き時間の教室利用を容易にするなどの利便を図り、学生の自学・自習を推進する。

グループワークなどをとまなう新たな学習方法の拡充を視野に、集団的な利用が可能な自習環境の提供について、教室利用の面から検討を行う。

教育単位等が例年行っている教室や学習室の利用実態調査をベースに、グループワークなどを伴う新たな学習方法に対応させて、集団的利用も可能とした自習室（専用の自習室として7室）を設けた。

2) 学習支援体制の充実

学生相談室を中心に、各種の相談窓口を体系的に整備する。

平成16年度に整備した各種相談体制を引き続き運用するとともに、各種資料の収集と平成16年度からの相談内容データの蓄積を踏まえた分析を行い、相談体制の充実を図る。

また、引き続き相談員の研修を実施する。

平成16年度に整備した各種相談体制を運用し、各種資料の収集と相談内容データの蓄積整理を行い、充実を図っている。また、相談員や教職員を全国学生相談研修会等に参加させ、資質の向上を図った。

以上により、平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

学生委員会において、学生の休・退学、留年、不登校の実態調査をきめ細かく実施し、学生の抱える問題に適切に対処する。

平成16年度に更新した『学生指導と支援の手引き』をもとに、学生の抱える問題に適切に対処するとともに、その活動の検証を通じて充実を図る。

相談組織・保健センター等の連携によって、引き続き心のケア体制の充実を図る。また、休・退学、留年、不登校学生の防止と早期発見のための対策を引き続き実施する。

学生相談室と保健センターとの連携により、全学生を対象として疲労蓄積度調査を実施し、希望者には臨床心理士との面談を実施した。

また、休・退学、留年対策として、不登校学生の早期発見に努め、各学部と連携し、履修届未提出者本人及び保護者に連絡し、相談に応じた。

さらに、1年次の教養教育必修科目の出席状況を調査し、欠席が目立つ者には指導を行った。

セクシュアル・ハラスメント防止対策のため、広報、講演会等をさらに充実させる。

引き続き、セクシュアル・ハラスメント防止対策に関する広報・講演会等を推進する。

セクハラ防止啓発パンフレットを作成・配布し、啓発活動を行うとともに、キャンパスごとに、セクハラ防止特別講演会を開催した。

以上により、平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

学生寮、学生食堂、運動施設等の整備を図り、学生生活の質的改善に資する。

前年度に引き続き、危険箇所の重点的修理を行うとともに、計画的に各施設の改修・整備を行う。

改善箇所等の点検を行い、学生寮の談話室改修、補食室のガスコンロ、給湯器のガス漏れ点検や器具交換及びガス警報器を更新した。

また、運動施設については、体育館にアイシング用として製氷器を設置したほか、プール更衣室の改修、アーチェリー場の防矢ネット補修等の施設整備を行った。

3) 就職支援体制の充実

就職課を設置し、教員と事務職員が一体となった全学的就職支援を行う。

前年度、キャリア支援課によって充実した各種支援策をベースに、各学部の進路支援委員会との連携を強化することにより進路支援体制をさらに充実強化し、効果的な就職支援策を実施する。その際、キャリア支援に関するホームページ、キャリア支援課と学生を繋ぐメールマガジンとを効率的効果的なコミュニケーションツールとして活用していく。

就職支援としては、フォローセミナーやメーリングサービス、職業適性検査、エントリーシートの個別添削、人事担当者による模擬面接などを盛り込んだ就職講座(270名参加、前年比12%UP)、熊大ワークデザイン講座(大手商社のビジネスプログラムを追加)、業界説明会(大手16社参加)、ジョブスタディ(大手5社の協力による仕

事研究セミナー)等を実施した。

また、各学部の進路支援委員会と連携した学部ガイダンスを、前年より回数を増やして実施した。

さらに、前年度に作成した学生向けキャリア支援専用サイトを本格オープンさせ、周知用ポスター・ちらしや利用解説を盛り込んだ就活サポートブックなども作成し、利活用を促進している。また、08卒メルマガ登録者も720名となり前年登録者を上回った。

職業観を育成するため、低学年時より、全学的及び各学部において進路ガイダンス、講習会等を行う。

前年度に作り上げた、教養教育におけるキャリア科目、ワークデザイン講座、熊大ビジネス講座、キャリアデザインセミナー、未内定者フォローセミナーなど一連のキャリア教育・支援活動を引き続き実施し、参加者数も含めてその充実を図る。

教養教育においては、キャリア科目を新たに3科目増やして充実させた。またキャリア支援の「講座」として、熊大ビジネス講座やワークデザイン講座などを継続実施し、参加者も増加した。

低学年企画として、4月の新歓オリエンテーションにおいて、キャリア支援課ミニセミナーの実施等、新入生に職業観を育成するための動機づけを行った。

また、就活冊子『熊本大学キャリアデザインブック』を作成し、平成19年度入学者に配付することとした。

同窓会、OB等との連携により、企業訪問、企業説明会等を実施し、就職活動を支援する。

同窓会情報や前年度に実施した卒業生アンケートをもとに、企業訪問等を実施しOB等との連携を深める。

同窓会情報や独自開拓したOB OG情報を参考に、企業人事部門訪問の実施や学内企業説明会参加の呼びかけなどを行った。

また、卒業生アンケートを基に作成したOB OG情報サイト作成協力者リストなどを活用して、専用サイトのOB OGキャリアメッセージを作成した。

さらに、学部等の特性に応じた施設訪問や同窓会・OB等と連携した就職支援の活動を行った。

4) 経済的支援の推進

各種奨学金の応募を積極的に支援するとともに、授業料免除システムの活用により、経済的理由により修学が困難である優秀な学生を支援する。

各種奨学金制度への応募に対する支援、入学料・授業料免除制度に係る支援を引き続き行う。

引き続き、日本学生支援機構からの奨学金の他、財団、地方公共団体による奨学制度への応募に対する支援、通常の入学料・授業料免除制度に係る支援を行った。

以上により、平成18年度に中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

5) 社会的能力の向上

体育会・文化部会及びその下にある各種サークル活動を支援する。

前年度の検討結果を踏まえ、課外教育活動としてサークル活動の位置づけを明確化し、サークル顧問教員の処遇改善、役割の明確化等を進める。

前年度作成した「学生の課外活動支援策（案）」を顧問教員会、学生委員会（第二部会）において精査し、課外教育活動としてサークル活動の位置づけを明確化した。

また、各サークルからの要望等の整理を行い、用具の補充、課外活動施設の修理・改修を行った。

以上により、平成18年度に中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

ボランティア活動をはじめとする学内外における学生の活動を奨励・支援する。

前年度に設置したボランティア相談窓口の充実と学生への周知を図るとともに、学生が取り組んでいる各種ボランティア活動の実態を把握し、必要な支援を行う。

「スペシャルオリンピックス日本夏季ナショナルゲーム・熊本」及び「これからも住み続けたい熊本～くまもと元気づくりトーク2006」の企画・運営に関し、参加学生を募り支援した。

また、学生による家具等リサイクル運動への保管場所提供、「黒髪地区住民座談会」の、「ゴミ問題」の協議に学生が参加するなど、学生のボランティア活動を支援した。

大学の事業に学生を参加させる方策を検討し、可能な事業から実施する。

学生の公的組織を発展させ、代表者と学長・部局長等との懇談を通じて、学生の意見と力を大学運営に活かす。

就職活動・広報をはじめとする本学の事業に関わる様々な学生を引き続き支援する。

12月に「第2回学長と学生代表との懇談会」を開催し、学生の意見等を検討した結果、新入生オリエンテーション期間中に、学生によるイベントを企画・実施させることとした。

また、学生主催の就職セミナー開催にあたり、キャリア支援課を中心に助言するとともに、会場の設定、広報等の支援を行った。

なお、オープンキャンパスや理・工学部の夢科学探検等に大勢の学生が協力者として参加している。

6) 社会人学生、留学生に対する配慮

社会人学生が休日や夜間にも利用できる学習環境の整備に努めるとともに、在宅学習等の遠隔授業実施体制を拡充する。

地域からのeラーニング利用を促進するための環境を整備する。

CALLへのアクセス改善や社会人学生、教授システム学専攻の学生が在宅からアクセスして学習可能なeラーニングの環境を整備し、利便性を向上させた。

留学生の宿舎確保に努めるとともに、熊本大学外国人留学生後援会による留学生支援の拡充を図る。

引き続き民間企業等、地域社会から留学生への宿舎提供件数を増やすための施策を検討する。留学生受入に関する大学としての危機管理について検討することとし、その一環として留学生がアパートに入居する際の保証のあり方について検討を行う。

前年度の調査に基づき、国際交流会館の設備備品の整備に関する年度計画を立て、可能なものから実施する。

前年度に貸付金取り扱い要項を整備した外国人留学生後援会に関して、その原資の拡大に努める。

- ・民間企業の社員寮（1件）について、本年度も引き続き利用可能とした。また、熊本留学生交流推進会議において地域の留学生支援企業等に留学生への宿舍提供を依頼した。
- ・国際交流推進会議がまとめた「熊本大学における留学生交流に関する支援体制整備について（提言）」に基づき、民間アパート入居時の機関保証を45件実施した。
- ・国際交流会館の設備備品改善のため、年度計画に基づき全室の点検を行い、必要な修理及び備品更新を行った。エアコンについては、全体の22パーセントの更新を終えた。
- ・留学生で不測の事態に遭った者及び留学生の保証人になった教職員の支援を目的とした「熊本大学外国人留学生後援会」について、原資拡大に努め、総額1300万円に達した。

2. 研究に関する実施状況

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する実施状況

1) 世界水準の研究の推進

独創性の高い先導的研究を、次の2つの方針の下に推進する。

- a. 部局横断的又は特化された研究を「拠点形成研究」と位置付け、大学として重点的に推進する。
- b. 発生医学研究センター、エイズ学研究センター、生命資源研究・支援センター、衝撃・極限環境研究センター及び沿岸域環境科学教育研究センターにおける研究を重点的に推進する。
 - a. 研究戦略会議は、平成15年度及び前年度に選定した「拠点形成研究」について「拠点形成研究A」、「拠点形成研究B」に区分し研究費等の支援を行う。また、引き続き、研究推進のフォロー体制の見直しを行い充実を図る。
 - a. 「拠点形成研究A」（世界最高水準の研究）4課題、「拠点形成研究B」（世界最高水準を目指しうる研究）13課題に対し、前年度に実施した中間評価の結果を踏まえ、研究費を配分した。
 - ・公開シンポジウムを開催し、進捗状況を報告するとともに、各課題に対する来場者へのアンケートを実施した。また、各課題の拠点リーダーに対し研究戦略会議が書面ヒアリングを実施した。
 - ・各課題に客員教授等を措置できるよう関係規程を整備し、フォロー体制を充実させた。
 - b. 研究戦略会議及び研究推進会議において、各センターの研究環境の整備と研究者が研究に専念できる体制の具体策を策定する。
 - b. 研究推進会議で具体策を策定した。主なものは次のとおり
 - ・研究支援機器・設備の整備推進
 - ・優秀な教員・若手研究者・研究支援スタッフの確保

・流動的研究スペースの確保

教員の自由な発想に基づく基盤的研究を推進するため、各部局等において優秀な人材を確保する。

前年度において検討した事項について、各部局で実現に向けた検討を行う。

また、平成19年度の学校教育法の改正に伴う教員組織の整備について検討を行う。

- ・平成17年度において検討し整理した、採用時の公募制の維持と推薦制の導入については、ほとんどの部局で公募制による採用を行っている。(大学教育機能開発総合研究センター、衝撃・極限環境研究センター、発生医学研究センターにおいて、公募制により人材を確保した。)
- ・各部局における教員採用基準の策定については、「熊本大学教員選考規則」及び「熊本大学教員選考基準」の一部改正に伴い、各部局においても教員選考基準の見直しを行っている。

新領域開拓に挑戦する萌芽的研究を推進するため、若手研究者を積極的に採用するとともに、学長裁量経費を活用する。

前年度において検討した事項のうち、外部資金等を十分に確保できる部局にあっては、特任教員システム(「熊本大学特任教授等選考規則」)を積極的に活用する。

平成19年から大学院先導機構にテニユア・トラック制を導入し、助教を採用する計画である。また、平成19年度科学技術振興調整費に「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」の申請を行った。

- ・平成18年度は、「特任教員」を11名任用した(工学部1名、薬学部10名)。

得意分野の技術開発研究を推進するため、生命資源研究・支援センターを活用する。

拠点形成研究A、Bの成果により、得意分野の技術開発研究を評価し、更にそれらの研究を推進するために有用な新たな機器の導入や実験方法の講習会などを、生命資源研究・支援センターにおいて企画する。

- ・生命資源研究・支援センターにおいて、得意分野の技術開発研究推進に有用な新たな機器導入や実験方法の講習会などを実施した。
- ・生命資源研究・支援センターの研究設備充実のため、次の2件について支援を行った。可変型遺伝子トラップクローンデータベースの整備、レーザー顕微鏡受精装置

産学連携につながる実用化研究を推進するため、地域共同研究センター、インキュベーション施設、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを活用する。

産学連携に繋がる実用化研究を推進するため、地域共同研究センター等の研究環境の充実を図る。

また、ベンチャー企業立ち上げのために、インキュベーション施設及び前年度に開所した「くまもと大学連携インキュベータ」の有効活用を図る。

- ・地域共同研究センター等の設備の更新を計画的に実施し、研究環境の整備に努めた。
- ・センター等の設備の更新については、概算要求及び学内経費の措置により計画的

に進めており、今年度は地域共同研究センターに検査機器（920万円）を導入した。

- ・インキュベーション施設運営委員会において、施設利用者のプロジェクトを評価し、企業化、事業化に向けた研究推進のための体制を整備した。
- ・平成18年3月に開所した「熊本大学連携インキュベータ」については、本学理事等が運営委員会に参画するとともに、本学教員がセミナーや技術相談会等を実施し、ベンチャー企業の立ち上げに貢献した

世界水準の研究推進のための、競争的外部資金をより多く獲得する。

研究戦略会議及び研究推進会議において、前年度に実施した施策の結果について分析するとともに、競争的外部資金をより多く獲得するための方策について、引き続き検討する。

前年度の結果を分析して、今後、若手研究者育成の充実及び間接経費の拡充を図る必要があるという結論に達したため、これに基づき研究戦略会議で策定した「科学研究費補助金の申請・採択増の方針」等を踏まえ、本年度さらに競争的外部資金の獲得に努めた。その結果、科学研究費補助金は法人化前と比較し配分内定額約1億2千万円増の約12億9千万円となった。また、外部資金は、平成15年度比で30%増加した。

主な取組は以下のとおりである。

- ・不採択となった課題のうち審査評点Aに該当する若手教員の課題を中心に研究費（インセンティブ）を付与
- ・科学研究費補助金の執行及び応募申請に関する説明会を開催（5月及び10月、黒髪及び本荘・大江の各地区）
- ・若手研究者に対し熟練教員による親身な助言を実施
- ・研究シーズ集及び「産学官連携のしおり」を企業に配付
- ・受託研究及び共同研究の契約件数及び契約金額に基づき、研究奨励費（インセンティブ）を付与

2) 知的成果の社会への還元

知的成果を社会へ還元するため、受託研究や共同研究を積極的に行う。

知的財産創生推進本部において、前年度に実施した受託研究や共同研究の推進策の再検討を行い、実施する。

前年度から実施している 包括的連携企業等との協働の強化、 本学におけるシーズPRの強化、 公的な各種公募事業の獲得等の取組を一層推進するとともに、南九州地域及び東京周辺の有望企業へのマーケティング活動を行った結果、受託研究126件（749,622千円）、共同研究162件（280,397千円）の契約結果となった。

(主な取組)

- ・DOWAホールディングス（株）との包括的連携協定締結
- ・J-STORE(科学技術振興機構研究成果展開総合データベース)への知的財産情報登録
- ・「e-seeds.jp(イーシーズ)」(文部科学省とJST(独立行政法人科学技術振興機構)が設置したインターネットを活用した産学官の出会いのポータルサイト)への登録による本学シーズの公開拡充
- ・南九州地域の企業訪問及び東京リエゾンオフィス新技術説明会等の開催

研究の成果を実用化に結びつけるため、産学マッチングファンド等による産学連携を推進する。

前年度において、熊本県及び財団法人くまもとテクノ産業財団等と連携して行った、産学マッチングファンド等の獲得の具体的な施策等の再検討を行い、引き続き実施する。

熊本県及び財団法人くまもとテクノ産業財団等との連携を強化し様々なプロジェクト申請における支援の強化を図った。主な実績は次のとおりである。

地域コンソーシアム(1件採択)、地域結集型共同研究事業(1件採択)、JSTシーズ発掘試験(12件採択)、JST産学共同シーズイノベーション化事業(4件採択)等

積極的に社会との連携を図るため、研究成果の技術移転、人材育成を行う。

研究成果の技術移転を推進するため、熊本大学と熊本TLOとの新たな連携を検討する。

また、知的財産創生推進本部において、技術移転の人材育成セミナー及び研修等を実施する。

本学と熊本TLOとの新たな連携策を検討し、熊本TLOと知財本部を一体的に運営する新生熊本TLOの実行案(平成20年度から)を作成した。

また、人材育成セミナー及び研修等を実施した。

なお、文部科学省が公募した内部人材育成事業に採択され、九州大学等において研修を行った。

地域社会のニーズを的確に捉えつつ地域の課題等に対処するため、研究会等を実施する。

前年度に実施した開催状況を分析し、新たなニーズに対応した産学官連携公開シンポジウム、産学官技術交流会等を引き続き計画的に開催する。

社会的なニーズにより熊本県工業技術センターが企画した、「食品・バイオ・健康に関するフォーラム」を共催した。また、高性能Mg合金創成加工研究会との共催で「産学官交流とマグネシウム合金最前線」と題した産学官交流会を実施した。

また、平成18年度、科学技術振興機構(JST)の地域結集型研究開発プログラムに採択された次世代耐熱マグネシウム合金の基盤技術開発プロジェクト発足記念シンポジウムを開催した。

3) 研究の水準・成果の公表・検証

個人の研究活動情報を提供するため、研究者総覧などのデータベースを常に更新して公表する。

研究者情報及び研究シーズ集などのデータベースの更新を行い教員の研究活動情報の内容の充実を図る。

最新のデータを集積して、研究者情報及び研究シーズ集を更新し、公表した。引き続き、研究活動情報の内容の充実を図っている。

大学全体及び各部局等の活動に関する情報をホームページで公表する。

ホームページにおいて全学的及び各部局で行う研究会やセミナー等の研究活動について情報提供を積極的に行う。

本学のWebページに、「ニュース・イベント欄」を設け、その適時更新により、大学及び各部局が開催する研究会、セミナー等の研究活動等に関する最新情報の提供を行っている。

大学として又は各部局においてシンポジウムなどを積極的に開催し、参加者からの意見を聴取する。

昨年に続き、学内で計画している公開セミナー、公開シンポジウム等の情報を収集し、大学として引き続き支援を行うとともに、本学で主催したセミナー、シンポジウム等の参加者からのアンケートの実施結果について分析し、今後のセミナー等の開催に活用する。

また、前年度中国上海に開設した上海オフィスを活用した上海シンポジウムの開催を計画し準備する。

本学が主催する国際的な学術研究集会及びシンポジウム等から、6件を選定し、「国際研究集会・国際シンポジウム経費」により、支援を行った。

また、本学主催のセミナーやシンポジウムでアンケート調査を実施し、セミナー等の開催方法の改善に活用した。また、昨年の熊本大学上海フォーラム2005に続き、本年度は、熊本大学韓国フォーラム（参加者450名、パネル展示・日本側90ブース・韓国側68ブースの計158ブース）を開催した。

さらに、上海オフィスを活用し、熊本県との共催で「上海くまもとフェア」を開催した。

大学主催の知的財産公開シンポジウムなどを定期的で開催し、企業ニーズの情報収集を行う。

知的財産公開シンポジウム、東京リエゾンオフィスを活用したセミナー等の開催や、各種展示会や産学官連携関係のフォーラム等への参加を通して、企業ニーズの情報収集を行うとともに、その分析を行う。

主なセミナー等の開催は、以下のとおりである。

- ・東京リエゾンオフィス先端技術セミナー（4月13日）東京、東京リエゾンオフィスイノベーションセミナー（8月25日・12月13日・3月5日）東京、東京リエゾンオフィス新技術説明会（8月25日）東京、知的財産セミナー～特許出願と特許権～（9月7日）本荘地区、特許情報研修会（9月11日）黒髪地区、熊本電波高専にて知財出前セミナー（9月29日）、招待セミナー「ソニーにおけるCMOSセンサ開発概要」（11月30日）黒髪地区、知的財産に関するセミナー（12月4日～6日）本荘地区、発明者の認定と収益への特許発明の寄与（12月15日）黒髪地区、産学官交流とマグネシウム合金最前線（19年1月31日）黒髪地区、食品・バイオ・健康に関するフォーラム（19年2月6日）本荘地区、等。

各種展示会や産学官連携のフォーラム等への本学の参加は、以下のとおりである。

- ・インフォネットフェスティバル（5月19-20日）熊本、産学官連携推進会議（6月15-16日）京都、東京CIC新技術説明会（7月21日）東京、JST出合いの場（8

月31日-9月1日)東京、UNITT2006(9月8日-9日)東京、イノベーションジャパン2006(9月13-15日)東京、熊本大学韓国フォーラム(9月26日-27日)韓国、九州地区産学官連携ビジネスショウ(10月25日-27日)北九州、国際知財流通の現在と未来セミナー(11月10日)東京、エコ・ベンチャーメッセ2006(11月20日-23日)北九州、JST新技術説明会(19年2月2日)東京、セミコン・ジャパン2006(12月6日-8日)東京、熊本大学新技術説明会(19年2月2日)東京、等。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

1) 研究推進体制の確立

学長の下に設置する研究戦略会議において、大学として重点的に推進する拠点形成研究を選定する。

研究戦略会議は、平成15年度選定の「拠点形成研究」及び前年度に新たに選定した「拠点形成研究」について、重点的な資源配分を行うため、引き続き研究推進の支援を行う。

- ・「拠点形成研究A」(世界最高水準の研究)4課題、「拠点形成研究B」(世界最高水準を目指しうる研究)13課題に対し、前年度に実施した中間評価の結果を踏まえ、研究費を配分した。
- ・各課題に客員教授等を措置できるよう関係規程を整備し、フォロー体制を充実させた。

研究戦略会議において策定された基本方針に基づき、研究推進本部において、拠点形成研究の進捗状況を点検する。

研究推進本部において、平成15年度選定の「拠点形成研究」については、中間評価結果を踏まえて再点検を行うとともに、前年度に選定した「拠点形成研究」の進捗状況の点検を引き続き行う。

平成15年度選定の12課題及び前年度選定の5課題(計17課題)について、進捗状況の報告会を2日間にわたって公開シンポジウムの形で開催し、学内外に公表した。報告会終了後、各課題に対する来場者へのアンケート及び拠点リーダーに対する書面ヒアリングを行った。

各大学院における研究教育の活性化及び変革発展を先導するため、「大学院先導機構」を設置した。この「大学院先導機構」に研究戦略会議で選定した拠点形成研究を組み入れ、新しいCOE、新研究センター、新大学院専攻等の創出を推進する。

研究戦略会議は、「大学院先導機構」に組み入れた「拠点形成研究」について、新しいCOE、新研究センター、新大学院専攻等の創出に向けて、引き続き検討を進める。

- ・拠点形成研究の成果により、平成18年4月自然科学研究科に「複合新領域科学専攻」を設置した。
- ・21世紀COEプログラムに選定されている拠点形成研究Aの2件から創出された「バイオエレクトリクス分野」において、新たにミズーリ大学(米)、低温プラズマ物理研究所(独)との研究協定を締結し、研究体制の拡充を図った。
- ・ポストCOE戦略会議を設置し、グローバルCOEプログラムの申請に向けて検討を行い、生命科学分野及び化学・材料科学の分野への申請を行った。

2) 研究資源配分体制の構築

研究戦略会議は、部局横断的又は特化された研究計画の実施に関し、人材のより柔軟な運用を検討し、教員のより効果的な人材配置を計画し、実施する。

研究戦略会議は、「拠点形成研究」の中間評価の結果を踏まえ、より柔軟で効果的な人材配置の実施に向けて策定した方策を実施する。

拠点形成研究の中間評価において指摘を受けた「拠点としての組織的な取組や環境整備への配慮」に対応するため、以下の取組を行った。

- ・拠点形成研究の各課題に客員教授等を措置できるよう関係規程を整備し、本年度1名を採用した。また、平成19年4月に8名を採用することとした。
- ・「特定事業教員」及び「特定事業研究員」について、効果的な人材配置、活用方策を引き続き検討した。
- ・「21世紀COE特別研究員」2名を新たに採用した。

各部局は、人材のより柔軟な運用を検討し、教員のより効果的な人材配置を実施する。

研究戦略会議は、各部局における人材の運用及び効果的な人材配置についての検討結果を取りまとめる。各部局は、平成18年度以降の具体策を策定次第、順次実施する。その際、全学的にテニユアトラック制度や女性研究者登用のためのキャリアパス環境整備を併せて推進する。

各部局においてテニユア・トラック制度や女性研究者のキャリアパス環境の整備を含めた人材の運用及び効果的な人材配置について検討し、着実に取り組みを推進した。主な実績は以下のとおり。なお、女性研究者の登用については、平成18年度科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成事業」に採択され具体的に実施している。

- ・女性研究者のキャリアパスの環境整備について、「熊本大学医学薬学研究部男女共同参画推進委員会規則」を制定（医学薬学研究部）
- ・人材の柔軟な運用として特任教員を任命（生命資源研究・支援センター）
- ・研究実績等を勘案し、研究の一層の推進を支援するべき分野に優先的に人材配置を実施した。男女共同参画推進事業を実施し、女性研究者登用のためのキャリアパス環境整備を推進した。（発生医学研究センター）
- ・平成18年度については、各部局における人材の運用及び効果的な人材配置のため、学長主導により全学留保定員（15名）を法曹養成研究科、自然科学研究科、医学薬学研究部、及び環境安全センターに配置した。
- ・5件の寄附講座において、寄附講座教員の雇用を行っている。

研究戦略会議は、部局横断的又は特化された研究に関し学内研究資金の確保と配分の基本方針を策定し、研究推進本部が具体的に計画し、実施する。

研究推進本部は、配分方針に沿って研究資金の配分先を選定し、確保した間接経費等の一定額を、研究支援経費として引き続き配分する。

研究戦略会議において「全学的研究推進経費の活用方針」に基づき、配分方針を決定し、研究推進本部は「基盤研究及び重点研究の促進」、「国際交流・国際共同研究の推進」、「外部資金の獲得と研究の活性化」及び「人文社会科学分野への研究支援」を目的とした配分を行った（総額169,580千円）。

各部局は、世界水準の研究を推進するため、適切な研究資金の配分システムを構築する。

研究戦略会議は、各部局における研究資金配分システムの構築についての検討結果を取りまとめる。各部局は、平成18年度以降の具体策を策定次第、順次実施する。

各部局において研究資金配分システムの構築について検討し、着実な取組を推進した。主な実績は以下のとおりである。

- ・文学部及び生命資源研究・支援センターでは、部局長の裁量経費を設け、共同研究等を財政的に支援した。
- ・教育学部では、研究推進のため、予算配当内規を見直し、新たな研究資金配分システムとした。
- ・薬学部では、間接経費の用途について、学部全体としての設備充実のために使用することを教授会で定めた。
- ・自然科学研究科では、博士後期課程学生を主任指導する教員に対し、研究費を重点配分した。
- ・附属病院では、「先端医療支援経費」制度を設け、必要な経費を病院長裁量経費として配分した。
- ・衝撃・極限環境研究センターでは、センター経費の一部を優れた事業内容に重点的に配分した。
- ・エイズ学研究センターでは、研究教育支援経費を設け、研究業績や大学院学生に対する教育業績に基づいて配分した。

研究戦略会議は、研究設備等の基本方策を示し、研究推進本部において、重点研究のプロジェクト推進を図るための研究設備・研究環境の充実を図る。

研究戦略会議及び研究推進本部において、基本方策に沿って、重点研究のプロジェクト推進を図るために前年度に策定したものを実施する。

- ・重点研究推進の視点で効果的に研究設備等の充実を図るために、総合研究棟、地域共同研究センター、インキュベーション施設及びVBLの利用実態調査を行い、拠点形成研究を含め、93件の重点研究のラボ等として活発に利用されていることを確認した。
- ・重点研究のプロジェクト推進等のため、学長裁量経費及び重点配分経費により、機器等を整備し、充実を図った（総額156,980千円）。

各部局は、世界水準の研究を推進するため、共通研究スペースに必要な設備を設置する。

研究戦略会議は、共通研究スペースに必要な設備計画について、各部局において策定された結果について取りまとめる。

各部局が策定した共通研究スペースに必要な設備計画と実施状況について取りまとめを行った。主なものは以下のとおりである。

- ・発生医学研究センターでは、共通研究スペース（共通実験室）を確保し、必要な設備を設置した。
- ・エイズ学研究センターでは、毎年、共通機器の購入を計画的に行い、共通研究スペースの充実を図っている。

民間等研究員を積極的に受け入れ、民間等とのプロジェクトを実施するため、本学の共用スペースを積極的に活用する。

研究推進本部は、前年度に見直しを行った「国立大学法人熊本大学施設の有効利用に関する要項」に沿って、各施設の共用スペースの効果的な活用を図る。

「国立大学法人熊本大学施設の有効利用に関する要項」の「目的」に掲げている「教育研究活動の変化に応じたより効率的な施設利用」を達成するため、平成18年度に工学部研究棟 - 1の2階、4階、5階に教育・研究スペース及びフレキシブルスペースを設置し、利用者の公募を行い、平成19年度から施設利用を開始する。

各部局レベルで、研究人員に応じたスペースが確保できるよう配分システムを構築する。

研究戦略会議は、各部局におけるスペースの有効活用及び配分システムの構築についての検討を取りまとめる。各部局は、平成18年度以降の具体策を策定次第、順次実施する。

各部局におけるスペースの有効活用及び配分システムの構築状況について取りまとめを行った。主なものは以下のとおりである。なお、全学共用スペースに関しては前項に記載のとおりである。

- ・教育学部では、研究人員に応じたスペースを確保するため、施設配分方針を策定した。
- ・医学薬学研究部では、本荘地区及び大江地区にある総合研究棟のスペースを、研究者の要求に対し、審査を行い貸与するシステムを構築した。
- ・エイズ学研究センターでは、全スペースの10%を流動スペースとし、使用料を徴収するシステムを構築した。希望者が多い場合は、研究業績・職員・学生数を考慮し配分する。
- ・発生医学研究センターでは、研究人員に応じたスペースが確保できるように、共通研究スペース（共通実験室）の貸与制度を確立した。

3) 研究支援センター等の充実

技術支援を推進するため、生命資源研究・支援センター等の設備等の整備を行う。

設備の充実と新たな研究を支援するための機器の整備を引き続き計画し、実施していく。

生命資源研究・支援センターに「可変型遺伝子トラップクローンデータベースの整備」を支援した。また、同センターに「レーザー顕微鏡受精装置」を設置し、センターの設備の充実を図った。

情報設備等の充実のため、総合情報基盤センターを核とした情報基盤の整備を行う。

主要機器のギガビットネットワーク接続を推進し全学的ネットワークサービスの向上を図り、さらに、対外接続の高速化についても検討する。

ネットワーク環境の主要機器であるDNSサーバや、教職員用メールサーバ機器の更新を行い、ギガビットネットワーク接続対応を行った。

また、全学情報教育用PCの更新に際しては、高速化を図るためギガビットネットワーク接続対応として更新した。

さらに、生涯メールサービスの開始に際しては、専用の学外接続ネットワークを新規契約して、対外接続の多様化・高速化を達成した。

学術情報基盤の活用のため、附属図書館の整備を行う。

機関リポジトリシステムの安定稼働と本学研究成果物の収集・蓄積・発信の推進を図る。引用索引データベースScopusを試験導入し、現在導入中のWeb of Scienceとの比較評価を行い、本学研究者に対し、より有用な方を選択する。

機関リポジトリシステムを支えるソフトのメンテナンス契約を行い、安定稼働環境を整えた。また、研究成果物の収集・蓄積・発信を行う同リポジトリシステムの活用を図るため、説明会を行い、入力件数約1,200件を達成した。

平成19年度に向けて、引用索引データベースWeb of ScienceとScopusを比較し、操作性、収録対象年・分野の広さ、著者名検索の優位性などから、Scopusを選定した。

図書館システムの更新により、利用者個人の貸出状況確認及び文献複写申込に関して、利便性並びにセキュリティを高めた。

また、電子ジャーナルの安定提供を継続して、約5,500タイトルの利用を可能にした結果、大手電子ジャーナル社の利用アクセス数は33万件に達した（法人化前の平成15年度の利用アクセス数は19万2千件）。

4) 知的財産の創出取得・管理・活用

知的財産創出のため、次の取組みを行う。

- a . 知的財産マネージャーが研究会に参加し、シーズ探索及び情報提供を行う。
- b . ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（起業化人材育成）、地域共同研究センター（応用的研究等）及びインキュベーション施設（実用化研究）を有機的に連携させ効果的に知的財産を創出する。

a . 知的財産マネージャー等がCOE等の「拠点形成研究」や、生命科学系等の研究会に積極的に参画して、研究成果の技術移転及び応用研究への展開を支援するとともに、新たな研究シーズの把握に努める。

a . 知的財産マネージャー等が、21世紀COE等の研究会に積極的に参画し、特許取得や共同研究、受託研究の拡大に加えて、新たな研究シーズの発掘に努めた。

b . 前年度策定した方策に基づき、各センター等の有機的連携及び効果的な知的財産の創出に向けて実施していく。

b . 昨年度策定した方策に基づき、平成18年7月に研究・国際部社会連携課を設けて、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、地域共同研究センター及びインキュベーション施設の事務一元管理体制を整備し、3研究施設の連携を密にして、知的財産等の発掘・展開を促進した。

知的財産の取得・管理を機能的に行うため、知的財産創生推進本部が中心となり、発明の届出・審査・出願・管理を行う。

研究成果を社会に還元するため、研究者への啓発普及方法の改善を行い、知的財産の創出・取得を目指すとともに、実用化を踏まえて特許等の申請増加を図る。

研究成果の社会還元、並びに知的財産の取得・管理に対する啓発普及を目的として、知的財産セミナー、毎月1回の発明相談会、各学部、学科への集中的な研究室訪問等

を実施した。この結果、発明の届け件数について、昨年に比べ14件増を達成した。

知的財産の活用のため、熊本TLOと連携し効率的に研究成果の技術移転を行うとともに、大学発ベンチャー起業を推進する。

熊本TLOとの新たな連携を検討するとともに、前年度策定したベンチャー起業の推進の方策についての実施を検討する。

また、「くまもと大学連携インキュベータ」の活用を図る。

熊本TLOとの新たな連携策を検討し、平成20年度発足に向けて新生熊本TLOの実行案を作成した。

また、ベンチャー起業の推進方策として、起業化の進行過程がよく分かるように、インキュベーション施設の研究成果報告書の改訂を行った。

平成17年度に開所した「熊本大学連携インキュベータ」は、本学理事が運営委員会に参画して、セミナーや技術相談会等を開催した。また、バイオベンチャーの起業や技術移転の推進を目的とした「バイオビジネスコンペJAPAN」に応募し、奨励賞を受賞した。

黒髪キャンパス、本荘キャンパス及び東京（港区芝浦）にそれぞれリエゾンオフィスを設置し、知的財産の創出、取得、管理、活用のワンストップサービスを行う。

黒髪・本荘・東京の各リエゾンオフィスを中心に、ワンストップサービスの更なる向上を図るとともに、知的財産の創出、取得、管理、活用を引き続き促進する。

- ・ 知的財産の発掘から権利化まで、1人の産学連携コーディネーターが担当し、支援を継続する体制を強化するとともに、ワンストップサービスの更なる向上を図った。
- ・ リエゾンオフィスの産学連携コーディネーター及び知的財産マネージャーが、熊本TLOと共同して、理工系で30、医薬系で20研究室を超える集中的な研究室訪問等を行い、知的財産の創出、取得等を推進した。

5) 研究活動の評価・質の向上

研究戦略会議・研究推進本部は、「拠点形成研究」を評価し、その後の支援の在り方に反映させる。

研究戦略会議及び研究推進本部は、「拠点形成研究」の研究が着実なものとなるよう進捗状況の点検を行い、支援に反映させるとともに、中間評価及び最終評価の評価要項を示し、研究活動を充実させる。

- ・ 拠点形成研究の公開シンポジウムを開催し、学外者を含む来場者にアンケートを実施するとともに、各課題の拠点リーダーに対し研究戦略会議が書面ヒアリングを実施して、進捗状況の点検を行った。
- ・ 各課題に客員教授等を措置できるよう関係規程を整備し、フォロー体制を充実させた。
- ・ 次年度に行う中間評価及び最終年度評価の評価要項等を、拠点リーダーに明示した。

個人及び組織の研究活動を向上させるため、第三者評価機関の評価結果に基づき、大学評価会議及び大学評価・企画実施会議が、研究活動の活性化のための改善策を提言する。

前年度に見直しを図った組織評価に基づき、研究評価の平成19年度実施に向けて準備を行う。

組織評価（学部・研究科等を対象とする本学の自己点検・評価）について引き続き検討を行い、平成19年度実施に向けて、「教育」、「研究」等の領域を設け、自己評価を行うための「組織評価指針」、「組織評価実施要領」等を整備した。

3. その他の実施状況

(1) 社会との連携、国際交流等に関する実施状況

1) 地域社会との連携

地域連携推進本部を中心とした地域社会との連携を推進する体制を整備するとともに、学内に地域連携の窓口を設置し、積極的な情報の収集及び発信を行う。

推進体制整備の一環として、地域連携に関わる各センターのあり方を見直し、統廃合をも視野に入れて地域連携推進体制の充実を図る。

併せて、情報の収集及び発信のための窓口等の充実を図る。

「生涯学習教育研究センター」の人材育成と「政策創造研究センター」の地域課題研究を総合化して、大学と地域の連携を強化するため、両センターを統合し、平成19年4月から「政策創造研究教育センター」を開設する。

また、関係の事務組織を統廃合し、「研究・国際部社会連携課」を設置して、情報の収集及び・発信機能の充実を図った。

放送大学熊本学習センターの誘致を目指す。

17年度に実施済みのため、18年度は年度計画なし

「熊本大学LINK構想」(熊本大学と熊本県(県庁、学校、企業等)の情報ネットワークを構築し、熊本大学の資源を地域に活用する構想)を活用して「教育(人材養成)」、「産業振興」、「地域課題解決」及び「環境保全」などの分野について具体的事業をコーディネートし、地方自治体と共同で実施する。

引き続き、課題発掘型、市民参加型、課題解決要請型といった3つの形態による地域課題の解決・政策提言に取り組む。

また、専門職業人育成のための事業に取り組む。

「熊本大学LINK構想」に基づき、「夏休み自由研究相談教室」等の14件の地域連携事業、並びに「自治体職員能力開発講座」による自治体リーダー育成事業に取り組んだ。

また、政策創造研究センターでは、「政令指定都市・道州制に関する研究」等の7件のプロジェクトにより、「産業振興」、「地域課題解決」及び「環境保全」の地域課題研究に取り組んだ。

芦北町と連携協定を締結して、プロジェクト「山間地の集落機能維持システム構築のための政策研究」を推進した。

また、熊本市及び上天草市の職員2名を政策研究員として受入れ、地方自治体と共同して地域課題解決を目指す「都市政策フォーラム」等を開催した。

2) 地域における教育の質の向上

初等・中等教育においてはユアフレンド事業、スーパーサイエンス事業等を支援する。

事業の主体である高校等との連携を密にするなど、積極的な支援に努める。

また、高大連携事業などを見直し、支援体制の充実を図るとともに、新たな支援策を検討する。

- ・教育学部は、熊本市教育委員会と連携して、「ユアフレンド事業」を展開し、本学での研修に加えて、不登校問題を抱える小中学校及び不登校児童を対象として相談・支援活動を実施した(本学学生約170名参加)。
- ・理学部、薬学部及び工学部は、「スーパーサイエンスハイスクール(SSH)」に指定されている熊本県立第二高等学校及び宮崎県立宮崎北高等学校の生徒を体験学習で受け入れた。
- ・熊本県上益城郡の御船町陣地区子供会からの要請に応じて、同町において、液体窒素を使った理科実験の体験学習を実施した(参加者数約80名)。

生涯学習教育研究センターを中心として、公開講座及び社会人への授業開放を拡充する。

前年度の実績評価等を基に公開講座の拡充を図る。特に、専門職業人を対象とした講座の充実を図る。授業開放のあり方についての検討結果を基に、授業開放科目の拡充を図る。

- ・公開講座については、熊本県教育委員会と連携を図り、ニーズの高い「教員のためのキャリアアップ講座」の充実を図った。また、社会人を対象としたコースの増設等により、受講生が増加した(平成17年度13講座280人、平成18年度15講座437人)。
- ・授業開放については、授業開放手続きの簡素化を図った。また、教養科目の開放増、講義科目に関係のある職域への広報の強化等により受講者数増を達成した(平成17年度66科目125人、平成18年度97科目182人)。
- ・広報活動として、全国紙地域版、タウン情報誌及び路線バス車内等に広告を掲載した他、ラジオ番組で事業紹介を行った。また、本学学生が制作したテレビCMを放映し、受講生の獲得に努めた。

3) 産学官連携の推進

熊本TLO、JST(科学技術振興機構)及びRSP(地域研究開発拠点支援事業)など学外の諸機関等との連携を図り、起業・雇用の創出支援、技術相談、共同研究、技術移転を拡充する。

知的財産創生推進本部において、熊本TLOとの連携の見直しを行う等学外の諸機関等との連携を再検討し、起業・雇用の創出支援、技術相談、共同研究、技術移転の拡充の方策を実施する。

また、中小企業基盤整備機構によるくまもと大学連携インキュベータ事業に参画し、本学シーズを活用した起業化を図る。

熊本TLOとの新たな連携策を検討し、平成20年度発足に向けて新生熊本TLOの実行案を作成した。

効率的な特許等の取得を推進するため、昨年からJSTの特許主任調査員を本学知的財産アドバイザーに委嘱し、平成18年度は、先行文献調査、JSTの支援制度に関

する情報提供、教員ヒアリング等を行った。

また、全国的な産学官連携組織である「コラボ産学官」に参加し、産学官連携を推進した。

平成18年3月に開所した「熊本大学連携インキュベータ」では、本学理事等が運営委員会に参画して、公開セミナーや、技術相談会等を実施した。

4) 国際交流の推進

国際共同研究プロジェクトを推進し、学術上の国際協力連携と研究者の人的交流に積極的に取り組む。

研究推進会議及び国際交流推進会議で策定した国際共同研究推進に係る施策について、引き続き実施を図る。

前年度に国際交流推進会議が策定した国際間での研究者交流支援施策について、実施を図る。

- ・国際共同研究を推進するため、アジアでは、大連理工大学（中国）韓国科学技術院（韓国）などとの提携を推進したほか、ベトナム（ベトナム国立大学ハノイ校ハノイ科学大学）との間では初の大学間学術交流協定を、交流先がなかったインド（アナマライ大学）との間では部局間交流協定を締結した。欧州では、学術交流の強化のため、ボルドー国立電子情報高等学院との大学間交流協定を締結したほか、ボルドー大学（第1～第4）及びグランゼコール2機関の計6機関を相手に、本学初の連合体形式として、大学間交流協定を締結した。
- ・本学の国際交流の基本方針に基づき、大学間での学術交流協定を前年度の19件から24件に拡大した。
- ・学術上の国際協力連携として、JICAとインドネシアでの情報分野における人材育成を推進する業務実施契約を、国立大学法人として初めて大学単独で一括受注した。
- ・国際間での研究者交流の推進については、三国（日中韓）間での科学技術・学術の発展を促進するため、韓国で教育研究、産学連携の地域基盤形成を通じた人材交流を目的とする「熊本大学韓国フォーラム」（参加者450名）を開催した。また、中国で開催された「環黄海産学官連携大学総（学）長フォーラム」では、国際共同教育を通じた人材育成についてアピールした。

大学の学術振興支援事業、外部寄附金等の支援を得て、国際会議、国際シンポジウム等を開催する。

前年度に国際交流推進会議が策定した会議、国際シンポジウムの支援施策をもとに、実施する。

国際的な認知度の高い会議・シンポジウム等については、大学が主催者又は共催者として後援する制度を整備する。

- ・国際会議及び国際シンポジウムの支援として、同窓会や民間企業からの寄付金を得て、「熊本大学韓国フォーラム（450名参加）」を開催した。
- ・上記に加え、地域行政との連携のため、熊本県と初めての海外共同事業である「上海くまもとフェア（200名参加）」を開催した。
- ・さらに、日中韓の政府機関が主催する「環黄海経済・技術交流会議」の併設会議である「環黄海産学官連携大学総（学）長フォーラム」では、日本側事務局大学として参加し、本学が平成19年度から開始する国際共同教育についてアピールした。

- ・国際会議・シンポジウム等の開催を推進するため、学内制度の「国際研究集会・国際シンポジウム公募事業」により、教育学部2件、法学部1件、医学薬学研究部1件、衝撃・極限環境研究センター2件の計6件の国際会議を助成した（助成金総額5,877千円）。

教職員の海外出張・研修を積極的に実施するとともに、客員研究員の受入れを拡充する。

前年度に国際交流推進会議が策定した国際間での研究者交流支援施策をもとに、実施する。

若手研究者の派遣を奨励し、平成17年に発足した熊本大学若手研究者海外派遣制度を引き続き活用する。

教職員の海外での教育研究活動を支援するため、上海オフィスなど海外の拠点や協力者を活用した海外ネットワークの拡充を図る。

- ・国際間での研究者交流を支援するため、雇用契約期間に関する制度の改正を行い、一事業年度内であれば短期間でも雇用可能とした。
- ・前年度に発足した「熊本大学若手研究者海外派遣制度」により長期1名を米国に、短期1名を英国に派遣した。
- ・「熊本大学上海オフィス」の拠点機能を活用して、熊本県との初の海外共同事業「上海くまもとフェア」を共催した。更に、平成19年度の開設に向け、大学間交流協定校である韓国科学技術院と、「熊本大学韓国オフィス」の設置について検討を開始した。
- ・また、事務職員の能力向上を目的として、ニュージーランドの大学間交流協定校であるマッセー大学に事務職員1名を2ヶ月間派遣した。

短期留学生プログラムの活用等による留学生受入体制の整備を行う。

国際交流推進会議を中心として、留学生の生活等支援施策を引き続き実行する。

英文ホームページを利用して、本学への留学を希望する外国人学生や、本学に在学中の留学生が必要とする情報を、英語で提供するシステムを整備する。

平成18年7月に国際交流推進会議が「熊本大学における留学生交流に関する支援体制整備について（提言）」をまとめ、平成18年度については、以下のような施策を実施した。

- ・新入留学生対象に、学内での手続きやルールに関する「On Campus Orientation」と、学外での活動に関する「Off Campus Orientation」の2回を行い、オリエンテーションを充実させた。また、「留学生のためのチューター制度利用の手引き」を日・英語で作成した。
- ・留学生への情報提供方法改善のため、留学生センターホームページの掲示板に掲載された情報が、各自のメールアドレスへ届くよう改善を行った。
- ・海外での留学フェア等で配布する熊本大学ポケット版パンフレットを、英・中（簡体語）に加えて、中（繁体語）・韓・タイ・ベトナム語でも作成した。

海外留学を推進するため、協定校を増加させるとともに、海外留学オリエンテーションを実施する。

前年度に作成した危機管理マニュアルに基づき、具体的な実施手順書を作成・配布し、周知徹底を行う。海外留学を促進するため、引き続き留学説明会の早期開催を行うとともに、新入生オリエンテーションプログラムとして、新たに新入生対象の留学

フェアを開催する。

- ・中期計画に基づき大学間での学生交流協定校を、平成17年度15件から平成18年度19件に増加させた。
- ・年度計画に基づき、平成17年度作成の危機管理マニュアルにより、派遣留学期間中に起こり得る危険を最小限に抑えるために必要なことを列記した「危機管理チェックリスト（派遣学生用）」、緊急の際の具体的な実施手順を記した「緊急時の対応マニュアル」、派遣期間中常時携帯し、緊急時の身元確認を可能にするための「携帯用危機管理カード」を作成し、派遣留学オリエンテーションで配布した。また、大学間交流協定校へ派遣した学生には、「留学状況定期報告書」を毎月メールにて送るよう指導し、情報収集に努めた。
- ・本学学生の派遣留学に対する興味や意欲を喚起・継続するため、「シリーズ留学説明会」を5回開催し、毎回約30名の参加者があった。
- ・新入学生全員に、「熊本大学交換留学制度」のパンフレットを配布し、新入学生ガイダンスにおいて、「国際課ミニシンポジウム・留学のススメ」（留学フェア）を実施し、80名近くの参加者を得た。

大学院生の国際会議等への参加を奨励する。

平成17年に発足した熊本大学国際奨学事業奨学金により、大学院生の国際会議への参加・発表を推進する。

さらに、海外インターンシッププログラム等の活用による、大学院生の海外派遣増に努める。

- ・学生の国際会議参加等を奨励するため「熊本大学国際奨学事業奨学金」として総額1500万円を各部局に配分し、熊本大学韓国フォーラム、その他国際学会等において、37名の大学院生が研究発表等を行った。
- ・海外インターンシッププログラムとして大学間交流協定校であるエーゲ大学（トルコ）に大学院生2名を派遣し、単位（2単位）を認定した。また、派遣先拡大のため、大連理工大学（中国）、韓国科学技術院（韓国）及びボルドー国立電子情報高等学院（フランス）と新たに大学間交流協定を締結した。

（2）附属病院に関する実施状況

1）医療サービスの向上

患者満足度を高めるため、ISO9001の認証に基づき医療の質的向上を図り、かつ、安全管理体制を点検・改善する。

患者満足度調査結果を踏まえ、患者サービス・医療の質向上を図る。更に、ISO9001の内部監査を充実し、安全管理体制の強化を図る。

また、新たに検査部門において、国際的に精度が保障された検査データを提供するため、ISO15189（臨床検査室認定）の取得を目指す。

患者満足度調査結果を踏まえ、特に要望の強かった院内アメニティの改善について、外来棟トイレの改修、ベーカリーカフェの設置等を行い、患者の利便性の向上及びやすらぎの場の提供により、患者サービスの向上を図った。

また、ISO9001に基づく内部監査を年2回実施した結果、不適合事項は3件から1件へ、観察事項は84件から40件へ着実に件数が減っており、ISO9001による品質マネ

ージメントシステムが有効に機能することにより、医療の質の向上及び安全管理体制が強化されていることが確認できた。

さらに、検査部門におけるISO15189（臨床検査室認定）の認証取得については、予備審査及び7月末の本審査を経て、8月末に認証を取得した。

医療カウンセリング室（仮称）を設置し、医療行為に関連したメンタルヘルスを積極的に支援する。

医療カウンセリング室（仮称）設置の是非を決定する。

当初の医療カウンセリング室（仮称）設置目的である「患者や患者の家族に対するメンタルヘルス支援」を行うため、セカンドオピニオン外来を11月に設置し、患者等の医療行為に係る不安、悩み等の解消を図る体制の整備を図った。

また、診療に付随した様々な問題に対処するため、地域医療連携センターに患者相談窓口を設置した。なお、学内の学生・教職員を対象とした、医療カウンセリング室の在り方等は、保健センターとの連携を視野に入れて検討を進めることにした。

地域に必要とされる医療については、不採算部門であっても他の医療機関との連携を図り、その部門の運営を支援する。

熊本県の懸案である周産期医療について、具体的対応策の検討を行い、環境整備に着手する。

また、小児・精神医療については、人的体制の強化を図る。

熊本県の懸案である周産期医療の整備について、熊本県からの正式要請を受け、具体的対策としてNICU・GCUを増床する病棟改修計画を策定した。

また、小児科、精神病棟及びNICUに、看護師、臨床心理士等の増員を図るとともに、NICUの医師当直体制の強化を図った。

さらに、「診療助手」制度を規則化し、小児・精神医療を含めた本院の診療に係る人的体制の強化を図るため、マンパワー確保の仕組みを構築した。

平成15年度から平成19年度に係る熊本県保健医療計画（第4次）を踏まえ、高度な救急医療を24時間体制で実施するため、「救命救急センター」の設置を目指す。

救命救急センターの設置の是非を決定する。

救命救急センターの設置について検討した結果、本院に設置するには、人材及び財政面で課題があること及び、既に熊本市内に2カ所の救命救急センターを併設する病院があり、一定の救急医療体制が整備されている現状を踏まえ、設置は行わないことにした。

ただし、平成19年1月に開院した新中央診療棟の屋上にヘリポートを設置する等、本院の急性期医療体制は格段に整備・充実しており、今後も、救急患者の受け入れ体制を整備して、地域への高度な医療の提供を果たすことにしている。

また、熊本県からの要請に基づき、平成18年8月に都道府県がん診療連携拠点病院の指定を受けたことを踏まえ、救命救急センターに代わり、今後は、熊本県のがん医療体制の整備・充実を図ることにより地域に貢献する取組を強化していくこととした。

附属病院が中心となって、地域医療における診療録の電子化と共有化を推進するドルフィンプロジェクトを積極的に支援する。

- a . 病院業務の特殊性に沿った個人情報保護の運用を図るとともに、本院の個人情報を活用した研究・教育の有効利用と目的外使用の制限を図る。
- a . 個人情報の保護に関する研修会で、診療情報を研究に使用する場合の匿名化及び目的外使用の禁止を、職員に周知徹底した。
- b . 遠隔画像診断サービスの連携先拡大と事業化を進める。
- b . 遠隔画像診断サービスの連携先拡大と事業化の進展に向け、今年度新たに遠隔画像診断サービスの実施契約を4機関と締結した他、テスト接続先を1機関追加して、サービス展開の拡大を図った。
- c . 診療録の電子化について検討する。
- c . 病院情報管理システムの次期更新時に診療録を電子化する方向で、技術的な検討を始めた。

医療の質の向上を図るため、他大学や他病院との連携を図り、全ての医療従事者について研修を実施する。

- a . キャリア開発支援マニュアルを実施し、マニュアルの見直しを行う。

a .(看護部)

キャリア開発支援マニュアルは、看護師個人のキャリア発達を支援するため、「目標管理」、「クリニカルラダー」、「マネージメントラダー」及び「教育システム」で構成されている。このうち、「目標管理」については、各病棟の目標とクリニカルラダーによる個人目標との整合性を図るため見直しを行い、看護師長が各個人に的確に助言・指導ができるように改善した。「教育システム」については、対象を経験年数別から能力別に変更し、レベル毎に受講しやすくした。

- b . 他大学や他病院との連携及び研修を目的とし、看護師、医療技術者の人事交流を推進する。

b .(看護部)

人事交流については、九州地区国立大学病院副看護部長会議で、九州地区国立大学病院クリニカルラダーガイドラインを作成し、平成19年度から人事交流に活かす予定である。なお、平成18年度は2人の人事交流を行った。

また、熊本県内の看護師(12名)を対象に、がんの専門分野の看護師育成事業の研修及び認定看護師によるがん看護研修(院内43名、院外90名受講)を実施した。

(医療技術部)

医療技術者については、院外研修として他大学(産業医科大学)と連携した研修を実施するとともに、人事交流により他大学(宮崎大学・長崎大学)に職員を派遣し、スキルアップ及びモチベーションの向上を図った。

2) 先端医療の開発・導入、医療人育成

「総合臨床研修センター」がコーディネーターとして、関係学部、院内各診療科

(部) 地域の臨床教育研修関連施設等と連携して、次の方策を通して良質な医療人を育成する。

- a. 医療人の教育研修については、これら機関や地域の関連医療機関等と連携して、卒前教育、卒後研修、生涯教育を推進する。
- b. 平成16年度から必修化される医師の卒後臨床研修、平成18年度からの歯科医師の卒後臨床研修の必修化へ対応するため、適切な研修プログラムの管理・運営を行う。
- c. 研修医の研修評価と初期臨床研修修了後のフォロー（専門診療科への移行、大学院への進学等）を適切に行う。

a. (1) 【卒前教育】

チュートリアル教育（個別指導・少人数教育）導入に基づき、教育内容の改善を引き続き行う。

クリニカルクラークシップ（個別指導・少人数教育）の改訂教科書を出版し、基本的臨床技能の標準化を図る。

(2) 【卒後研修】

熊大病院群における新研修制度導入結果の評価を踏まえ、より効果的な平成19年度の研修プログラムを作成する。

後期研修システムを構築するため各診療科で作成した「後期研修プログラム」が効果的に実施されるよう、総合臨床研修センターが必要な支援を行う。

(3) 【生涯教育等】

基本的臨床研修能力に関するセミナー、ワークショップ、講演会等を開催する。

(4) 【共通】

スキルスラボ（臨床技能学習施設）を充実し、新総合臨床研修センターの効果的活用を図る。

a. (1) 【卒前教育】

医学部教務委員会の下に、チュートリアル教育内容の改善・充実を図るWGを設置し、PBL型少人数教育によるチュートリアル教育（実習及び臨床形態学）を、総合型教育へ発展させる可能性についての検討を開始した。

また、11月にクリニカルクラークシップ（個別指導・少人数教育）の改訂教科書（第二版）を出版した。

(2) 【卒後研修】

昨年度に行った熊大病院群の研修プログラムの評価結果に基づき、以下のような改善を行い、平成19年度の研修プログラムに反映させた。

内科研修は、研修医の希望により複数科の内科を研修できるようにした。

協力病院と熊大病院の両方で、内科と外科の研修が可能なプログラムを設けた。

全てのプログラムで、2年間の最後に選択科の研修をすることとした。

また、総合臨床研修センターから各診療科に呼びかけて、6月に第1回後期研修説明会、9月に第2回後期研修説明会を開催した。更に、後期研修プログラム冊子を印刷し、医学部学生、医学部卒業生、本院研修医、協力病院・施設等に配布した。

(3) 【生涯教育等】

4月に「医療事故をめぐる法的知識」と「医療の安全と質について」の特

別講演、5月に「研修医セミナー」、8月に「熊本大学医学部附属病院群卒後臨床研修指導医研修ワークショップ」を開催した。

(4)【共通】

総合臨床研修センターを平成19年1月に新中央診療棟へ移転させ、同センターに臨床シミュレーションシステムを導入する予定である。これにより、スキルスラボ（臨床技能学習施設）の機能が格段に充実することになった。また、臨床シミュレーションシステムを含めた総合臨床研修センターの効果的な活用を図るため、運用管理を行う人員（技術職員）の配置を、平成19年度中に検討することにした。

b.(1)【医師卒後臨床研修】

研修プログラムの適切な管理・運営を行うとともに、研修医及び指導医からの意見聴取を基に随時プログラムの見直しを行う。

(2)【歯科医師卒後臨床研修】

新研修制度に基づく、プログラムの運営を行う。また、研修医及び指導医からプログラムに対する意見の聴取を行う。

b.(1)【医師卒後臨床研修】

研修プログラムの適切な管理・運営を行うため、熊本大学医学部附属病院群卒後臨床研修管理委員会の下に、3つの専門委員会を設置した。

研修医及び指導医とは面接により随時意見聴取を実施して、プログラムの見直しに活かしており、これまで、研修時期や研修先施設の変更について、柔軟に見直しを図っている。

(2)【歯科医師卒後臨床研修】

歯科医師の臨床プログラムについては、Web上に意見を聴取するシステムを設けており、寄せられた意見を分析し、平成19年度の研修プログラムの見直しに活用することとしている。

c.研修医の研修評価は多面的な評価（看護師、コメディカルからも評価を受ける）とし、評価の現状把握が出来るよう環境を整備する。

また、初期臨床研修終了後のフォローについては、必要な情報を適切に提供するための情報提供のルールをマニュアル化して運用する。

c.「多面的な評価」として、看護師やコメディカル及び患者にアンケート調査を行い、研修医の評価に活用している。

また、緊急連絡体制整備の一環として、個人情報保護関係規則を遵守し「熊大病院からの事務連絡のために使用する」ことを基本ルールとして、研修医のメールアドレス等を入手し、後期研修説明会の開催案内などの情報提供に活用した。

薬剤部においては、実習体制の整備を行い、医学部及び薬学部の学生に対して、医薬品適正使用推進のための教育研修を実践するとともに、病院内の医療従事者に対して医薬品の安全管理に関する啓発活動・支援を拡充する。

前年度に実施した医学部学生、薬学部学生、研修医及び看護師に対する医薬品適正使用・安全管理に関する啓発教育・実習を引き続き行う。

前年度に試行的に用いた薬剤部実習プログラムに基づき、薬剤部実務研修及び実習を実施する。

前年度に引続き、医薬品適正使用・安全管理に関する啓発教育の実践として、医学部学生、医学教育部（医科学修士課程）学生及び薬学部学生に対して、医薬品情報管理及び薬物治療と処方せんのチェック・リスクマネジメント等に関する講義を実施した。

また、薬学部学生（1年）を対象として、薬剤部業務早期体験学習を実施した。

前年度試行的に用いた薬剤部実習プログラムに基づき、薬学教育部大学院生を対象とした卒業実習を実施した結果、効率的かつ円滑な実習を実施することができ、より質の高い実習教育効果が得られた。今後、薬学6年制実務実習に、この薬剤部実習プログラムを活用できるか検討する。

更に、新人看護師へのオリエンテーションや熊本乳癌チーム医療セミナーにおいて、麻薬の取扱いや医薬品の副作用に関する講義、並びにチーム医療における薬剤師の役割に関する教育講演を行い、医薬品リスクマネジメントにおける薬剤師の役割に関する理解の深化を図った。

感染免疫防御、移植再生医療、腫瘍医学、遺伝子診断・治療等の附属病院の重点研究領域については、本学研究拠点である発生医学研究センター、エイズ学研究センター、生命資源研究・支援センターなどとの共同研究プロジェクトに対する支援を図り、臨床応用への導入を推進する。

新興及び再興感染症の予防・治療に関するプロジェクトを引き続き支援する。

平成17年に医学薬学研究部・エイズ学研究センターが中心となり立ち上げた、新興感染症の治療薬開発、再興感染症のワクチン開発等に関するプロジェクトに、本院の血液内科（満屋教授グループ）が引き続き中心的な役割を担って支援しており、同グループと米国Purdue大学の研究グループと共同開発した、プロテアーゼ阻害剤TM C114/darunavirは2006年6月に米国FDAに認可され、PrezistaTMとして臨床に供されることとなった。

更に、満屋教授は、熊本大学の「エイズ等新興再興難治性感染症に対する新たな治療法開発をめざした研究教育拠点形成」のプロジェクトに拠点リーダーとして参画し、研究教育拠点形成及び新規抗HIV薬の研究開発を推進しており、これらの研究を継続し、新興再興感染症の予防・治療薬開発を進めている。

重点研究領域の臨床応用への導入を推進するため、先導的なトランスレーショナルリサーチを行う「先端医療・技術支援センター」（仮称）の設置を目指す。

薬学部の創薬センターとの連携及び本院の治験センターの充実を図るため、「先端医療・技術支援センター」（仮称）を学内又は院内に設置するかを決定する。

「先端医療・技術支援センター」（仮称）の設置は当面見送り、先端的な研究を推進し、研究成果を新たな治療薬の開発と臨床応用に結びつけるための現実的な構想として、「治験フロンティアセンター」を、本院の治験支援センターと薬学部の創薬センターとが連携・融合した、治験・臨床試験の活性化と新薬開発・臨床応用の推進組織として構築することを目指して、現在、具体的な組織体制の在り方等について検討している。

3) 経営の効率化

各診療科・各部門間の壁をなくし、臓器別診療体制を確立して、病院長のリーダーシップの下で、病院職員ポストを流動化し、病院経営上、効率的な人員配置、予算配分が可能な体制を構築する。

新生児集中治療室（NICU）の人的体制等を強化する。

外来化学療法センターを稼働させ、効率的な運用・経営を図る。

在院日数の短縮及び紹介患者の増加を図るため、病院職員ポストを流用し、地域医療連携センターにメディカルソーシャルワーカーを新規配置する。更に、上位施設基準を取得し、効率的な増収を図るため、理学療法士、作業療法士を増員する。

生活習慣病に対応する糖尿病センター、脳卒中センター（仮称）の診療体制を構築するための準備を行う。

新生児集中治療室（NICU）の増床計画に伴い、周産母子センターの専任教員（准教授及び助教各1）の配置を、平成20年度附属病院の組織設置等構想事項として要求を行った。

4月から外来化学療法センターの稼働を開始した。また、センターの効率的な運用に活用するため、がん化学療法における有害事象マニュアルを作成した。

地域医療連携センターに病院職員ポストを流用して、メディカルソーシャルワーカーを配置したことにより、初診外来患者の相談件数の増加や逆紹介率の向上など、患者満足度が高まるとともに、平均在院日数の短縮化が図られた。

10月1日より理学療法士、作業療法士を増員し、脳疾患リハビリテーションの上位施設基準の算定を開始した。

また、糖尿病センター、脳卒中センター等の各センターによる戦略的診療体制の構築については、東病棟建築構想の中に組み込む事項として、具体案の検討を進めることとした。

中期目標期間中について、病床稼働率86%以上を維持、クリニカルパスを拡充、平均在院日数を短縮（23日以内）し、経営の効率化を図る。

クリニカルパスの充実を図り、平均在院日数20日以内を目指す。

定期的にクリニカルパス研究会を開催（年5回）し、新しいパスの周知や作成済みパスの成果発表・見直しを実施し、パスの充実及び共通化を図った。

これらの活動により、今年度の平均在院日数は、目標の20日以内を達成し、19.6日となった。

附属病院の収入については、平成16年度収入予算を基礎として、経営改善係数2%を乗じた額の増収を図る。

平成18年度経営改善計画に基づき、収支目標額の達成を目指す。

病院収支を分析し、平成19年度経営改善計画を策定する。

平成18年度経営改善計画として「経営戦略キャッチフレーズの設定と実践」、「自主目標の設定」、「新たな人事戦略策定」等を掲げ、年度当初に各診療科等の自主目標（平均在院日数・入院外来患者数・手術件数・先進医療申請件数等）を設定し、収支目標額の達成を目指した。

各診療科等の目標達成状況は、毎月ホームページに公表するとともに、8月～9月にかけて病院長ヒアリングを実施し、目標達成に向けた取り組みを推進した。

また、3月の経営戦略委員会で経営改善計画の進捗状況確認と収支分析を行い、平

成19年度経営改善について、午前退院午後入院の運用による病床稼働率の向上等を目標とする計画を策定した。

附属病院の機能を強化するため、東病棟の早期新営に向けて再開発計画を積極的に推進する。

引き続き、平成19年度概算要求を行う。

東病棟の新営工事は、西病棟・新中央診療棟の新営と連動させた、附属病院再開発計画に基づく整備であり、既に、平成19年度概算要求新規事項として措置されることが認められた。

附属病院の情報網を整備し、電子カルテ整備、X線画像のフィルムレス化及び情報の共有化を図り、病院業務の効率化を推進する。

クリニカルパスのシステム化を行う。また、新中央診療棟の情報基盤の整備を行い部門システムとの連携を充実させる。

X線画像フィルムレス化を一部実施する。

検査結果伝票の一部廃止を行い、診療録作成の省力化と効率化を図る。

平成18年度中に、新たに11件のクリニカルパスのシステム化を進めた。引き続きパスのシステム化を推進する。

平成19年1月の新中央診療棟の開院に伴い、高速ネットワークの整備を行い、新中央診療棟に移転後のX線画像のフィルムレス化を推進するための新システム環境を構築した。

病院情報管理システムで、検査結果の表示項目の拡大及び時系列表示への見直しを行い、診療録へは見直し後の帳票の保存を行うことで記録保存の省力化と効率化を図った。

臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士等の診療支援業務の医療技術職員については、業務の効率化を推進するため、人員配置を見直し、集中管理する管理運営体制を構築する。

医療技術部を稼働させ、検査・診療等の業務及び運営の効率化を図る。

医療技術職員の配置を見直し業務の効率化を図るため、医療技術部を新設し、検査の日常業務及び緊急時間外検査体制の充実に加えて、検査の稼働率の向上等を推進した。

また、平成19年1月にME機器センターを設置して、臨床工学技士等の医療技術職員をセンターに集中させ、かつME機器を集中管理することにより、機器の効率的な運用及び医療安全の向上に取り組んだ。

(3) 附属学校に関する実施状況

1) 実践的教育の推進

学部・大学院と連携し、社会状況に対応した教育方法に改善するとともに、自然体験活動教育、IT教育等を充実する。

引き続き、学部・大学院との連携により、教育方法の改善を図るとともに、自然体験活動教育、IT教育等をより充実する。

平成18年8月に学部・附属連絡協議会を開催して、本年度運営計画の検討を行い、学部・大学院との連携協力のもと、以下のような教育方法等の改善を図り、自然体験活動教育、IT教育等を実施した。

- ・学部教員は、附属学校で行われる研究会の助言者として指導に加わり、研究発表会等の開催に際しては、講師・シンポジスト等として、指導等を行った。
- ・学部と大学院との連携により自然体験活動教育、大学及びその周辺の地域環境を活用した単元学習を取り入れて、地域に根ざした学習活動を行った。
- ・IT教育等については、附属小学校が全国教育工学研究大会において、算数、社会、理科、体育の4教科でITを活用した授業発表を行った。また、ICT活用啓発資料（文科省）に本校教諭の実践が紹介された。
- ・附属小学校においては、分かったつもりで止まっている子どもたちの「わかり直し」を促すことに焦点を当てた授業研究・日々の授業に取り組んだ。この成果を研究紀要にまとめるとともに、教科等の公開授業及び教科等の分科会で発表した。この校内研究に対して学部教員は講師となって指導を行い、発表会当日も、シンポジストとして指導した。。
- ・附属中学校においては、文部科学省・学部との連携の下、平成18～19年度に学力の把握に関する研究指定（IT関連）を受け、研究を推進している。また、総合的な学習の時間に1年から3年までの系統性を持たせながら、自然体験活動を段階的、効果的に体験させている。
- ・附属養護学校においては、児童生徒全員に対して詳細な個別指導計画書を作成し、本人・保護者と指導者が個別目標の達成に取り組んだ。更に、「個別の教育支援計画」を充実するために「支援者ミーティング」を昨年度に引き続き実施した結果、教員の取り組む力量の向上に加えて、対象児の具体的な目標が明確になり、大きな成果を上げた。また、地域環境（竜田山・白川・大学校内）を活用した単元学習を積極的に取り入れ、自然にふれあい、地域に根ざした学習活動の充実を図った。
- ・附属幼稚園においては、自然体験活動の一環として、田植え、稲刈りなどを体験する「稲作プロジェクト」を実施し、自然に親しむ教育を行った。

地域教育のレベルアップを図るため、研究発表会や講師派遣等により、公立学校等に対する先導的教育の情報提供や助言を行う。

附属学校園の運営計画を更に見直し、先導的教育を推進するとともに、研究発表会の開催、講師派遣、学校視察者の受入れ等を行い、地域における公立学校等に対する先導的教育を支援する。

平成17年度の運営計画を見直し、下記のように、先導的教育・研究を推進・支援した。

- ・附属小学校では、校内研究の成果をもとに、公立学校の校内研修に講師を派遣（48回）し、公立学校の研究を支援した。
- ・附属中学校では、本校で開催した九州数学教育学会や日本教育工学協議会の大会において、本校教諭が研究授業を行った。また、県、市の教育センターや公立中学校への研究会講師派遣を積極的に行った。
- ・附属養護学校は、特別支援教育の地域のセンター的役割を担い「特別支援教育体制推進事業」のブロックリーダーとしてブロック内のネットワークづくりを推進し、公立学校の意識改革に取り組むとともに、年間を通して23件の教育相談及び研修会講師派遣等を行った。

- ・附属幼稚園は、附属学校や学部、県内外の多数の幼児教育関係者の参加を得て幼児教育研究会を開催し、4年間の研究の成果を発表した。また、県内小学校、市内幼稚園の公開研究会に参画し、「幼小の連携」等の研究を進めた。
- ・その他、先導的教育機関として、各学校で研究発表会を開催（参加者数：小学校約1,000名、中学校約500名、養護学校160名）するとともに、公立学校等における研修への教員の派遣、学校視察者の受け入れを実施し、先導的教育の情報提供に努めた。

多様な児童・生徒を受け入れるため、学力、適性能力等を総合的な視点で選考する方策を検討し、実施する。

引き続き、入学者学力検査基本方針に基づき、入学者学力検査を実施する。

学部・附属連絡協議会で、附属学校園全体の入学者学力検査基本方針に基づき、多様な児童・生徒を受け入れるための方策を検討し、以下のような選考を実施した。

- ・附属中学校では、多様な生徒を受け入れるため抽選制を廃止し、小学校からの調査書と自己アピール作文や、当日の試験などを総合的に判断して選考を行った。
- ・附属幼稚園では、平成19年度の入園調査から、従来の応募条件から「出願日現在、熊本市在住であること」をはずし、県外在住者も応募可能とし、多様な園児の受け入れが可能となるよう改善を行った。

社会の動向を踏まえ、1学級の児童・生徒定員35人の実現に向けて検討する。

引き続き、附属小学校において、一部の学年・教科単位において少人数学級の授業を試行し、その効果を検証する。

附属小学校において、2年生の算数「図を使って考えよう」で、120人（3学級）を4グループ（30人）に分け、4人の指導者で少人数学級を試行的に取り入れ実施した。

試行の結果、30人学級では、40人の場合に比較して、机間指導などで児童一人一人によりきめ細かな関わりが可能であり、かつ、一斉指導でも児童の意見を取り上げる機会が増えて、児童の学習意欲も高まり、主体的な学びを促すことができるなど、期待された効果を確認できた。

2) 学校運営の充実

学校評議員など学外の意見を活用し、教育体制、支援体制に係る具体的方策を検討し、実施する。

学部・附属連絡協議会で、前年度の運営計画の実施状況を検証し、引き続き学校運営の在り方について見直しを行う。

学部・附属連絡協議会を開催し、各附属学校評議員会と連携を取りながら、平成17年度の運営計画の実施状況（学校行事、授業参観、学校の近況等を報告）を検証するとともに、平成18年度の学校運営のあり方について見直しを行った。

- ・附属小学校では、昨年度の学校評議員会で指摘された「子どもの体力の実態把握」のため、新体力テストを実施した。その結果、「投力」、「脚力」及び「瞬発力」が劣っていたことを踏まえ、体育の時間はもとより、月1回のトライスポーツ（朝20分間）、遊びの時間を活用し、子どもの体力づくりに取り組んだ。また、本年度、20項目からなる保護者（全家庭）による評価を新たに導入し、結果を3月開

催の学校評議員会で報告し、各委員から出た意見を学校運営及び学級経営の改善に活かしていくこととした。

- ・附属中学校では、一部指導に関する指摘を受けた（生徒の返事の仕方等）が、「あいさつが良くなった」、「授業中の様子に生徒のゆとりを感じた」等の好評を得た。
- ・附属養護学校では、学校評議員に対して、学校行事、授業参観、公開研究会等へ出席を求め、事業や取組についてアンケートを実施した。アンケートの結果、教育活動は良い評価だったが、安全面での更なる努力が指摘された。その課題を明確化して職員へ公表し、学校運営に関する重点項目として、年間を通して取り組み、安全な教育環境の改善が進んでいる。
- ・附属幼稚園では、昨年度の学校評議員会で要望があった、学校評議員と教職員とのミーティングの場を設けた。また、学校評議員を入卒園式等の園内行事に案内するとともに、毎月園内保育活動通信を送付している。

以上により、平成18年度に中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

資質の高い教員を確保するため、熊本県と教員の人事交流に関する協定を締結し、交流を促進する。

引き続き、熊本県及び熊本市とそれぞれ締結した人事交流協定に基づき、人事交流を行う。

教員の資質向上及び教育研究の一層の充実を図ることを目的として、平成16年度に締結した人事交流協定に基づき、熊本県及び熊本市とそれぞれ人事交流を行った。

本年度の実施状況は、次のとおり。

- ・附属小学校： 転出者 5名、 転入者 5名
- ・附属中学校： 転出者 4名、 転入者 5名
- ・附属養護学校： 転出者 3名、 転入者 4名
- ・附属幼稚園： 転出者 1名、 転入者 1名

以上により、平成18年度に中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

熊本県教育委員会と連携し、公立学校の初任者研修、10年経験者研修等を充実する。

引き続き、熊本県等との連携を推進し、公立学校等の研修に関する助言や講師派遣を行い、また、必要に応じて研修場所の提供等を行う。

熊本県教育委員会との教育連携協議会において、研修計画や研修場所の提供等について、積極的に働きかけを行った。実施状況は次のとおりである。

- ・熊本県教育委員会などと連携し、公立学校等で実施される研修等の助言者や講師として、教職員を派遣（小学校54回、中学校48回、養護学校12回、幼稚園10回）するなど、研修事業の運営に協力した。
- ・附属小学校においては、県や市の教科等研究会へ、全教科等の教諭が出席し、授業発表や実践の提案を行い、情報提供を行うとともに、国語、図工などへ研修場所を提供した。
- ・附属養護学校においては、熊本市特別支援教育体制事業担当校として市内30校を対象とした、事業運営、障害児の支援に関する保育園や小学校での講話、障害児に関する専門的分野に対する県立養護学校での講話、就労に関する会議や障害者自立等のセミナーに関わる公的機関での講演を行うなど、地域のセンター的役割

を果たした。

3) 学部等との連携

学部・大学院における教員養成のカリキュラム改善や教育方法の開発を支援する。

引き続き、学部・大学院における教員養成カリキュラムの改善や教育方法の開発を支援するため、共同研究、情報提供、助言等を行う。

各附属学校教員は、教育学部の教育実習委員会に所属し、教育方法とカリキュラムの改善を支援するため、共同研究、情報提供、助言等を行ってきた。その成果報告書『新時代の教員養成カリキュラム 創造と改善』をまとめ、平成19年2月に教務委員会・教育実習委員会合同シンポジウムで公開した。

以上により、平成18年度に中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

教育実習、教育現場の研究や観察等を充実させるとともに、学部教員と附属学校園の教員が連携し、学生に対する適切な教育現場を提供する。

引き続き、学部・附属連携推進委員会及び教育実習委員会で、前年度の実施結果をもとに、教育実習や研究等について検討し、検討結果に基づく、実施内容及び教育現場の改善を行う。

学部・附属連携推進委員会及び教育実習委員会で、平成17年度の実績を踏まえて、教育実習の評価項目、評価基準を見直すとともに、来年度から新たな評価方法を採用することとした。平成18年度の主な取り組みは以下のとおりである。

- ・教育学部主催のシンポジウム「熊本大学教育学部の教員養成カリキュラムの改善をめざして」、並びに教育学部附属教育実践総合センター主催のシンポジウム「教育実習生に求められる資質能力とは」に、附属学校教員がシンポジストとして参加し、その成果を教育実習の実施内容及び教育現場の改善に役立てた。
- ・各附属学校においては、教育実習委員会の審議結果を職員会議等に報告し、共通理解を深め、教育現場の改善に繋げた。
- ・附属中学校では、教育の一環として、実習期間の後も、学部学生が学校行事や研究発表会に参加する機会を増やすよう努めている。

以上により、平成18年度に中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

・業務運営の改善及び効率化

1. 運営体制の改善に関する実施状況

1) 運営体制の確立

施策立案、執行、評価を行うシステムを整備するため、役員会を中心とした施策立案機能を構築する。

前年度の検証に基づき、役員会を中心とした施策立案、執行、評価機能及びその体制について見直し等を行う。

理事、部局長及び評議員を対象とした「大学運営に関するアンケート」において、各会議体の審議の実質化及び効率化の必要性が指摘されたことを受け、企画会議の下に「運営体制の見直しに係るWG」を設置した。同WGにおいて、役員会を中心とし

た施策立案、執行、評価機能及びその体制について見直しを行い、検討結果を踏まえ、平成19年度から以下の施策を実施することとした。

- ・学長が議長の企画会議を総合企画会議に改め、大学の重要事項の審議機能及び戦略会議が有していた戦略的施策の策定機能を総合企画会議に集約する。
- ・学長が議長の戦略会議（大学評価会議、研究戦略会議、社会（国際）貢献・広報・情報戦略会議、教育審議会）及び戦略会議の下の副学長が議長の推進会議（6会議）における重複審議の弊害を排除するために、総合企画会議が策定した基本方針に基づき施策を推進する機能を8つの推進会議（大学評価会議、研究推進会議、知的財産創生推進会議、地域連携推進会議、国際交流推進会議、広報推進会議、情報化推進会議、教育会議）に集約する。
- ・教育研究評議会構成員を平成20年度から学長、理事、副学長及び部局長のみとすることにより、43名の構成員を26名に削減し、審議の実質化、機動性及び効率性の確保等を図る。

学長の下に総合企画本部を設置し、教員と事務職員が一体となって企画・立案を行う。

前年度の検証に基づき、総合企画本部及び学長特別補佐の役割・機能を明確化し、その充実を図る。

上記アンケートにおいて、総合企画本部及び学長特別補佐の役割・機能の明確化が求められたことを受け、以下の取組を行った。

- ・総合企画本部については、同本部において対応すべき全学的な課題に対し、事務局各部が一体となって取り組むことを目的として、同本部の構成員である事務局各部長による連絡調整会を毎週開催した。これにより、総合企画本部の役割・機能の明確化を図るとともに、その充実にも努めた。
- ・学長特別補佐（6名）については、従来からその担当を「教育」、「研究」、「社会・地域貢献」、「国際交流」、「情報化」及び「評価」と明確にしているが、さらに、人文社会科学系大学院再編計画案の策定や韓国フォーラムの企画・調整などの学長からの特命事項も加え、その役割・機能の明確化・強化を図り、その充実にも努めた。また、学長特別補佐会を開催し、各学長特別補佐の抱える懸案事項等について意見交換を行い、学長特別補佐間の連携の強化を図った。

以上により、平成18年度に中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

円滑な大学運営に資するため、部局長等連絡調整会議を設置し、定期的に全学的な意見の集約及び調整を行う。

前年度の検証に基づき、部局長等連絡調整会議の機能の明確化を図るとともに効果的な会議体制とする。

部局長等連絡調整会議は、役員会で提案のあった施策の方針、課題等について、部局長等との意見調整を行う場として機能しているが、今年度から、部局等から提案のあった検討課題についても意見交換を行うよう改善した。

以上により、平成18年度に中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

2) 全学的会議体の整備

全学的会議体を「施策」、「教学」、「管理運営」に関するものに大別し、役割分担を明確にしつつ効果的な体制に再編・整備する。

前年度の検証に基づき、全学的会議体である「施策」、「教学」、「管理運営」に関する委員会等の役割・機能及びその運営の効率化を図るため、委員の構成や審議事項の精選などの見直しを図る。

理事、部局長及び評議員を対象とした「大学運営に関するアンケート」において、会議体の役割の明確化、審議内容の精選、委員構成の見直しの必要性が指摘されたことを受け、企画会議の下に設置した「運営体制の見直しに係る検討WG」において、全体的な運営体制の見直しを行い、平成19年度から29の全学的会議体を26に再編整理することとし、併せて各会議体の委員構成の見直しも行った。

教員の負担軽減を図るため、全学的会議体の委員構成を見直す。

前年度の検証に基づき、全学的会議体の委員数を見直し、効率的な運営を目指す。

上記のとおり、全学的会議体数を見直すとともに、新たな課題についても可能な限り既存の委員会やWGを活用するなど、会議体の効率的な運営を図り、全学的会議体に参画する委員数が増加しないようにした。特に、教育研究評議会においては、構成員を平成20年度から学長、理事、副学長及び部局長のみとすることにより、43名の構成員を26名に削減し、審議の実質化、機動性及び効率性の確保等を図ることとした。また、各センターの運営委員会等について、委員数の見直しを行い削減を行った。

全学的会議体の構成員は部局の運営組織の責任者とするなど、大学と部局との連携を強化する体制を構築する。

17年度に実施済みのため、18年度は年度計画なし

教員と事務職員との協力連携による一体的運営を図るため、大学・部局の会議体に関係の事務職員を構成員として加える。

17年度に実施済みのため、18年度は年度計画なし

3) 部局運営体制の整備

部局長を中心とした部局運営体制を強化するため、副部局長を設置し、活用する。

全学的に副部局長を設置するとともに、その機能・役割について引き続き検討する。

機動的な部局運営や部局長の補佐体制の強化を図るため、平成20年度から副部局長制度を導入することとした。副部局長の定数、選出方法等については、平成19年度に引き続き検討することとした。

効率的な部局運営を行うため、教授会の審議事項を精選するとともに、代議員会を活用する。

効率的な部局運営を行うため、代議員会の活用について引き続き検討する。

工学部・自然科学研究科での実績を踏まえ、社会文化科学研究科において平成19年4月から代議員会を設置することとした。平成19年度においても、教授会の審議事項の精選、代議員会の活用の推進を図る。

効果的な部局運営を行うため、全学的会議体の整備を考慮しつつ部局会議体を再編する。

17年度に実施済みのため、18年度は年度計画なし

4) 学内資源の配分

学長の下に設置する企画会議、研究戦略会議を活用し、全学的な視点から重点的に資源配分を行う。

a. これまでの検討を踏まえて、平成18年度熊本大学予算編成の基本方針を一部見直し、効率的・合理的に大学運営が行われるように編成する。また、予算の有効活用の観点から、従来、追加配分をしていた重点経費等については、18年度当初配分と同時に配分を行う。

a. 平成18年度予算編成の基本方針策定に当たり、これまでの方針を見直し、次の改善を実施した。

- ・各部局に収入目標を提示し、自己収入の確保に努めた。
- ・事務局の管理運営費については、執行責任の明確化を図るため、予算責任者(事務局長)の下に、新たに副責任者(各部長)を置くこととした。

また、従来、追加配分をしていた学長裁量経費及び重点配分経費については、当初配分と同時に配分を行い、早期執行計画を可能にした。さらに、従来、個別に管理していた外部資金にかかる間接経費を既定経費と一体化し、総合的、効率的かつ合理的に大学運営が行われるように平成19年度予算を編成した。

これらにより、予算の早期執行のみならず、全学的に限られた財源の有効かつ効果的な活用が図られることとなった。

b. 平成18年度実施計画に基づく配置を行うとともに、平成19年度以降の教員定員の運用について新たな方策を検討する。

b. 平成18年度実施計画に基づき、環境安全センターへ1名配置することによって総計30名の配置が完了した。

また、平成19年度以降の教員定員の運用について検討し、戦略的な事業を行うための方策として、学長裁量の人件費枠を設定することとした。

c. 前年度に策定した改修計画を基に、学生アメニティ対策の改修整備を進める。

c. 平成18年度のテーマとして掲げた「学生アメニティの向上」に向け、下記の整備を実施した。また、工事のコスト縮減等を図るとともに教育等施設基盤経費以外の寄付金及び部局予算により、計画以上の整備を実施した。

- ・全団地のアスベスト処理
- ・医学部保健学科棟の改修
- ・教育学部本館便所及びエレベータ改修
- ・教育学部附属小学校校舎床改修
- ・学生寄宿舍談話室改修
- ・教育学部附属養護学校遊戯場整備及びプール塗装改修
- ・理学部4号館エレベータ整備

(別枠予算等にて整備)

- ・黒髪団地外灯整備
- ・工学部1号館留学生プラザ改修
- ・医学部附属病院ペーカリー整備
- ・医学部附属病院福利施設(喫茶)整備

5) 学外者の任用

法人運営上、専門知識・経験を要する職務等への学外の有識者・専門家の任用を進める。

学外の専門家の採用及び学外機関との円滑な人的交流を推進するため、個別契約での対応の拡大や年俸制などの給与制度についても引き続き検討する。

学外の専門家の採用については、平成17年度までにキャリア支援、医療事務、国際戦略及び広報戦略において専門知識・経験を有する者を採用しており、一定の成果を収めている。

また、個別契約の拡大及び年俸制の適用を検討した結果、研修医の一部に平成18年度から個別契約を適用した。さらに、平成19年度から、新たに診療助手制度を設け、個別契約及び年俸制を適用することとした。

6) 内部監査機能の充実

内部監査機能の充実を図るため、監査に関する研修を実施するとともに、監事及び会計監査人の指導の下、監査基準等の見直し・整備を行う。

今後の内部監査体制の在り方について検討を行う。ワーキング・グループによる業務監査を実施することで、業務監査についての理解を深め、監査体制の構築を推進する。また、引き続き会計基準等の研修を実施する。

業務監査ワーキングにより、試行的に業務監査を実施し、業務監査について理解を深めるとともに、内部監査に係る課題の抽出を行い、内部監査体制の構築に向けて検討を行った。また、平成18年11月の学内監査の際、会計監査と平行して、会計監事による業務監査を実施し、業務監査についての理解を深めた。

会計基準等の研修に関しては、本年度は以下の事項を実施し、職員の会計基準等に対する理解を深めるとともに、会計処理の正確性の向上を図った。

- ・「新採用教職員研修 - 熊本大学の財務・施設の現状と諸課題」
- ・「会計職員勉強会」
- ・「減損会計導入勉強会」
- ・メディア教育研究センターのSCS配信の活用「国立大学法人会計セミナー」

2. 教育研究組織の見直しに関する実施状況

学長の下に設置する企画会議を中心に教育研究組織の見直しを行い、必要に応じ学部・研究科・学科・専攻等の再編を行う。

教育研究組織について、企画会議において必要に応じ、学部・研究科・学科・専攻等の見直しを行う。

企画会議における審議・決定により平成18年度に新設した教育研究組織等及び平成19年度から新設する教育研究組織等は次のとおりである。

平成18年度新設

- ・社会文化科学研究科教授システム学専攻（修士課程）
- ・五高記念館（学内共同教育研究施設化）
- ・環境安全センター（学内共同教育研究施設）
- ・薬学部附属創薬研究センター

- ・医学部附属病院がん診療センター及びME (Medical Engineering) 機器センター
- ・大学院法曹養成研究科附属臨床法学教育研究センター

平成19年度新設

- ・eラーニング推進機構 (学内共同教育研究施設)
- ・政策創造研究教育センター (学内共同教育研究施設。生涯学習教育研究センターと政策創造研究センターの再編統合)
- ・大学院自然科学研究科附属総合科学技術共同教育センター
- ・医学部附属病院「不整脈先端医療寄附講座」
- ・大学院医学薬学研究部「感染制御学 (肥後銀行) 寄附講座」

大学院を、生命科学系大学院、自然科学系大学院、人文社会科学系大学院に整備する。

文学研究科、法学研究科、教育学研究科の在り方を検討し、人文社会科学系大学院の再編・整備を検討する。

人文社会科学系大学院の再編・整備にあたるため、新たに教育研究再編担当の副学長を任命し、「人文社会科学系組織改革会議」と「人文社会科学系組織検討委員会」を設置し、検討を進めた結果、文学研究科及び法学研究科については、人文社会科学系大学院に再編・整備することとした。

上記、人文社会科学系組織改革会議においては、文学研究科及び法学研究科を対象とする人文社会科学系組織改革のための基本方針を策定し、また、人文社会科学系組織検討委員会においては、改革会議において策定された基本方針に基づき、具体の組織構想、教育プログラム等を検討し、平成20年度の概算要求の策定に備えた。

教育学研究科の在り方については、教育学部及び教職大学院との三位一体の改革について検討した。

研究組織 (研究部) と教育組織 (教育部) の分離による柔軟な教育研究体制の導入を図る。

大学院において、研究組織 (研究部) と教育組織 (教育部) の分離による柔軟な教育研究体制の導入を検討する。

理学と工学の一層の高度化と先端融合の機動的展開のため、理学部及び工学部に所属していた教員全てを大学院自然科学研究科所属とする大学院重点化・一元化の改組を行った。今後さらに大学院において、研究組織と教育組織の分離について検討を進める。

医学教育部保健学専攻の設置を検討し、整備する。

保健学専攻の平成20年度の設置に向けて計画案を策定する。

平成20年度の大学院保健学教育部保健学専攻 (修士課程) の設置に向け、入学定員、授業科目、履修方法、教員組織などについて詳細に検討を進め、設置計画案を策定した。

教員養成機能の充実を図るため、隣接県の教員養成系学部との再編・統合を視野に入れつつ教育研究組織の見直しを行う。

前年度に策定した改組計画案に基づき、専門職大学院を含む教員養成課程・研究科

の改編計画について引き続き検討する。

教育学研究科長に対し、教職大学院構想について、学長、理事によるヒアリングを行った。その結果、同大学院の設置については、教育学部及び教育学研究科との関連を踏まえ、引き続き検討することとなった。

主として研究を目的とする学内共同教育研究施設については時限的な組織とし、研究の動向等を踏まえつつ必要な見直しを行う。

教育研究責任、社会貢献責任、社会への説明責任を積極的に果たすため、学内共同教育研究施設の再編などの計画案を策定する。

政策創造研究センター及び生涯学習教育研究センターに係る再編計画案をとりまとめ、平成19年4月から「政策創造研究教育センター」として再編統合することとした。

発生医学研究センター等、COE性の高い学内共同教育研究施設については、附置研究所への転換を図る。

発生医学研究センターについては、附置研究所への転換に向けて、引き続き要求を行う。

21世紀COEプログラムによる人材育成の成果に基づき、グローバルCOEの獲得を目指すとともに、附置研究所への転換に向けて、引き続き要求を行った。

医学部附属病院の位置付けの見直しを行う。

大学における附属病院の位置付けについて、引き続き検討を行う。

附属病院の位置付けの見直しについては、附属病院において、「病院の位置付けと病院長選考に関するWG」を設置し、引き続き検討を行っている。

3. 人事の適正化に関する実施状況

1) 適切な人員管理

新規事業等の実施に対応した教職員の計画的・効率的な配置を行う。

平成18年度実施計画に基づく配置を行うとともに、これまでの実施状況を踏まえ、平成19年度以降の実施計画について、引き続き検討する。

平成18年度実施計画に基づき、環境安全センターへ1名配置することによって全学留保定員総計30名の配置が完了した。

また、平成18年度の新規事業として学長裁量の人件費枠により、五高記念館へ1名配置するとともに、平成19年度の新規事業としてeラーニング推進機構等への配置を計画した。

教育、研究、社会貢献について戦略的な人事を行うため、教員定員の一定数を全学的に確保・運用する。

平成18年度実施計画に基づく配置を行うとともに、平成19年度以降の教員定員の運用について新たな方策を検討する。

平成18年度実施計画に基づき、環境安全センターへ1名配置することによって全学留保定員総計30名の配置が完了した。

また、平成19年度以降の教員定員の運用について検討し、学長裁量の人件費枠を設定することによる戦略的な事業を行うための方策を策定した。

2) 人件費削減への取組

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度の常勤役員報酬(基本給、諸手当)及び常勤職員給与(基本給、諸手当、超過勤務手当)に係る人件費予算相当額について、平成21年度までに概ね4%の削減を図る。

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、前年度の常勤役員報酬(基本給、諸手当)及び常勤職員給与(基本給、諸手当、超過勤務手当)に係る人件費予算相当額に比して、概ね1%の削減を図る。

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、教員定数の一定数の留保など適正な人事管理計画により人件費抑制に努めた結果、今年度の目標である1%の削減を達成した。

3) 多様な人事制度の構築

外部の専門家の採用及び外部機関との円滑な人的交流を推進するため、年俸制などの多様な雇用が可能となる人事制度を整備し、導入する。

学外の専門家の採用及び学外機関との円滑な人的交流を推進するため、個別契約での対応の拡大や年俸制などの給与制度についても引き続き検討する。

学外機関との円滑な人的交流を推進するため、地域企業からの出向者の受入を計画し、平成19年度から交流を行うこととした。

また、個別契約の拡大及び年俸制の適用を検討した結果、研修医の一部に平成18年度から個別契約を適用した。さらに、平成19年度から、新たに診療助手制度を設け、個別契約及び年俸制を適用することとした。

産学官連携推進等の社会のニーズに対応するため、責務相反の観点を踏まえ、兼職・兼業のルールを策定する。

部局長等の兼業・兼職の承認基準の緩和等に向けて検討する。

部局長の兼業・兼職の内容及び従事時間数を緩和することとし、平成19年度にルール策定を行うこととした。

4) 人事評価システムの整備

教職員の人事評価の基準を確立し、サバティカル制度等のインセンティブを付与するシステムを構築する。

a. 教員の人事評価制度を基に、賞与、給与等への評価結果の反映について検討する。

a. 教員の個人活動評価の位置付け、個人活動評価を賞与、給与等に反映させる方法等について検討し、勤勉手当制度の運用方針(案)及び昇給制度の運用方針(案)をまとめた。

b.平成18年度に事務系職員の人事評価の試行を行う。

b.事務系職員の人事評価について、「人事評価試行実施要領」により、事務職員、技術職員、医療職員等の全職種を対象として、各組織の半数を目処に試行を行った。試行後のアンケート調査により、上司・部下との信頼関係の構築、評価の納得性を高めるために育成面談、被評価者に対して人事評価の方針や評価制度を十分理解させることが重要であること等が確認された。

平成19年度においては、人事評価の円滑な導入・実施に向けて改善を図りつつ、事務系職員の人事評価を本格実施する予定である。

5) 任期制・公募制の推進と外国人・女性等の採用

各教育研究組織において任期制を検討し、教育研究にとって任期制が有効なものについては導入する。

前年度に実施した調査に基づき、任期制の拡大へ向けて引き続き検討する。

平成18年度は、新たに環境安全センター及び五高記念館に任期制を導入した。平成19年度は、eラーニング推進機構に任期制の導入を計画した。

さらに、学校教育法の改正に伴い、任期制の導入を各部局で検討し、新たに3部局が任期制の導入を計画した。

企画委員会において教員の選考方法を全学的に調整し、公募による選考割合を増加させる。

前年度に策定した教員選考の評価方針において原則公募としており、今後も公募制の拡大に努める。

教員選考については、原則公募であることを選考基準評価方針として示しており、全学に浸透してきている。

なお、本年度の公募による選考割合は、86.3%であり、前年度に比べて9.56ポイント上昇している。

平成15年9月現在、外国人教員の割合は0.7%であるが、募集手段・媒体を工夫するなどの措置をとり、有能な外国人の採用に努める。

引き続き、有能な外国人の教員の採用に努める。

教員公募については、全世界からの応募が可能となるように、本学のホームページ(Webページ)(英文)に掲載する他、JREC-IN(研究者人材データベース)に掲載している。また、外国人教員の在職状況について部局長等連絡調整会議において報告し、啓発している。

なお、本年度の外国人教員の割合は、平成15年度と比較して1.3ポイント上昇し、2%である。

平成15年9月現在、女性教員の割合は11%であり国立大学の全国平均より高いが、今後とも能力・業績・適性に基づく採用を進める。

引き続き、公募制を推進し、男女の区別なく公正な人事を行う。

各部局において複数の教員による教員選考委員会を設置し、能力・業績・適性に基づ

く公正な人事を行っている。また、女性教員の在職状況について部局長等連絡調整会議において報告し、啓発している。

なお、女性教員の割合は、平成15年度と比較して1.6ポイント上昇し、12.6%である。さらに、女性研究者の支援のための雇用環境の整備を図るため、全学的な男女共同参画推進委員会を設置し、研究と育児・介護の両立のための改善策を検討し、取り組んでいる。

6) 事務職員等の採用・養成・人事交流

優秀な人材確保の観点から、専門性が求められる業務については、選考採用を可能とする制度を導入する。

17年度に実施済みのため、18年度は年度計画なし

事務職員等の質の向上及び組織の活性化の観点から、文部科学省での勤務や九州地区を中心とした他大学等との人事交流を行う。

引き続き文部科学省や九州地区を中心とした他大学等との人事交流を計画的に行う。

文部科学省における行政実務研修生として、平成18年度は1名を派遣した。
九州地区等における平成18年度の人事交流の実績は次のとおり。

人事交流機関名：九州大学、佐賀大学、宮崎大学、鹿屋体育大学、有明工業高等専門学校、熊本電波工業高等専門学校、八代工業高等専門学校、阿蘇青少年交流の家、諫早少年自然の家、東京工業高等専門学校、
大学評価・学位授与機構

転出者22名、転入者20名

職員の質の向上を図るため、研修制度を充実する。

前年度新たに開設した民間派遣研修、国際交流業務研修及び幹部職員研修等の実施など、研修の多様化を図るとともに、放送大学を利用した研修を更に充実する。

昨年に引き続き、民間派遣研修として地元百貨店へ3名の派遣を行った。また、今年度から従来の座学を主とした集合研修を改め、問題解決志向・リーダーシップを強化するための長期実践型研修（係長を対象）及び新規採用者の早期戦力化を図るための実地研修を織り交ぜた実践型の研修を実施した。

さらに、職員全体にキャリア意識を浸透させることを目的として、採用後1年未満の職員を対象としたキャリア育成研修を実施するなど、研修の教育効果に主眼を置き、時代のニーズに即したプログラムを実施することにより、研修内容の多様化を図った。

放送大学を利用した研修については、同大が今年度本学キャンパス内に移転したことから職員の受講希望者が増加した。また、新規採用事務職員については、自己啓発の一環として全員の受講を義務づけた。

4月 新採用職員研修

5月 新採用職員実務体験研修

10月 新採用職員研修

9月～2月 係長級職員研修

7月、12月 評価者（管理者）研修

7月～8月 民間企業等派遣研修

4. 事務等の効率化・合理化に関する実施状況

事務協議会等を活用して各種事務の見直しを推進し、次の措置を講じる。

各種事務の合理化を行うため、業務内容を分析し、可能なものからアウトソーシングを進める。

前年度に実施した各種業務の見直しを踏まえ、旅費計算業務等のアウトソーシングを実施する。さらに、他の業務においてもアウトソーシングの可能性を検討する。

- ・旅費業務について、本学独自の発生源入力システムを開発するとともに、旅行代理店と業務委託契約を締結し、アウトソーシングを開始した。また、附属病院においては、平成19年度から診療費の収納窓口業務を全てアウトソーシングにすることとした。更に、平成18年度、事務改革プロジェクトチームを設け、上記以外のアウトソーシングについても、事務の減量化・外注化の観点から検討を進めた。
- ・学内版アウトソーシングの部署として、非常勤職員で構成する事務支援センターを設置した。

各種事務の電子化を進める。

引き続き、各種事務の業務分析を行い、可能なものから電子化を図り、電子事務局構想を推進する。

電子事務局構想37施策(平成17年度策定)に基づく新たなシステムの導入等により、業務の簡素化・効率化等を図った。

主な取組状況は以下のとおりである。

- ・会議室等の利用状況の参照及び予約、全学掲示板の参照及び登録、役員等のスケジュール参照が可能な「スケジュール・掲示板システム」を導入し、全学的な情報共有を図った。
- ・Q & A形式による「事務手続き質疑応答集システム」を導入するとともに、各種事務手続きの利用案内を学内専用ホームページに集約することにより、利用者の利便性を向上させるとともに、対応の省力化を図った。
- ・各種目的に応じた約100種類の学内専用メーリングリストを提供し、事務の効率化・ペーパーレス化を図った。
- ・事務用ネットワークシステムの基幹を増強し、高速化を図った。
- ・「科学研究費管理システム」を導入し、多様な外部資金制度への対応及びリアルタイムでの予算把握を可能とした。
- ・「旅費業務管理システム」を導入し、旅費に関する一連の業務をシステム化することによりデータの一元管理を行うとともに、旅費業務の一部を外部委託し、業務の効率化・省力化を図った。

企画、執行・管理、サービスのそれぞれの機能に対応した事務組織を編成する。

前年度に実施した各種業務の見直しを踏まえ、企画、執行・管理、サービスのそれぞれの機能に対応した効率的な事務組織を再編する。

企画、執行・管理、サービスのそれぞれの機能に対応した効率的な事務組織とするため、7月に事務組織を再編した。今回の再編では、上記の考え方を念頭に置きつつ、

次の理念により再編整備を行った。

- ・法人化後に、新たに重要となってきた戦略的な政策に、機能的に対応できる体制（企画部の新設）
- ・法人化後、特に重要、かつ、複雑になった、中期目標・中期計画・年度計画の企画・実施、多様な評価の実施や評価機関等への対応、安全管理に係る業務への対応などを、効率的に行うための体制（目標・評価課、安全福利課の新設）
- ・理事の役割及び機能への対応を意識した体制
- ・学部等における教育研究の目的を達成するために必要な業務を効率的に行うことができる体制（学部事務部の新設及び副事務長の役割の明確化）
- ・業務の見直し結果を効率的・効果的に実施するための体制の整備及び適切な人材配置（部課の新設及び人員の再配置）
- ・係をなくし、ワークシェアリングが可能な体制

また、定型的・季節的業務を集中的に処理するため、非常勤職員で構成する事務支援センターを設置した。

・財務内容の改善

1．外部研究資金その他の自己収入の増加に関する実施状況

科学研究費補助金、受託研究、共同研究、寄附金など外部資金を、中期目標期間中に、平成15年度比で25%増加させる。

科学研究費補助金、受託研究、共同研究、寄附金など外部資金を増加させるため、科学研究費補助金の申請で不採択になった課題のうち、審査評点が高い評価を受けた者に対して、採択に向けて支援を行い、科学研究費補助金の採択増を図る。また、研究シーズ集（CD-ROM）及び「産学官連携のしおり」を改訂して企業等へ配布し、受託研究、共同研究等の獲得を図る。

- ・「平成18年度科学研究費補助金申請・採択増の方針（研究戦略会議）」に沿って申請を行った結果、前年度より採択件数が13件増加した。
- ・平成18年度科学研究費補助金申請で不採択となった課題のうち審査評点がAの中から選抜を行って、若手教員21人に研究費50万円又は30万円を、若手教員以外の教員延べ14人及び教員以外の応募資格を有する研究者2人に研究費10万円をそれぞれインセンティブとして付与した。
- ・「平成19年度科学研究費補助金申請・採択増の方針」を策定し、拠点形成研究の構成員に対し、特別推進研究、特定領域研究及び基盤研究（S、A、B）への申請を推奨した。
- ・科学研究費補助金応募申請に際しては、熟練教員（過去に科研費の採択が多い135人）による親身な助言に加えて、過去に科研費の採択が多い名誉教授3人による個別相談を行う等、採択増に向けて応募者への支援を行った。
- ・研究シーズ集（CD-ROM）及び「産学官連携のしおり」を改訂して、産学官連携推進会議、イノベーションジャパン2006等の各種展示会や東京リエゾンオフィスイブニングセミナー、食品・バイオ・健康に関するフォーラム等の参加企業等約200社へ配布し、受託研究、共同研究等の推進を図った。
- ・外部資金は、平成15年度比で30%の増加となった。

研究成果や研究活動の実績を積極的に公開し、大学のシーズと産業界のニーズの結びつけに努め、受託研究及び共同研究を増加させる。

引き続き計画の実行状況を整理し、前年度に作成したWeb上の研究シーズのより一層の充実を図るとともに、パテントマップ（特許情報を目的に応じ、視覚的に理解できるように図表化したもの）による企業の研究シーズを把握し、マッチング（需要と供給を合わせることを）を図って受託研究及び共同研究を推進する。

受託研究及び共同研究の増を図るため、J-STORE（科学技術振興機構研究成果展開総合データベース）へ知的財産情報登録を行い公開特許及び未公開特許とも掲載しWeb上での研究シーズ集のより一層の充実を図った。

また、文部科学省とJST（独立行政法人科学技術振興機構）が設置したインターネットを活用した産学官の出会いのポータルサイト「e-seeds.jp（イーシーズ）」に登録し、本学ホームページのシーズ集へ直接アクセス可能となることとし本学シーズのより一層の公開を図った。

さらに、企業の研究動向を把握し本学の研究シーズとのマッチングを図るため特許庁のパテントマップを活用する等、同じような研究を行っている有望企業等へのマーケティング40件（JST新技術説明会12件、JST出会いの場10件、個別案件18件）を行い受託研究及び共同研究の推進を図り11件の契約を締結した。

遺伝子改変マウスの供給等について、国内外からの委託件数を増加させる。

引き続き、遺伝子改変マウスの供給を促進するための事務手続きの改善を図る。

遺伝子改変マウスの供給促進のため、以下のとおり事務手続きの改善を図った。

- ・動物の飼育経費等について、経理処理の迅速化を図るため、科研費での支払いを可能とした。
- ・他機関からのマウス搬入時の検疫に係る費用の請求内容・方法について明確化を図った。
- ・遺伝子改変マウスに係る寄託、供給、有償バンク等の書類作成を容易にするため、書類作成の雛形「手続き方法のご案内」を作成した。
- ・マウスの寄託から供給のため、すべてのデータを一元管理できるソフトを開発し、寄託・供給のスピードアップを図った。

また、遺伝子改変マウスに係る国内外からの委託件数を増加させるため、本年度は次のような取組を行った。

- ・マウス精子の凍結保存キットの開発と販売
- ・生殖工学技術のマニュアルの中国版の完成と販売
- ・国際的統合データベース（IMSRやIGTC）の確立と参加
- ・全国43ヶ所の大学におけるCARDセミナーの開催
- ・日本、中国、韓国及びシンガポールの代表的なセンター間で、アジアマウスコミュニティジェネシス及びリソース連合の結成（本センター長が座長）

2. 経費の抑制に関する実施状況

一般管理費について平成17年度から毎年度1%程度削減する。

平成16年度に作成した「経費の抑制、節減方策に関するアクションプログラム」に基づき、平成18年度節減予定額の実現に努めるとともに、平成19年度における節減項目及び節減予定額を設定する。

一般管理費について平成17年度から毎年1%の削減を目標とする「経費の抑制・節減方策に関するアクション・プログラム」に基づき、各種経費抑制・削減策を実施した。特に、電力契約で安価な種別への変更を行うとともに、複写機保守契約では一般競争を拡大した。

これらの経費抑制・節減策の実施により、下表のとおり427万円の節約を達成した。

平成18年度の実績額・節減額（単位：円）

経費項目	本年度実績額	前年比節減額
電気料	91,995,111	6,338,371
上下水道料	17,280,814	2,096,227
ガス料	4,684,715	1,306,673
契約関係	140,606,025	2,360,925
追録費	7,695,318	86,336
雑誌・刊行物費	10,344,240	1,288,639
コピー用紙	4,295,701	1,692,247
複写機保守料	23,671,885	209,116
タクシー雇上料	5,456,470	761,895
樹木剪定・除草費	11,074,938	2,282,973
印刷費*	29,665,817	894,436
電話料	11,456,573	441,332
後納郵便料	11,753,200	702,703
計	371,339,831	4,269,483

*印刷費については、会計基準等の改訂により教育経費から一般管理費へ計上が変更された「学生募集要項関連の印刷費」（本年度実績額28,717,990円）を除いている。

また、中期目標期間内の各年度の経費抑制節減目標額、実績額及び前年比節減額は次表のとおりで、すでに目標額を大幅に上回って達成している。

各年度の経費抑制・節減の目標額、経費実績額及び前年比節減額（単位：円）

年度	目標額	実績額	前年比節減額
16		442,033,662	185,712,510
17	14,000,000	375,012,185	67,021,477
18	14,000,000	371,339,831	4,269,483
19	14,000,000		
20	14,000,000		
21	14,000,000		
計	70,000,000		257,003,470

3. 資産の運用管理の改善に関する実施状況

マスタープランを踏まえ、施設マネジメントの一環として、次のとおり土地・建物等の資産の効率的な運用を行う。

利用状況を定期的に点検し、企画会議において資産の有効活用のための諸施策を策定する。

本荘キャンパスについて、室利用状況調査を実施する。これを基に点検・評価を行う。また、中央診療棟の完成に伴い生じる空きスペースについて、有効利用のための改善策策定に向けた検討を行う。

本荘キャンパスについて、全室の入居者、用途、備品、図書等の状況を調査し、利用状況の点検・評価を実施した。これに基づき、医学部講義棟及び保健学科D棟の全学共用化に向けた検討を開始した。

また、患者アメニティの向上、学生のための福利厚生確保等の観点から、中央診療棟の完成に伴い生じた空きスペースの有効利用について検討を行い、空室となった救急棟内にベーカーコーナー、福利施設、学生更衣室及び自習室等を整備し、有効活用を図った。

法人所有の特許権などの知的財産権の増大に努め、民間企業等と共同研究を行い、その実用化を推進する。

特許権などの知的財産を増大させるため、研究者への啓発普及を行い、知的財産の創出・取得を目指すとともに実用化を踏まえて特許権の申請増加を図る。

また、本学シーズ集の企業への配付や、知的財産マネージャーや産学官連携コーディネーターによる地域の研究開発型企業及び大都市有望企業へのマーケティング活動により共同研究の増加を図る。

知的財産の取得・管理に関する情報提供と啓発普及を目的として、研修会等を開催した(9月7日に知的財産セミナー「特許出願と特許権」、9月11日に「特許情報研修会」、12月4～6日に「知的財産に関するセミナー」、12月15日に「発明者の認定と収益への特許発明の寄与等に関する研修会」)。

また、発明相談会を毎月1回開催した(バイオ系とメカトロ系が主対象)。

さらに、知的財産マネージャー及び産学官連携コーディネーターの研究室訪問を各学部、学科毎に集中的に行い、特許等の申請を支援した。

本年度の特許の届け件数は、昨年度に比べ14件増加した。

また、研究シーズ集(CD-ROM)及び「産学官連携のしおり」を改訂して、産学官連携推進会議、イノベーションジャパン2006等の各種展示会や東京リエゾンオフィスイブニングセミナー、食品・バイオ・健康に関するフォーラム等の参加企業等約20社へ配布し、受託研究、共同研究等の推進を図った。

また、J-STORE(科学技術振興機構研究成果展開総合データベース)へ知的財産情報登録を行い、公開特許及び未公開特許を掲載して、本学特許情報の周知に努めた。また、文部科学省とJST(独立行政法人科学技術振興機構)が設置したポータルサイト「e-seeds.jp(イーシーズ)」に登録し、本学ホームページ(シーズ集)への直接アクセスを可能にした。

さらに、知的財産マネージャーや及び産学官連携コーディネーターの企業訪問(南九州地域の企業約120社)に加えて、「東京リエゾンオフィス新技術説明会」、「JST新技術説明会(CIC)」、「JST出合いの場」、「JST新技術説明会」等により、全国的なマーケティング活動を展開した。

本年度の共同研究は、昨年度に比べ、6件（28,625千円）増加した。

教育研究拠点形成を目指し、共用スペースの確保と支援を行う。

「熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備事業」に関連する施設において、共用スペースの確保に向けた検討を行う。

「共用スペース活用の基本方針と運用指針」を策定し、これに沿って全学共用スペース約4100㎡を確保し、第一段階として約400㎡の供用を開始した。

また、約600㎡について3月に学内公募を行い、平成19年4月の審査を経て利用者を決定することとした。

さらに、残りの全学共用スペースについても利用計画を策定し、次年度以降の供用開始に向け、耐震改修予算の確保及び設計を行っている。

土地・建物等の資産の貸付料の改定を行う。

毎年の消費者物価指数等を踏まえながら、土地・建物の貸付料の改定を行う。また、近隣施設を調査し、講義室及び体育館の一時貸付料の改定を行う。

不動産貸付基準を基に消費者物価指数等を踏まえ、平成18年度当初、土地・建物の貸付料の改定を行った。

また、平成18年8月に一時貸付料の改定を行った。

・自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する実施状況

1. 評価の充実に関する実施状況

全学的に教育研究等の活動評価及び教員の個人活動評価を3年に1回実施し、フィードバックすることによって改善を行う。

前年度見直しを行った評価指針に基づき、教員個人活動評価を実施する。また、平成19年度教育研究等の組織活動評価の実施に向けて準備を行う。

「教員の個人活動評価指針」に基づき規則等を整備し、教員個人活動評価を開始した。具体的には、各教員は、学部長等が提示した組織の目標を踏まえて3年間の個人目標を設定し、年度毎に計画書を学部長等に提出する。また、各年度の終了時に、自己評価書を作成し、必要な資料を添えて学部長等に提出する。学部長等は3年に1度評価を行い、特に高い評価を受けた教員に対して表彰等の措置を行う。

組織評価は、学部・研究科等を分析単位として実施し、教育・研究等の活動状況の自己点検・評価を行うものである。組織評価の平成19年度実施に向けて、平成18年度は、評価項目や評価手順等の検討を行い、「組織評価指針」、「実施要領」等を策定した。

組織や教員個人の活動の活性化を促すため、評価結果に基づくインセンティブの導入を推進する。

教員の人事評価制度を基に、賞与、給与等への評価結果の反映について検討する。

教員の個人活動評価の位置付けや評価結果を、賞与、給与等に反映させる方法等について検討し、勤勉手当制度の運用方針（案）及び昇給制度の運用方針（案）をまとめた。

教育研究活動のデータを収集・分析するシステムを整備・充実する。

教育研究・大学運営等のデータベースの全学的統合連携について、大学評価・学位授与機構の評価項目の対応を含め検討する。

教育研究・大学運営等のデータベースの整備・充実を目的として、大学評価・学位授与機構が行う認証評価及び法人評価委員会が行う法人評価の評価項目案を精査し、平成19年度の組織評価の実施に向けて、S O S E K I等に蓄積される各種データの統合について検討を開始した。

2. 情報公開等の推進に関する実施状況

社会貢献・広報・情報戦略会議において大学情報を分類し、社会のニーズに対応した広報手段を定める。

効果的な広報手段を引き続き検討する。

また、本学のブランド化を全学的に展開し、持続的な広報を実現する。

大学情報の効果的な発信について検討を行い、新たに以下の取組を実施した。

- ・学長室の監修により、本学の現状及び取組をコンパクトにまとめたPR冊子「熊本大学の立つところ目指すところ！」を制作・発行した。
- ・五高記念館を始めキャンパス内に点在する歴史的建造物等を写真入りの地図で紹介する「歴史散策MAP」を作成した。
- ・新聞社の公式サイトに、新設広告「eラーニング大学院」を掲載した。
- ・「魅力ある大学院教育イニシアティブ」による取組を週刊誌に掲載し、全国的にアピールした。
- ・本学のブランド広告を、全九州をカバーする新聞に掲載した。
- ・本学学生が企画・制作を担当した授業開放を広報するテレビCMの放映を行った。

また、本学のブランド化を推進するために、以下の取組を行った。

- ・ロゴ・マーク使用マニュアルを整備するとともに、ブランドメッセージの発信を目指し、ロゴ・マーク入り大学グッズの開発・販売を開始した。
- ・職員のUI（ユニバーシティ・アイデンティティ）意識を高めるため、ロゴ・マーク入り名刺の作成を推奨した。
- ・熊本市の中心街アーケード（本学「まちなか工房」に隣接）に、ロゴ・マークの吊り看板広告の掲出を行った。

ホームページ、広報誌の充実を行う。

ホームページの改修による広報効果を検証する。

また、全学広報誌の見直しについて引き続き行う。

- ・市場調査等を参考に、ホームページの改築・改善効果の検証を行うとともに、さらに改善すべき点の抽出を行った。
- ・学長室監修で制作したPR冊子「熊本大学の立つところ目指すところ！」を、報道機関を始め広く学内外に配布した。また、全学広報誌「熊大通信」については、大幅な増刷を行い、高等学校を中心に配布先の拡大に努めた。

学外に情報プラザ等を開設する。

引き続き情報発信を目指した学外コーナーの設置について検討する。

既存の学外拠点を活用した情報発信の推進を図る。

- ・学外情報発信拠点の拡充と活性化に向けて、部局横断的な体制で拠点活用方法の検討を開始するとともに、既設の「東京リエゾンオフィス」、「熊本まちなか工房」等における情報発信を継続・強化した。
- ・海外拠点の拡充を目指し、「韓国フォーラム」を開催するとともに、「熊本大学韓国オフィス」の開設に関する検討を、大学間交流協定校である韓国科学技術院と開始した。「韓国フォーラム」では、韓国のニュース番組に連日、情報提供を行った。

積極的に記者発表を行う。

引き続き定例記者懇談会を実施するとともに、各種メディアを通じた大学情報の発信を推進する。

学長による定例記者懇談会を5回、臨時記者発表を10回実施し、タイムリーな情報の提供に加えて、PR冊子「熊本大学の立つところ目指すところ！」を活用して、実績の周知に努めた。

また、報道機関へのリリースを積極的に行った（昨年67回、本年70回）。

・その他の業務運営に関する実施状況

1. 施設設備の整備・活用等に関する実施状況

1) 施設設備の整備

施設整備の長期構想（マスタープラン）を策定し、計画的な整備を行う。

本荘キャンパスマスタープランを策定する。

また、病院再開発計画に基づき中央診療棟の完成を目指す。

さらに、保健学科の改修整備を行う。

「国立大学法人熊本大学におけるキャンパスマスタープランの基本方針」に従って、本荘キャンパスについて、解りやすく、ビジュアルなキャンパスマスタープランを策定した。また、これを基に、環境整備の一環として、1月に立体駐車場の工事契約を締結した（平成19年6月に竣工の予定）。

また、基本方針の下、中央診療棟が平成18年6月に完成した。

保健学科棟については、平成19年3月に耐震改修を行い、学科改組に伴う新カリキュラムに対応した安全・安心な教育研究環境を併せて整備した。

ユニバーサルデザインや環境保全等の社会的要請に配慮した施設整備を行う。

保健学科の改修整備及び本荘キャンパスの環境整備において、ユニバーサルデザインや環境保全等に配慮した施設整備を推進する。

保健学科棟の改修及び本荘キャンパスの整備において、段差の解消、点字、誘導ブロックの敷設、ピクトサイン、屋上緑化の整備、再生材料、エコケーブル、インバータエアコンの採用等、ユニバーサルデザインや環境保全等に配慮した施設整備を積極

的に推進している。

また、学生や学外者の利用が特に多い大学教育機能開発総合研究センター（共用講義棟）について、バリアフリーマップを作成し利用者に配布した。これにより建物利用者に対するアメニティの向上を図った。

P F I 方式や寄附金等の民間資金導入による施設整備を推進する。

P F I 方式や寄附金等の民間資金導入による施設整備を図るため、引き続き学内や学外から広く情報及び資料の収集を行う。

「研究交流サロン」をはじめ、学外者が参加する種々の意見交換の場を立ち上げた。ここでは、企業、熊本県企画部の関係者とともに、共同研究の実施に関する打ち合わせと情報交換を定期的に行った。

この結果、科学技術振興機構が募集した研究開発プログラムに応募し採択された「地域結集型研究開発プログラム」の一環として、実験棟（コア研究室）の建設を決定した。また、民間資金等を活用して、病院地区の立体駐車場、病院内のペーカリー、附属幼稚園の飼育小屋等の整備を行い、引き続き黒髪地区の食堂・売店の整備を計画中である。

これらの実績を踏まえ、「研究交流サロン」等を活用して、来年度も学内や学外から広く情報及び資料の収集を行う。

P F I 方式による事業契約を行った「熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業」を確実に推進する。

「熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業」は事業計画に沿って、維持管理業務とそのモニタリングを実施し、P F I 事業を継続する。

「熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業」については、建設工事が完成し、平成17年8月に建物の引渡を受け運用中である。維持管理については、維持管理年間計画書や修繕計画書等を作成し、それに沿った適切な維持管理業務とそのモニタリングを実施している（平成30年3月まで）。

「熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備事業」をP F I 事業として確実に推進する。

「熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備事業」は事業計画に沿って整備を行う。

一部維持管理業務とそのモニタリングを実施する。

「熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備等事業」は、事業計画に沿って平成17年4月に基本契約を締結、現在第4期改修工事が進行している。

また、工事が完了した部分は、維持管理年間計画書や修繕計画書等を作成し、それに沿った適切な維持管理業務とそのモニタリングを実施している（平成31年3月まで）。

2) 施設設備の有効活用・維持保全

施設マネジメントを行うための組織とシステムを構築し、施設設備の維持保全と利用に関する点検・評価を行う。

前年度に実施した施設設備の維持保全のための調査を基に屋外環境対策の点検・評価を行う。

また、本荘キャンパスの室利用状況調査を実施し、点検・評価を行う。

施設設備の維持保全のための点検・評価を行い、安全性・老朽度の観点から整備年次計画を策定・実施して、屋外環境の改善を図った。

また、本荘キャンパスについて、全室の入居者、用途、備品、図書等の状況の巡回点検に基づき、利用実態を評価し、共用スペース化等、スペースの有効活用方法を検討した。

黒髪、宇留毛、京町団地等の全てのトイレについて、維持保全と環境改善のための点検・評価を行った。今後、これを基に改修計画を策定する。

点検・評価に基づき、施設設備を計画的・効率的に維持保全するとともに、スペースを有効に活用する。

前年度に策定した改修計画を基に、学生のアメニティ対策の改修整備を進めることにより、スペースを有効に活用する。

また、本荘キャンパスについて、室利用状況調査の点検・評価を基に室の効率的な運用を図る。

本年度のテーマとして掲げた「学生アメニティの向上」に向け、下記の整備を実施した。また、工事のコスト縮減等を図ると共に教育等施設基盤経費以外の寄付金及び部局予算により、計画以上の整備を実施した。

- ・全団地のアスベスト処理
- ・医学部保健学科棟の改修
- ・教育学部本館便所改修及びエレベータ改修
- ・教育学部附属小学校校舎床改修
- ・学生寄宿舍談話室改修
- ・教育学部附属養護学校遊戯場整備及びプール塗装改修
- ・理学部4号館エレベータ整備

(別枠予算等にて整備)

- ・黒髪団地外灯整備・
- ・工学部1号館留学生プラザ改修
- ・医学部附属病院ベーカーリー整備
- ・医学部附属病院福利施設(喫茶)整備

点検・評価の結果は、マスタープランに反映させる。

本荘キャンパスの点検・評価の結果を平成18年度に策定するマスタープランに反映させる。

本荘キャンパスにおいて、施設設備の現状及び利用状況の点検・評価を行い、これに基づき現状の課題(老朽建物の改修整備率が低いこと、室内環境に対する不満等)の解決に向けて、施設整備方針、移行計画等を検討し、本荘キャンパスマスタープランを策定した。

長期間にわたって施設設備を良好で安全な状態に保ち活用するために、教職員、学生の意識の向上を図る。

引き続き学生、教職員の意識改革を高めるため、ホームページを利用して、施設の利用状況や施設を有効に活用する情報を発信する。

施設の保全と活用に関する意識を高めるため、平成17年度に策定した黒髪キャンパ

スマスタープラン、全学の講義室稼働率、構内環境美化に関する情報等をホームページで教職員、学生に発信し、啓発に努めた。

また、施設設備等、ものの大切さに関する意識向上を図るため、部局や個人宛に文書、メール等で直接的な呼びかけを行った。

伝統的施設の保存と有効活用を推進する具体的な計画を策定し、順次実施する。

黒髪キャンパスマスタープランにおいて選定した伝統的施設の保存と有効活用を推進する。

伝統的施設（歴史的建造物）を保存・活用し、地域に開放するため、マスタープランのコンセプトに「歴史を保存・活用したキャンパス空間の整備」を掲げた。

伝統的施設の保存に関しては、山崎記念館において外壁、屋上防水の改修や周辺的环境整備を実施した。また、五高記念館の内壁補修、工学部研究資料館のアプローチ整備等を実施した。

伝統的施設を活用して、下記のシンポジウム、写真展、コンサート等を開催した。

五高記念館・化学実験場

平成18年

- 4月 写真展「古写真にみる熊本と五高」
週日開館記念モーツァルトコンサート
- 6月 ラフカディオ・ハーン生誕記念コンサート
- 7月 旧制第五高等学校オリジナル設計図面展
「赤煉瓦 - 明治の夢と情熱」
- 9月 夏目漱石「草枕・二百十日」発表100年記念展
- 10月 映画口ケ「北辰斜にさすところ」
- 11月 富重写真所開業140周年記念シンポジウム
「日本における写真の源流 - その伝統と継承」
出久根達郎氏の講演会「100年前の漱石先生」
映画口ケ「北辰斜にさすところ」
教材撮影口ケ「放送大学授業」
コマーシャル口ケ「授業開放受講生募集」

平成19年

- 1月 企画展「熊本大学を発掘する」
- 3月 写真展「空想散歩～絵葉書で見る古き熊本の街なみ」

2. 安全衛生管理に関する実施状況

1) 教職員の安全確保等

中央安全衛生委員会、事業場毎の安全衛生委員会、安全管理室等を設置し、労働安全衛生法を踏まえた安全な職場環境を確保する。

前年度までの各種測定・検査結果を分析・検討し、引き続き安全な職場環境の維持・改善に努める。

前年度までの各種測定・検査結果について分析・検討を行い、平成18年度の産業医及び衛生管理者による巡視、並びに作業環境測定に活用するとともに、安全衛生上問題があると思われるものについては、適宜指摘し改善を求め、継続して安全な職場環

境の維持・改善に努めた。

RI及び有害物質等のデータベースシステムを構築し、管理を充実させる。

有害物質等の管理を充実する方策の一環として、化学薬品の管理システムを導入し、平成18年度中の運用を開始する。

また、データベースの運用・管理について、引き続き検討を行い充実を図る。

10月に薬品管理支援システムを導入して、その操作説明会を開催し、使用薬品の登録が済んだ研究室から、順次その運用を開始した。また、システム運用委員会を設置し、円滑な運用を図っていく体制を整えた。

また、データベースの運用・管理については、引き続き検討を行った。

教職員等に対して安全衛生管理に関する教育及び研修を実施する。

引き続き、採用者等に対する安全衛生教育並びにそれ以外の職員への安全衛生に関する教育及び研修を計画的に実施する。

平成18年度は下記の事業を計画的に実施した。

- ・新規採用職員に対する安全衛生教育
- ・局所排気装置の自主点検方法講習会
- ・全構成員対象の環境及び安全管理に関する講演会
- ・メンタルヘルスに関する講演会

2) 学生等の安全確保等

施設の定期点検を実施し、必要に応じ改修等を行う。

引き続き、キャンパス及び施設を点検し、計画的に整備と対策を実施する。

改善箇所等の点検を行い、学生寮の談話室を改修した。また、補食室のガスコンロ、給湯器のガス漏れ点検を行い、老朽器具及びガス警報器を更新した。

また、運動施設については、体育館にアイシング用製氷器を設置したほか、プール更衣室の改修、アーチェリー場の防矢ネット補修等の施設整備を行った。

学生等に対して、実験・実習等における危険物取扱い・放射線安全管理・バイオハザード対策等についての安全衛生教育を徹底する。

引き続き、実験・実習等における安全教育、衛生教育を実施する。

引き続き、実験・実習等における安全教育、衛生教育を実施するとともに、危険物取扱い・放射線安全管理・バイオハザード対策等についての安全衛生教育を徹底した。

また、危機管理体制の整備の一環として、マニュアル「熊本大学危機管理体制」を作成した。

附属学校園の幼児・児童・生徒に対する安全を確保するため、施設の点検・整備、避難訓練、安全管理マニュアルの見直し・改善を行う。

a. 引き続き、安全に関する社会の状況や学校の現状を踏まえ、幼児・児童・生徒への適切な安全教育及び安全管理を行う。

a. 引き続き、附属学校園ごとに、全校集会、ホームルーム等で交通安全、不審

者対応及び火災対応などの安全教育を行った。

- ・附属小学校では、従来、子供たちだけで実施していたスモールコミュニティー（地区別の集会）を、登下校の児童の安全確保という観点から、保護者も加えて実施した。また、各地区から寄せられた情報をまとめ、「スモコミ通信」として、全家庭に情報を提供し、児童の安全確保に努めた。
- ・附属中学校では、PTAの協力を得て、メールによる不審者情報等を配信して安全確保に努めた。また、PTAと連携し、月に1度下校観察を行い、その結果を安全教育等に活かしている。
- ・附属養護学校では、長期休業明けに安全な登下校指導（校門前・学校近くのバス停付近）及び日常の登校指導（校門前）を実施し、安全教育へ繋げている。また、通学路の再点検と保護者への通学路及び自宅付近の活動場所の危険箇所について安全確認をし、児童生徒の安全確保について連携を図った。

b．前年度の訓練結果等に基づき、引き続き不審者侵入や災害等を想定した訓練方法を検討して、安全確保に努める。

b．前年度の訓練結果を踏まえ、附属学校園において、不審者侵入時防災訓練、火災避難訓練、地震火災避難訓練等を実施し、児童・生徒の安全管理に努めた。

- ・附属小学校及び中学校では、両校が連携し、熊本北警察署警察官を招いて不審者侵入を想定した避難訓練を実施し、教員の不審者への対応の仕方等について共通理解を図った。
- ・また、地震を想定した避難訓練を実施し、熊本市消防職員による指導と起震車による体験を行い、児童の安全意識の高揚を図った。
- ・附属幼稚園では、避難訓練を計画的に実施した。

c．前年度の実施状況に基づき、安全管理マニュアルの見直しを行う。（附属小・中学校・幼稚園）

c．前年度の実施状況に基づき、附属小学校・中学校・幼稚園において、安全管理マニュアルの見直しを行った。

特に、附属幼稚園では、新たに火災発生時のマニュアルを作成し、今後の事故時の対応に活かすこととした。

d．前年度の実施状況に基づき、安全管理マニュアルを点検し、安全管理に対応する。（附属養護学校）

d．前年度の実施状況に基づき、安全管理マニュアルを点検し、次の事項について改善を図った。

- ・避難場所の確認と移動経路の明示
- ・消防署、警察署への通報のマニュアル
- ・発見者の機器を使った通報と肉声での通報のマニュアル

e．前年度の実施状況を分析し、定期的に安全点検を実施するとともに、設備等の整備を行う。（附属小・中学校・幼稚園）

e．附属小学校・中学校・幼稚園では、毎月、安全点検を実施するとともに、指摘のあった箇所について、適宜整備、修理し安全確保に努めた。

f . 毎月安全点検保守を行い、施設整備・学習環境の安全を図るとともに、学校安全管理委員会を設置し、組織として取り組む。(附属養護学校)

f . 毎月、安全点検・保守を行い、ガラスのヒビや落下物の予防等の整備を行った。また、臨時の職員作業日を設定して校内の整備をし、安全な環境づくりに努めた。

. 予算 (人件費見積含む。) 収支計画及び資金計画

1 . 予算

(単位 : 百万円)

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算 - 予算)
収入			
運営費交付金	17,174	17,174	0
施設整備費補助金	1,255	1,258	3
施設整備資金貸付金償還時補助金	0	0	0
補助金等収入	159	291	132
国立大学財務・経営センター施設費交付金	58	58	0
自己収入	21,065	22,543	1,478
授業料、入学金及び検定料収入	6,182	6,328	146
附属病院収入	14,777	15,858	1,081
財産処分収入	0	0	0
雑収入	106	357	251
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	2,195	2,541	346
長期借入金収入	8,155	8,148	7
貸付回収金	0	0	0
承継剰余金	0	2	2
目的積立金取崩	187	469	282
計	50,248	52,484	2,236
支出			
業務費	28,843	30,972	2,129
教育研究経費	16,035	14,846	1,189
診療経費	12,808	16,126	3,318
一般管理費	7,174	5,301	1,873
施設整備費	9,468	9,464	4
補助金等	159	291	132
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2,195	2,299	104
貸付金	0	0	0
長期借入金償還金	2,409	2,436	27
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0	0	0
計	50,248	50,763	515

2. 人件費

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算 - 予算)
人件費 (退職手当は除く)	20,320	20,256	64

3. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算 - 予算)
費用の部	39,666	42,177	2,511
經常費用	39,666	42,137	2,471
業務費	33,737	36,644	2,907
教育研究経費	3,554	4,283	729
診療経費	6,289	8,708	2,419
受託研究経費等	1,330	1,301	29
役員人件費	130	221	91
教員人件費	13,016	12,625	391
職員人件費	9,418	9,506	88
一般管理費	2,709	1,055	1,654
財務費用	593	727	134
雑損	0	3	3
減価償却費	2,627	3,708	1,081
臨時損失	0	40	40
収益の部	40,206	42,516	2,310
經常収益	40,206	42,498	2,292
運営費交付金収益	15,758	16,080	322
授業料収益	4,787	5,249	462
入学金収益	790	774	16
検定料収益	171	165	6
附属病院収益	14,777	15,791	1,014
補助金等収益	159	216	57
受託研究等収益	1,330	1,420	90
寄附金収益	793	890	97
財務収益	1	9	8
雑益	105	660	555
資産見返運営費交付金等戻入	895	319	576
資産見返補助金等戻入	0	15	15
資産見返寄附金戻入	35	178	143
資産見返物品受贈額戻入	605	732	127
臨時利益	0	18	18
純利益	540	339	201
目的積立金取崩益	187	403	216
総利益	727	742	15

4 . 資金計画

(単位 : 百万円)

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算 - 予算)
資金支出	54,448	62,484	8,036
業務活動による支出	36,469	38,569	2,100
投資活動による支出	11,390	11,996	606
財務活動による支出	2,409	3,413	1,004
翌年度への繰越金	4,180	8,506	4,326
資金収入	54,448	62,484	8,036
業務活動による収入	40,466	42,055	1,589
運営費交付金による収入	17,047	17,047	0
授業料・入学金及び検定料による収入	6,182	5,956	226
附属病院収入	14,777	15,865	1,088
受託研究等収入	1,330	1,424	94
補助金等収入	159	291	132
寄附金収入	865	1,100	235
その他の収入	106	372	266
投資活動による収入	1,313	1,324	11
施設費による収入	1,313	1,315	2
その他の収入	0	9	9
財務活動による収入	8,155	8,148	7
前年度よりの繰越金	4,514	10,957	6,443

. 短期借入金の限度額

限度額 : 4 2 億円 借入実績該当なし

. 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中央診療棟建設、基幹・整備及び病院特別医療機械設備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地について、担保に供した。

. 剰余金の使途

取崩額 : 4 6 9 百万円
教育、研究の環境改善を図った。

・その他

1. 施設・設備に関する状況

(単位：百万円)

施設・設備の内容	決定額	財源
・(医病)中央診療棟 ・(医病)基幹・環境設備 ・小規模改修 ・病院特別医療機械(再開 発整備) ・(本荘)発生医学研究セ ンター施設整備事業(PFI) ・(黒髪南)工学部他校舎 改修施設整備等事業(PFI) ・アスベスト対策事業 ・(本荘)校舎改修(保健 学科) ・災害復旧工事	総額 9,464	施設整備費補助金(1,258) 船舶建造費補助金(0) 長期借入金(8,148) 国立大学財務・経営センター施 設費交付金 (58)

2. 人事に関する状況

1) 適切な人員管理

新規事業等の実施に対応した教職員の計画的・効率的な配置を行う。

平成18年度実施計画に基づく配置を行うとともに、これまでの実施状況を踏まえ、平成19年度以降の実施計画について、引き続き検討する。

平成18年度実施計画に基づき、環境安全センターへ1名配置することによって全学留保定員総計30名の配置が完了した。

また、平成18年度の新規事業として学長裁量の人件費枠により、五高記念館へ1名配置するとともに、平成19年度の新規事業としてeラーニング推進機構等への配置を計画した。

教育、研究、社会貢献について戦略的な人事を行うため、教員定員の一定数を全学的に確保・運用する。

平成18年度実施計画に基づく配置を行うとともに、平成19年度以降の教員定員の運用について新たな方策を検討する。

平成18年度実施計画に基づき、環境安全センターへ1名配置することによって全学留保定員総計30名の配置が完了した。

また、平成19年度以降の教員定員の運用について検討し、学長裁量の人件費枠を設定することによる戦略的な事業を行うための方策を策定した。

2) 人件費削減への取組

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度の常勤役員報酬(基本給、諸手当)及び常勤職員給与(基本給、諸手当、超過勤務手当)に係る人件費予算相当額について、平成21年度までに概ね4%の削減を図る。

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、前年度の常勤役員報酬(基本給、諸手当)及び常勤職員給与(基本給、諸手当、超過勤務手当)に係る人件費予算相当額に比して、概ね1%の削減を図る。

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、教員定数の一定数の留保など適正な人事管理計画により人件費抑制に努めた結果、今年度の目標である1%の削減を達成した。

3) 多様な人事制度の構築

外部の専門家の採用及び外部機関との円滑な人的交流を推進するため、年俸制などの多様な雇用が可能となる人事制度を整備し、導入する。

学外の専門家の採用及び学外機関との円滑な人的交流を推進するため、個別契約での対応の拡大や年俸制などの給与制度についても引き続き検討する。

学外機関との円滑な人的交流を推進するため、地域企業からの出向者の受入を計画し、平成19年度から交流を行うこととした。

また、個別契約の拡大及び年俸制の適用を検討した結果、研修医の一部に平成18年度から個別契約を適用した。さらに、平成19年度から、新たに診療助手制度を設け、個別契約及び年俸制を適用することとした。

産学官連携推進等の社会のニーズに対応するため、責務相反の観点を踏まえ、兼職・兼業のルールを策定する。

部局長等の兼業・兼職の承認基準の緩和等に向けて検討する。

部局長の兼業・兼職の内容及び従事時間数を緩和することとし、平成19年度にルール策定を行うこととした。

4) 人事評価システムの整備

教職員の人事評価の基準を確立し、サバティカル制度等のインセンティブを付与するシステムを構築する。

a. 教員の人事評価制度を基に、賞与、給与等への評価結果の反映について検討する。

a. 教員の個人活動評価の位置付け、個人活動評価を賞与、給与等に反映させる方法等について検討し、勤勉手当制度の運用方針(案)及び昇給制度の運用方針(案)をまとめた。

b. 平成18年度に事務系職員の人事評価の試行を行う。

b. 事務系職員の人事評価について、「人事評価試行実施要領」により、事務職員、技術職員、医療職員等の全職種を対象として、各組織の半数を目処に試行を行っ

た。試行後のアンケート調査により、上司・部下との信頼関係の構築、評価の納得性を高めるために育成面談、被評価者に対して人事評価の方針や評価制度を十分理解させることが重要であること等が確認された。

平成19年度においては、人事評価の円滑な導入・実施に向けて改善を図りつつ、事務系職員の人事評価を本格実施する予定である。

5) 任期制・公募制の推進と外国人・女性等の採用

各教育研究組織において任期制を検討し、教育研究にとって任期制が有効なものについては導入する。

前年度に実施した調査に基づき、任期制の拡大へ向けて引き続き検討する。

平成18年度は、新たに環境安全センター及び五高記念館に任期制を導入した。平成19年度は、eラーニング推進機構に任期制の導入を計画した。

さらに、学校教育法の改正に伴い、任期制の導入を各部局で検討し、新たに3部局が任期制の導入を計画した。

企画委員会において教員の選考方法を全学的に調整し、公募による選考割合を増加させる。

前年度に策定した教員選考の評価方針において原則公募としており、今後も公募制の拡大に努める。

教員選考については、原則公募であることを選考基準評価方針として示しており、全学に浸透してきている。

なお、本年度の公募による選考割合は、86.3%であり、前年度に比べて9.56ポイント上昇している。

平成15年9月現在、外国人教員の割合は0.7%であるが、募集手段・媒体を工夫するなどの措置をとり、有能な外国人の採用に努める。

引き続き、有能な外国人の教員の採用に努める。

教員公募については、全世界からの応募が可能となるように、本学のホームページ（Webページ）（英文）に掲載する他、JREC-IN（研究者人材データベース）に掲載している。また、外国人教員の在職状況について部局長等連絡調整会議において報告し、啓発している。

なお、本年度の外国人教員の割合は、平成15年度と比較して1.3ポイント上昇し、2%である。

平成15年9月現在、女性教員の割合は11%であり国立大学の全国平均より高いが、今後とも能力・業績・適性に基づく採用を進める。

引き続き、公募制を推進し、男女の区別なく公正な人事を行う。

各部局において複数の教員による教員選考委員会を設置し、能力・業績・適性に基づく公正な人事を行っている。また、女性教員の在職状況について部局長等連絡調整会議において報告し、啓発している。

なお、女性教員の割合は、平成15年度と比較して1.6ポイント上昇し、12.6%である。さらに、女性研究者の支援のための雇用環境の整備を図るため、全学的な男女共同参画推進委員会を設置し、研究と育児・介護の両立のための改善策を検討し、取り

組んでいる。

6) 事務職員等の採用・養成・人事交流

優秀な人材確保の観点から、専門性が求められる業務については、選考採用を可能とする制度を導入する。

17年度に実施済みのため、18年度は年度計画なし

事務職員等の質の向上及び組織の活性化の観点から、文部科学省での勤務や九州地区を中心とした他大学等との人事交流を行う。

引き続き文部科学省や九州地区を中心とした他大学等との人事交流を計画的に行う。

文部科学省における行政実務研修生として、平成18年度は1名を派遣した。
九州地区等における平成18年度の人事交流の実績は次のとおり。

人事交流機関名：九州大学、佐賀大学、宮崎大学、鹿屋体育大学、有明工業高等専門学校、熊本電波工業高等専門学校、八代工業高等専門学校、阿蘇青少年交流の家、諫早少年自然の家、東京工業高等専門学校、
大学評価・学位授与機構

転出者22名、転入者20名

職員の質の向上を図るため、研修制度を充実する。

前年度新たに開設した民間派遣研修、国際交流業務研修及び幹部職員研修等の実施など、研修の多様化を図るとともに、放送大学を利用した研修を更に充実する。

昨年に引き続き、民間派遣研修として地元百貨店へ3名の派遣を行った。また、今年度から従来の座学を主とした集合研修を改め、問題解決志向・リーダーシップを強化するための長期実践型研修（係長を対象）及び新規採用者の早期戦力化を図るための実地研修を織り交ぜた実践型の研修を実施した。

さらに、職員全体にキャリア意識を浸透させることを目的として、採用後1年未満の職員を対象としたキャリア育成研修を実施するなど、研修の教育効果に主眼を置き、時代のニーズに即したプログラムを実施することにより、研修内容の多様化を図った。

放送大学を利用した研修については、同大が今年度本学キャンパス内に移転したことから職員の受講希望者が増加した。また、新規採用事務職員については、自己啓発の一環として全員の受講を義務づけた。

4月 新採用職員研修

5月 新採用職員実務体験研修

10月 新採用職員研修

9月～2月 係長級職員研修

7月、12月 評価者（管理者）研修

7月～8月 民間企業等派遣研修

4月～9月、10月～3月 放送大学を利用した研修

2. 運営費交付金債務及び当期振替額の明細

(1) 運営費交付金債務の増減額の明細

(単位：百万円)

交付年度	期首残高	交付金当期交付金	当期振替額				期末残高
			運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	資本剰余金	小計	
平成16年度	639		127				512
平成17年度	405						405
平成18年度		17,047	15,953	818	0	16,770	276

(2) 運営費交付金債務の当期振替額の明細

平成16年度交付分

(単位：百万円)

区 分		金 額	内 訳
成果進行基準による振替額	運営費交付金収益	0	該当なし
	資産見返運営費交付金	0	
	資本剰余金	0	
	計	0	
期間進行基準による振替額	運営費交付金収益	0	該当なし
	資産見返運営費交付金	0	
	資本剰余金	0	
	計	0	
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	127	費用進行基準を採用した事業等：退職手当 当該業務に係る損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：127 (人件費：127) 運営費交付金の振替額の積算根拠 業務進行に伴い支出した運営費交付金債務127百万円を収益化。
	資産見返運営費交付金	0	
	資本剰余金	0	
	計	127	
国立大学法人会計基準第77第3項による振替額		0	該当なし
合計		127	

平成18年度交付分

(単位：百万円)

区 分	金 額	内 訳	
成果進行基準 による振替額	運営費交付 金収益	244	<p>成果進行基準を採用した事業等： <教育改革事業> ・ものづくり創造融合工学教育事業 ・熊本大学LINK構想を活用した地域再生推進事業 <研究推進事業> ・臨床医学疫学研究機関関連事業、 ・ナノスペース電気化学研究創出事業 ・消化器癌の腹膜播種阻止に向けた新しい予防的治療戦略の開発 <特別支援事業> ・国費留学生支援事業 ・卒後臨床研修必修化に伴う研修経費（手当相当） 当該業務に関する損益等 7) 損益計算書に計上した費用の額：244 （備品費：3、消耗品費：51、その他の経費：190） 1) 自己収入に係る収益計上額：0 2) 固定資産の取得額：教育研究機器 36 運営費交付金収益化額の積算根拠 教育改革事業及び研究推進事業については、計画に対して十分な成果を上げたことと認められることから、資産見返運営費交付金を除いた運営費交付金債務を全額収益化。 国費留学生支援事業については、予定した在籍者数を満たしていないため、運営費交付金債務を10百万円収益化。 卒後臨床研修必修化に伴う研修経費については、医員・研修医の延月人数が予定人数を満たしていないため、運営費交付金債務61百万円を収益化。</p>
	資産見返運 営費交付金	36	
	資本剰余金	0	
	計	280	
期間進行基準 による振替額	運営費交付 金収益	12,863	<p>期間進行基準を採用した事業等：成果進行基準及び費用進行基準 を採用した業務以外の全ての業務 当該業務に関する損益等 7) 損益計算書に計上した費用の額：12,863 （人件費：12,061、その他の経費：802） 1) 自己収入に係る収益計上額：0 2) 固定資産の取得額：建物 7、建物附属設備 13、構築物 4、商標 権 2、図書 44、教育研究等機器 62、ソフトウェア 24 運営費交付金の振替額の積算根拠 学生収容定員が一定数（85%）を満たしていたため、期間進行 業務に係る運営費交付金債務として翌事業年度に繰越す105百 万円を除いた、12,863百万円収益化。</p>
	資産見返運 営費交付金	156	
	資本剰余金	0	
	計	13,019	
費用進行基準 による振替額	運営費交付 金収益	2,845	<p>費用進行基準を採用した事業等：退職手当、障害学生特別支援事 業、その他 当該業務に係る損益等 7) 損益計算書に計上した費用の額：2,845 （人件費：1,967、その他の経費：878） 1) 自己収入に係る収益計上額：0 2) 固定資産の取得額：建物5、建物附属設備198、教育研究機器54、 医療用機器 369 運営費交付金の振替額の積算根拠 業務進行に伴い支出した運営費交付金債務2,845百万円を 収益化。</p>
	資産見返運 営費交付金	626	
	資本剰余金	0	
	計	3,471	
国立大学法人 会計基準第77 第3項による振 替額	0	該当なし	
合計	16,770		

(3) 運営費交付金債務残高の明細

(単位 : 百万円)

交付年度	運営費交付金債務残高	残高の発生理由及び収益化等の計画
16年度	成果進行基準を採用した業務に係る分	0 該当なし
	期間進行基準を採用した業務に係る分	0 該当なし
	費用進行基準を採用した業務に係る分	512 退職手当 ・退職手当の執行残であり、翌事業年度以降に使用する予定である。 在外研究員等旅費 ・在外研究員等旅費の執行残であり、翌事業年度において使用の方途がないため、中期目標期間終了時に国庫返納する予定である。
	計	512
17年度	成果進行基準を採用した業務に係る分	30 卒後臨床研修必修化に伴う研修経費 ・卒後臨床研修必修化に伴う研修経費について、医員・研修医の延月人数が予定人数を満たしていないため、その残額を債務として翌事業年度に繰越したものである。 ・当該債務は、翌事業年度において使用の方途がないため、中期目標期間終了時に国庫返納する予定である。
	期間進行基準を採用した業務に係る分	0 該当なし
	費用進行基準を採用した業務に係る分	375 退職手当 ・退職手当の執行残であり、翌事業年度以降に使用する予定。 PFI施設維持管理経費 ・PFI施設維持管理経費の執行残であり、翌事業年度以降に使用する予定である。 一般施設借料 ・一般施設借料の執行残であり、翌事業年度において使用の方途がないため、中期目標期間終了時に国庫返納する予定である。
	計	405
18年度	成果進行基準を採用した業務に係る分	30 卒後臨床研修必修化に伴う研修経費 ・卒後臨床研修必修化に伴う研修経費について、医員・研修医の延月人数が予定人数を満たしていないため、その残額を債務として翌事業年度に繰越したものである。 ・当該債務は、翌事業年度において使用の方途がないため、中期目標期間終了時に国庫返納する予定である。 国費留学生経費 ・国費留学生経費について、収益化可能額算定時点の在籍者数が予定員数を満たしていないため、その残額を債務として翌事業年度に繰越したものである。 ・当該債務は、翌事業年度において使用の方途がないため、中期目標期間終了時に国庫返納する予定である。

18年度	期間進行基準を採用した業務に係る分	105	・「先進材料ナノ構造解析システム一式」の翌事業年度資産納品 「先進材料ナノ構造解析システム一式」については、政府調達協定対象の資産の購入契約である。当該資産の納品が当初予定していた年度を超えることとなったため、翌事業年度の納品時に資産見返勘定へ振替える予定である。
	費用進行基準を採用した業務に係る分	141	退職手当 ・退職手当の執行残であり、翌事業年度以降に使用する予定。 PFI施設維持管理経費 ・PFI施設維持管理経費の執行残であり、翌事業年度以降に使用する予定である。 一般施設借料 ・一般施設借料の執行残であり、翌事業年度において使用の方途がないため、中期目標期間終了時に国庫返納する予定である。 不用建物工作物撤去費 ・不用建物工作物撤去費の執行残であり、翌事業年度において使用の方途がないため、中期目標期間終了時に国庫返納する予定である。 認証評価経費 ・認証評価経費の執行残であり、翌事業年度以降に使用する予定である。
	計	276	

・ 関連会社及び関連公益法人等

1. 特定関連会社

特定関連会社名	代表者名
該当なし	

2. 関連会社

特定関連会社名	代表者名
該当なし	

3. 関連公益法人等

関連公益法人名	代表者名
該当なし	